

政府・東京電力統合対策室合同記者会見

日時：平成23年9月20日（火）16：30～21：53

場所：東京電力株式会社本店3階記者会見室

対応：園田大臣政務官（内閣府）、森山原子力災害対策監、山形原子力安全基準統括管理官（原子力安全・保安院）、植田補佐（住民生活支援チーム）、伊藤審議官（文部科学省）、加藤審議官（原子力安全委員会事務局）、相澤副社長、松本立地本部長代理（東京電力株式会社）

※文中敬称略

○司会

ただ今から政府・東京電力統合対策室合同記者会見を開催いたします。本日、細野大臣は海外出張のため欠席です。それでは本日の議題であります、東京電力福島第一原子力発電所事故の収束に向けた道筋及び原子力被災者への対応に関する当面の取り組みに関しまして、園田大臣政務官から政府の取り組みにつき説明をいたします。

＜事故収束に向けた道筋について＞

○園田政務官

それでは、私から事故収束に向けた道筋の件につきましてご説明をさせていただきます。まず、これまで東京電力福島第一原発原子力発電所の事故収束に向けた道筋ということで、月に1回リバイスをして参ったところがございます。その進捗状況について本日皆様方にお伝えをさせていただきます。原子炉及び使用済み燃料プールの安定的冷却の状態、これを確立をいたしまして放射性物質の放出を抑制する、そしてそれによって避難をされておられる皆様方にも1日でも早くお地元に戻っていただけるよう、政府あるいは東電事業者を含めて今、全力をかけて行っているところでございます。その前提となる諸課題への取り組み状況でございますが、まず原子炉の循環注水冷却は2号機とそれから3号機につきましては、給水ラインに加えまして、より効果的な冷却が可能となりますコアスプレイからの注水を開始をいたしました。そしてまた今現在冷却を続けているところでございます。それから建屋内の滞留水の処理につきましては、処理施設が安定的に稼働しているところでございまして、滞留水の水位は当面の目標レベルでありますOP3,000以下でありますけれども、ここに到達をすることができております。滞留水の全体量につきましては、これからまた豪雨であるとかあるいは処理施設の長期停止にも耐えられるというレベルまで達しているというふうに減少してい

るところまで評価できるのではないかというふうに思っておるところでございます。それから放射性物質の現時点での放出量の評価につきましては、この1ヶ月間東京電力あるいは現場の皆様方のご努力によりまして、1ヶ月前で測定をさせていただいているところより、より具体的よりそしてまた現実の数値に近い形でご努力をいただいているところでございます。原子炉建屋上部やあるいは陸域及び海域での空気中での放射性物質濃度、ダスト濃度の測定を行って参りました。これらの測定結果を基に総合的に評価をいたしますと、現放出量の最大値は1号機から3号機合計で毎時約2億 Bq、事故時の毎時約800兆 Bqの約400万分の1と推定がされるという評価結果が出てきたところでございます。後ほど800兆 Bqということに関しましては、安全委員会からのより確実な数値を出すべくという形で、全体ご報告をさせていただいたよりもこの数値そのものが減少をしているところにはご留意をいただきたいと存じます。また放射性物質の除染につきましては、原子力災害対策本部におきまして除染推進に向けた基本的な考え方、及び除染に関する緊急実施基本方針などを決定をいたしましたところでございます。ただ今各市町村とともに協力をいたしまして8月下旬より除染の実証実験、これを行ってきたところでございます。以上ステップ2と位置づけられている放射性物質の放出が管理をされ、放射線量が大幅に抑えられているということ、そしていわゆるこの冷温停止状態につきましては、目標値としては目標の達成時期といたしましては10月半ばから来年1月半ばまでというふうにさせていただいているところでございますけれども、昨日でございますが細野大臣もお伝えをさせていただいておりますけれども、これを年内の達成という形に、年内を目途に達成すべく今、全力を挙げている、取り組んでいるところでございます。それから被災者生活支援の部分で今日皆様方にもお配りをさせていただいておりますけれども、こちらのロードマップ進捗状況についてのポイントだけお伝えをさせていただきます。ご案内のとおり、警戒区域内の一時立ち入りの支援という形で希望者全員の1巡目が、9月9日に終了をいたしましたところでございます。二巡目の立ち入りにつきましては、ちょうど昨日からマイカーでの立ち入りの実施を認めているところでございます。これを順次これから行われていくという形になって参ります。それから本格的な除染に向けた取り組みといたしましては、ご案内のとおり福島県庁のオフサイトセンターに福島除染推進チームが8月24日に立ち上がると同時に、続いて内閣官房には放射性物質の汚染対策室を設置をいたしました。そして、先ほど申し上げた緊急実施基本方針、これに伴いまして9月9日には閣議決定で約2,200億円の予備費を活用することが決定をされたところでございます。併せてこれは国会で成立をいたしましたところでございますが、汚染対策の

対処、特商法が成立をいたしておりますので、これの立ち上げに今後順次移行をしていくものであるというふうに思っておるところでございます。その他、被災者等への賠償という点におきましては、この原子力損害賠償紛争解決センター、これが開設をされ今受付をさせて開始をさせていただいているところございまして、9月13日には福島事務所も設置をいたしたところでございます。また、東京電力からは算定基準を発表をされているところございまして、今後9月中に受付、10月中旬以降の支払いを開始を目指して体制も拡充をしていくということでございます。ロードマップの進捗状況についての私からの発言は以上でございます。後ほど東電の相澤副社長から内容についての詳しいご説明がございますので、内容についてはそちらに譲りたいと思います。

○司会

次に、東京電力相澤副社長から説明します。

○東京電力

東京電力原子力立地本部長の相澤でございます。まずは当社福島第一原子力発電所の事故によりまして、発電所周辺の皆様、福島県民の皆様、更に国民の皆様にご迷惑とご心配をおかけしておりますことに改めて心よりお詫び申し上げます。申し訳ございません。私からは本日事故の収束に向け、全力を挙げて実施しております対策の進捗状況についてご説明させていただきます。お手元の資料1、「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 進捗状況のポイント」をご覧ください。まず基本的な考え方でございますが、これまで作業はおおむね計画とおりに進んでおりまして、収束に向けた取り組みへの考え方は変更せずに今後も進めて参りたいというふうに考えております。続きまして目標達成時期等でございますが、設定した目標あるいは時期については達成可能と考えており、私どもといたしましてもステップ2の目標である冷温停止状態を、年内を目処に達成すべく全力を挙げて取り組んで参ります。滞留水ですが、豪雨や水処理装置の長期停止があった場合でも海洋への放出リスク等が相当程度低減できるレベルにまで水位が減少してきております。引き続き、循環注水冷却を継続、強化して参ります。圧力容器底部の温度はグラフでお示したとおり、9月19日の時点で1号機は84℃、2号機は113℃、3号機は91℃となっております。今後も温度を監視しつつ、放射性物質の放出も管理し、冷温停止状態への移行を目指します。その後、モニタリングの結果から放射性物質の放出量を最終評価いたします。なお最終評価までの間、放出量評価は継続して実施し皆様に公表い

たしていくつもりでございます。こうした取り組みによりまして、原子炉等のより安定した冷却と放射性物質の放出を管理、抑制できることを確認していきます。では次に、至近の1ヶ月で実施した作業、そして今後の取り組みにつきまして総括的なご報告をさせていただきます。課題1、原子炉でございますが、注水ラインを変更してより効果的な冷却を開始することに取り組んで参りましたが、3号機は9月1日、2号機は9月14日に従来の給水ラインに加えまして、炉心上部から冷却水をスプレーするコアスプレー系からの注水を開始しております。現在は2つの給水ラインから1号機は毎時約3.6立米、2号機は毎時約7立米、3号機は毎時約12立米にて注水を行っております。その結果、1号機の圧力容器底部の温度は100℃以下で安定しております。3号機につきましては注水量の変化に伴う温度変化につきまして試験中でございますので、まだまだ安定したとは言えておりませんが、今後2号機3号機につきましても冷温停止状態達成に向けた十分な注水量の把握を行い、100℃以下での安定を目指して参ります。課題2、燃料プールにつきましては、先月のご報告でステップ2の目標でありますより安定的な冷却状態を達成していることをご報告済みでございますので次に移らせていただきます。課題3、滞留水ですが、第二セシウム吸着処理施設サリーが8月18日に運転を開始したこと、またキュリオン、アレバの稼働率が安定して推移したことにより、タービン建屋内の滞留水の水位が大幅に下がってきております。この結果グラフにお示ししたとおり、滞留水の水位を豪雨や水処理装置の長期停止にも耐えられるレベル、目標としてOP3,000、つまり小名浜湾平均潮位から3,000ミリとしておりましたが、これを9月11日に達成しております。なお滞留水の処理実績は9月18日時点の累積で95,420トン、最近1週間の平均稼働率は83%となっております。今後は蒸発濃縮装置の10月中旬の運転開始に向けて塩分処理施設の増強も図って参ります。続きまして課題4、地下水でございますが、既にご案内させていただいておりますとおり、遮蔽壁の基本設計を8月31日に完了し、現在ステップ2の期間内における工事着工に向けて詳細検討を進めております。次に課題5、大気土壌ですが、3号機原子炉建屋上部がれきの撤去を9月10日から開始しております。4号機も明日9月21日頃から開始できるというふうに考えております。また撤去したがれき等につきましては、放射線量に応じて容器に収納した上で、保管エリアで適切に保管を行っております。更に前回の会見でもお話をさせていただきました、格納容器ガス管理システム、これは原子炉圧力容器底部の温度がおおむね100℃以下に到達した後に、格納容器から漏えいする放射性物質の放出量を低減するために、格納容器への窒素充填量と同程度のガス量を抽出、管理いたしまして、格納容器内の圧力を大気圧程度にする装置でございます。これ

を1から3号機に順次設置して参る予定でございます。続きまして課題6、測定・低減・公表でございますが、1から3号機からの現時点の放出量について再評価を行いました。なお今回の評価では前回まで評価を行ってきた西門付近の空气中放射性物質濃度のほとんどが検出限界値未満となっていることから、放出源に近い原子炉建屋上部における空气中放射性物質濃度の測定結果、あるいは海上でのダスト濃度測定結果から放出量を評価しております。このように精度を上げて評価した結果、現在の放出量は低下傾向にあると認識しておりますが、3号機原子炉建屋上部からの放出量は今後再評価することから、現時点では保守的に考え、先月ご報告した結果と同様最大で1時間あたり約2億Bqと推定しております。これは事故時と比較すると約400万分の1に減少しております。この放出量に基づく敷地境界での年間被ばく線量は、暫定値ではございますが最大で年間約0.4mSVと評価しております。今後も空气中の放射性物質濃度の測定を実施し、放出量の低減傾向を把握して参ります。また次に、内閣府、文部科学省のご指導の下、モニタリングを実施し、効率的な除染がし得る情報を引き続き収集をするとともに、これらの成果や当社の保有する放射線管理に関する知見等を用いて、国や市町村による除染活動を、それぞれとご相談させていただきながら、できる限りご支援申し上げていきたいというふうと考えております。最後に、残りの対策につきましてまとめてご報告いたします。まず課題7、津波補強他ですが、8月26日に全号機の原子炉建屋の耐震安全性評価を完了しております。次に課題8、生活職場環境ですが、8月末段階で仮設寮は予定していた1,600人分の建設を完了しております。課題9、放射線管理医療ですが、夏季限定であった5、6号機の救急医療室を恒常的な施設として、看護師や放射線技師の派遣も開始しております。また課題10、要員育成配置ですが、放射線関係の要員育成を引き続き実施して参る所存でございます。私からの説明は以上ですが、本日も会見に合わせまして当社福島第一原子力発電所の現場の状況並びに被災者の皆様の帰宅に向けた支援の様子を収めたビデオ映像を用意させていただきました。一部の映像は先週末から開始いたしました写真による現場公開シリーズと重複しているところもございますが、少しでも現場の様子をご理解いただければ幸いです。また今後避難されている方々のご帰宅には、復旧作業の着実な進展とともに、放射線測定要員の養成とその要員による正確なモニタリングが重要になります。その様子をこれから皆様にご覧いただきたいと存じます。この映像につきましては、データをUSBで用意させていただいておりますので、ご希望の方はお手数ではございますが、会見場入り口にてダウンロードを願えればと存じます。私からは以上です。それではこれから放映をさせていただきます。ご覧ください。以上でございます。

○東京電力

それでは映像のほうをスタートさせてください。こちら2号機3号機の間の高台から、1号機から4号機を撮った映像になります。ちょっと止めていただいて。じゃあスタートお願いします。正面に映っていますのが4号機になります。1号機は現在原子炉建屋のカバーの設置工事を進めておりますが、現在壁パネル全18枚中8枚が取り付けられているという状況になります。こちらは3号機の周辺で、瓦礫の撤去を遠隔操作によりまして、片付けを行っているところです。3号機への原子炉の注水ラインでございます。場所は2号機のタービン建屋の東側でございます。手前のバルブを操作することで、原子炉への注水量の調整を行っています。こちらは第2セシウム吸着装置サリーの吸着塔になります。こういったタッチパネル式の制御装置でコントロールをしています。こちらちょっと静止画になりますけれども、建屋の上空でのサンプリングの様子です。これが1号機、3号機で使いましたスカートをはいたような形になっておりますけれども、サンプリング装置になります。2号機のほうは、ブローアウトパネルのところではサンプリング装置を置いています。こちらからが文科省さんのご指導の元で、各地点でのモニタリングを行っているところの映像になります。まずこの場所でございますけれども、富岡駅から海岸までの間の水田での測定風景になります。続けてください。続きまして各地点での測定結果になりますが、まず1枚目が檜葉町、ここが浪江小学校。それからふれあいセンター浪江、最後が請戸川の上流というところで測定を行っています。こちら動画になりますが富岡駅での放射線の測定状況になります。ちょうどここが駅のホームの上というような状況になります。駅から海のほうへ向かった測定状況です。こちら東京電力の総合研修センターでの研修の様子です。

サーベイメーターの取り扱いの他、こういった防護器具の装着のしかた等を研修しています。こちらは広野町の中央体育館での一時帰宅での支援活動をしているところの風景になります。東京電力からの映像の紹介は以上でございます。

○司会

以上で、この議題に関する説明を終わります。ここで園田政務官から補足の説明がございます。

○園田政務官

それでは私から、まず何点か先般来の宿題をいただいておりますので、

それについてお答えをさせていただきます。まずこの共同記者会見のことに
関してお話しをいただきました。この記者会見におきましては、参加が可能
な方ということで皆さま方にも、もうお伝えをさせていただいておりますけ
れども、その要領ができております。これにしたがひまして、大変恐縮で
ございますけれども、ここの記者会見場に入っただけの方という形でお願
いをさせていただいているところでございます。協会に加入されておられま
すとか、あるいはその発行する媒体に照らして、その協会に準じているとい
うふうに認めうるものであるとか、あるいはその上記メディアが発行する媒
体。これに対しても定期的に記事等を提供している方という形で、いわゆる
フリーランスの方も、ここの中には入って、この要領を満たした方には入っ
ていただけるという形をとらせていただいているところでございます。それ
から後、私はこの会見を後にいたしましてから、ご質問をいただいた合同会
見を参加の申し込みをして許可をしなかった人数、区分、不許可理由という
かたちでご質問をいただいております。これにつきましては、合同会見の
登録要件に該当しない方の人数は、9月20日時点において7名。うち、先ほ
ど申し上げた区分がでございますけれども。ここに該当する方、区分8でござ
いますけれども、この発行する媒体の目的であるとか内容であるとか、実績
等に照らして、それに準ずるものであるかどうかということで、それに該当
する方が2名。それからフリーランスの方で、定期的に記事等を提供してい
るものという形で、ここに該当する方が5名いらっしゃると、該当しない方
は5名いらっしゃるといってはお伝えをさせていただいてるところでござ
います。また、これら7名の他に資料の提出を、私どものほうから求めている
方が6名おられるということでございます。登録が認められなかった理由
といたしましては、まず先ほど申し上げた区分8の方につきましては、この
発行する媒体の目的、内容、実績等に照らして、日本新聞協会会員等に準ず
るか否かの判断をしているというところでございます。ここの提供がない
か十分と判断することが、認められていない方については困難であるという
形の判断をさせていただいているところでございます。それから区分9、い
わゆる定期的に記事等を提供しているかどうかというところでございますけ
れども、ここの該当の方で許可をしなかった方は、いわゆる1年間で2件以
上の署名入り記事の送付をこちら側から求めているというところ、その提
供が現在のところ無いということで、先ほど申し上げた7名の方については、
大変恐縮でございますけれども、登録要件に該当しないということでお話し
をさせていただいているところでございます。それからファクターの宮嶋さ
んから、ご質問いただきました渡利と小倉寺の2か所での線量が高い件とい
うことでございまして、私どもに情報が、その時点で上がっていなかったと

ということで、私も大変遺憾に思っているところでございますが、9月12日に発表した測定結果では、測定いたしました1,038地点中、 $3.0\mu\text{Sv}$ 毎時を超えた地点は、2点あったということでございます。それが渡利の字東土入地区と、小倉寺の字稻荷山地区でございます。両地区は県庁から約2キロメートルの距離にあって、人工密集地域という状況ではないということでございます。ただ当該地点を特定避難勧奨地点に設定するかどうかにつきましては、現在原子力災害現地対策本部及び福島県、そして福島市において慎重な検討が重ねられているということでございますので、今後の予定については、現在のところ未定でございます。それから、20キロ圏内の取材についてということで、マスコミが一部同行取材として入っているのではないかとのご指摘をいただいていたところでございます。これについては、現地対策本部は警戒区域への一時立ち入りに関するマスコミの同行取材について、立ち入り実施地区の役場の許可を得た上で認めていたということでございます。これに関しましては、マスコミさんの側でバスを調達して、1台のバスに同乗して住民のバスに同行する形。これで5月10日から9月1日まで、合計6回の取材の許可が出ているということでございます。調達したバス1台の定員は約20名程度でありまして、登録は県政記者クラブにおいて行われたものでございます。また、役場なども公益目的立ち入りにおいて、マスコミが同乗して取材を行うということ、当該の役場が認めた場合に立ち入りを行ったことが、過去の例としてございます。いずれにいたしましても、その市町村、役場の判断でございまして、マスコミの取材に公益性があるかを判断して、立ち入りを認めているものであるというふうに承知をいたしているところでございます。20キロ圏内にマスコミのみが立ち入ったの取材というものは、現在のところでも認められていないというところで、そのように今、なっておりますのでございます。それからグローバルホークに関しまして日本政府から公開しないようにと要請をされたと米側の関係者が述べているという旨の記事については、事実関係を聞かれた件についてでございますが、この記事のURLはもうすでに削除されているということでして、現時点では見つかっておりません。ただ、当初この外務省ですが、外務省及び防衛省に確認をさせていただいたところ政府としてそのような事実があるとは承知をしていないという回答が来ているということでございますので、そのことをお伝えさせていただきます。それから、放射線医学総合研究所で行われた内部被ばくの検査について先般私から確認させていただきますということをお伝えをさせていただいた件です。尿のバイオ検査はどういう検出器を用いて行われたのかという問いです。遮蔽体の中でバックグラウンドを低くした状態でゲルマニウム検査機で測定しています。その際、尿を何cc用いて何分間検査をした

のかという問いですが、54cc の尿を用いて約 1,000 秒間の検査を行っております。子供の場合については1万秒でございます。尿のバイオ検査、及びホールボディーカウンター検査の両方の検出限界を伝えるようにということですが、尿の培養水検査の検出限界はヨウ素 131 については8Bq/L、それからセシウム 134 及びセシウム 137、これはともに13 Bq/L でございます。それからホールボディーカウンターの検査についてはセシウム 134 は320 Bq、セシウム 137 は570 Bq でございます。それから警察官と自衛官と消防官の方々が20名測定した際に、スミア鼻スミアという吸入の被ばくを見る検査を行ったのかというお問い合わせですが、この鼻スミアについては吸入の可能性があった直後に有効なものと考えていまして、数ヶ月間経てからの検査はそれほど意味のないと現時点では考えています。そのため今回の検査においては行っていないということでございまして、ただし内部被ばくを正確に見るために体表面のモニターと、それからその視野からはずれる顔面とその周囲のサーベイを追加して行っているということです。最後になりますが東京大学ではその遮蔽したホールボディーカウンターの検査機を用いて、放医研については周囲は遮蔽をしていないのではないかと、そういったやり方では問題ではないかという問いでございました。放医研のホールボディーカウンターについては緊急被ばく医療用のもので、そもそも重度の汚染患者の測定を意図して最適な測定ができるように調整されているということです。ただし現在の設定であっても1mSv以下の相当低い線量の被ばくを検出できるということで、基本的に検出限界は十分低いと考えているところです。私からの補足は以上です。

○司会

次に原子力安全委員会から説明があります。

○原子力安全委員会事務局

原子力安全委員会事務局の加藤です。私からは今回の福島第一の事故以降、行われました記者ブリーフィングの速記録のホームページアップについてご報告申し上げます。前回15日の統合会見の場で安全委員会は会議後の記者ブリーフィングについては5月19日のものからはここでのご要望を踏まえたものをホームページにアップさせていただいていますがそれ以前のものはどうなっているかというおたずねがございまして、私からそれ以前の速記録は存在していないとお答えしたところでございます。しかしながら、役所に戻ってよく調べてみたところ、それ以前の記者ブリーフについても速記録業者を入れていて、業者から出てきた状態のものはあるということです。まずは

誤ってお答えしたことをお詫び申し上げたいと思います。

今後についてですが、それ以前の記者ブリーフの速記録についても誤字脱字の確認等を行ったものから順次公開させていただきたいと思っております。優先度としては原子力安全委員会では委員会後のブリーフは4月25日から行うようにしていますので、まずは4月25日以降5月19日までの間の委員会後のブリーフ、それが済みましたら今回、事故後原子力安全委員会では3月25日から毎日の環境モニタリング結果の評価というものを記者ブリーフを行ってきていますが、それについての速記録を載せていくというふうにさせていただきたいと思います。分量がございますので一挙にというわけにはいきませんが、順次載せていきますのでご理解いただきたいと思います。また以前の速記録、録音状態につきましては記者の皆様からの質問がちゃんとマイクを使っていたいていないようなものがあって、質問が十分きれいに取れていないというものもありますので、最悪の場合、質問内容不明という形で載せさせていただくこともあるかと思っておりますけども、その点についてもご理解賜りたいと思います。とにかくできるだけ載せていくということで対応させていただきたいと思います。私からは以上です。

○司会

次に東京電力から説明があります。

○東京電力

東京電力です。まず午前中の会見でご報告させていただいた全面マスクのフィルターがとれた方のその後の状況でございますがホールボディーカウンターをJヴィレッジで受検いたしまして、記録レベル以下、内部取り込みなしという評価をいただいております。フィルターが外れた原因でございますけれども、本日の作業は基本的に腕を伸ばした状態での作業が多かったものですから、マスクのいわゆるフィルターと接触する機会が何度かあり、その都度フィルターが徐々に緩んで最終的に外れたのではないかとというふうに推定いたしております。それからもう1件は水たまりが発見されましたのでご連絡させていただきます。場所は共用プールの地下1階でございます。本日の11時頃発見されております。場所は3カ所ございまして、1つめが排気口サンプ室というサンプピットがある部屋のところでございますが、ここに約20リットル、それからもう1カ所が南東カウンティング室というところで約600リットル、3番目がプリコートポンプ室で約300リットルということで合わせて約1^m3程度というふうに考えております。なお、今回は昨日まで共用

プールは冷却ができていない状況でございます、最高 58.8℃程度まで水温が上がりましたので、その際蒸発していた水分が結露水という形でサンプルピット内にたまって、それが床ファンネルを通じて各所であふれたのではないかというふうに考えております。この水たまりの水に関しましてはサンプリングを行いまして核種分析をするということでございます。濃度といたしましては、セシウム 134 が $4.7\sim 7.0\times 10^0$ 、それからセシウム 137 が $5.4\sim 8.1\times 10^0$ 、それからコバルト 60 が 1.2×10^0 、いずれも単位は Bq/cm^3 ということでございます。ヨウ素 131 に関しましては検出限界未満という状況でございますので、基本的には結露水の可能性が高いというふうに考えています。東京電力からは以上でございます。

<質疑応答>

○司会

ここから質疑に入ります。質問事項は冒頭にまとめて簡潔にお願いします。

○共同通信 岡坂

Q：共同通信の岡坂ですが、1つは放出量の評価ですが数字は前回と同じということですが、ここは前回と異なっているという理解でいいのかということと、それから、近いうちに出したいとおっしゃってきた放射線廃棄物の最終処分場に関するロードマップですとかについて今回は示されていませんがその目処、それも含めて住民が帰宅されるまでにあとどういったことが必要だというふうにお考えかということ、最後ですけれど、ステップ2終了の目標の目処については3から6ヶ月については今回で示さないで年内を目標にするということに改めるという理解でよろしいでしょうか。以上3点お願いします。

○司会

誰に対する質問でしょうか。

Q：園田さんをお願いします。

A：（園田政務官）まず放出量の評価ですが先ほど相澤社長からもご説明ありましたが、前回までは敷地内の西門のところでのダストサンプリングという形でその評価、その数値に基づいて評価をして参りました。今回からは先ほど映像にもありましたけど1号機、それから3号機については、圧力容器の上

部のところにそのダストを採取するものをつけるというか近づけて、そこでなるべく他の物が入らないような形で測っていると。それから2号機についてはブローパネルの落下地点、落下の穴が開いている部分、あそこに装置を持って行って測らせていただいているという形です。それと先ほど申し上げたように、海側ですね、ここは他の外部要因が影響は少ないというところもありますので、そういった点では海にいわば無人船を浮かべましてここでのダストサンプリングを行わせていただいてその総合的な評価という形が今回の評価です。ただしこのロードマップの進捗状況のポイントにも書かせていただいておりますが、3号機については再評価が必要ではないかと。すなわち1号機と違って上の上部の部分がかなりがれき等があってそこに近づけたわけですが、なかなかそこから正確と思われるかどうかというところの値がとりにくかったという部分がありますので、この部分についてはおよそまだ推定値ではないかというふうに私どもとしては考えているところでございます。したがって今後3号機も含めてその放出量についてはですね、より確実な、より正確な評価と、それから算出方法がより求められるというのが現段階での話でございます。それから最終処分場についてのロードマップはこれについてはまだ原子力委員会との兼ね合いもあって、中長期のその処理方法というか、処理というか、そこも含めて今後検討していかなければいけないということと、それからやはりなんといってもまずは中間貯蔵施設に関しての福島県、あるいは福島県内における各市長村、自治体との、皆様方との協議が進んでいないという状況がございますので、この部分についても再度というか継続して協議をさせていただいているというところでございます。

それから住民の帰宅までのいわば何が必要かというところですが、当然ながら発電所自体の事故収束そのものはきちっとさらに確実性を高めていかなければならないというところがございます。さらにはそれだけではやはり今の除染というところを国の責任でというふうに申し上げているところですが、ここをしっかりとそれと同時にやっていくというのが今強く求められているものであると思っています。それからなんといっても今日も少し私、地元の自治体の皆様方と少しお話する機会が、あ、議会の皆さんとお話する機会があったんですが、やはり住民の皆様が避難されておられますので、そういった面ではお帰りになられるまでにはまずはインフラの整備がございますし、あるいは社会生活的なさらなるインフラ整備というところもその中で随時求められるということがございますので、この部分もしっかり自治体の皆様方と協議相談をさせていただきながら進めていく必要があるのではないかと思います。それからステップ2については、ここにも記載をさせていただ

いていますが3から6ヶ月の間でのステップ2の目標達成という、これに関しては変更を今回はしておりません。したがってさらに先ほど申しあげましたように、この放出量の評価であるとか、2号機、3号機の炉の状況、安定的な冷却というものをさらに作り出していかなければならないというふうに思っていますので、今回の目標達成時期の目標は、現在は変えておりません。ただし先ほども申しあげましたが、細野大臣からは私どもにも当然指示を出してもらっていますが、前倒しで行うようにということでさらに東電とも協力をさせていただきながらこの達成時期というのが前倒しになれるようになるように、私どもとしても全力を挙げていく所存でございます。

Q：そうしますと一応その、念のため確認です。ゴールとしては来年1月までということに残しつつ、できるだけそれを前倒ししたい、できれば年内にしたいという主旨でしょうか。

A：（園田政務官）はい。そうでございます。

Q：私1点伺い漏れたのですが、緊急時避難準備区域の解除について、すでに9月中に一斉解除ということが報じられていますが、改めて体系的にお示しいただけますか。

A：（園田政務官）緊急時避難準備区域については、前回の災害対策本部におきまして各自治体において復旧計画を立てていただきたいということのお願いをさせていただいています。各自治体からは、当該の自治体からは復旧計画をお出しいただいているという状況でして、今その確認作業を行わせていただいているという段階です。したがって、なるべく早くというふうに私どもも考えていますが、この復旧計画がしっかりと行っていけるという評価をさせていただけるならば、災害対策本部におきましてその区域の見直し、解除という段取りに運んでいきたいと考えております。

Q：時期に関しては9月一杯を目処にということによろしいでしょうか。

A：（園田政務官）なるべく早くという形で、お話いただいておりますので、それに添うように私どもも全力を挙げているところです。

○司会

質問のある方、挙手をお願いします。

○朝日新聞 坪谷

Q：朝日新聞の坪谷と申しますが、建屋からの新たなる放出量について東電に伺いたいんですが、前回までお示しいただいていた2億 Bq の測定方法については、周辺にすでに爆発時に出た放射性物質の巻き上がりが原因でこれだけ高いと。実際別の方法でやればかなり下がるはずだというふうなご説明だったかと思うんですが、今回新たな別の方法で測定しても同じ値だったというこの数字の評価について、どういうふうを考えていらっしゃるのかというのを教えていただきたいのと、あと3号機の評価がまだ出ていないということなんですがこれが出るとさらにこれが上がるということなのか、その辺の数値についての意味合いについて教えていただけないでしょうか。

A：（東電）はい。東京電力からお答えさせていただきますが、まず前回は資料1で申しますと、西門付近のダスト濃度からの放出量評価ということで、こちらのほうから逆算する形で建屋上空でどれぐらい出ているのかというようなことを算出しましたが、おおむね検出限界未満になっているというような状況でございますので、こちらから逆算するというのは比較的難しい状況になってきたという事になります。計算できなくはないですけども、やはり非常に値としては不正確ではないかというふうに見ています。それからその代わりと言ってはなんですけれども、原子炉建屋上部と今回沖合い2kmのダスト濃度からの放出量の評価を行っています。まず、原子炉建屋上部のダストの濃度と言いますと、こちらは放出源に1番近いところでございますので、こちらの方がより信頼に足るのではないかという事でチャレンジしているところでございますが、記載のとおり1号機が約0.4億 Bq/h、2号機も同じく0.4億 Bq/hというような状況でございます。3号機は評価中でございますが、こちらは先ほど写真でご説明したようなテントの形式で測定したわけでございますけれども、1号機はほぼ原子炉建屋の屋根が、ほぼそのままの形で真下に落ちた形になってますので、建屋そのものがほぼ平らになります。したがって、あのテントを地面といいますか、天井に着地できる形でサンプリング出来ておりますので、原子炉建屋から出てくる放射性物質をほぼ捕獲できているのではないかというふうに思っていますので、今回評価としては加えています。一方、3号機は同じ方法で取りましたけれども、鉄骨等に阻まれましてテントそのものが着地出来ておりません。いわゆるオペレーティングフロアの床面からは10mから5m程度、上のところでの測定になりますので、そういう意味ではまだ実際のところからテントまでの拡散がどういうふうに行われたかというところがまだ評価が十分でないため、現在再評価予定

という形にさせていただいています。なお、2号機とほぼ同程度の炉心の損傷、それから炉心の状態というかたちにいたしますと、4,000万、ここで言う0.4億Bq程度はあってもおかしくないとは思っております。そうしますと、合計値といたしましては1、2、3号機合計で約1.2億Bq/hというような状況ではないかと思っておりますが、まだもう少しこの3号機の評価、それから1号機、2号機に関しましても継続的に測定を積み重ねて行きたいというふうに思っています。それから海上のサンプリングの結果でございますが、こちらは地面と違いまして、海上に降り注いだ場合は、巻き上がりは基本的に落ちていきますので、巻き上がりはないというふうに見ておりますので、こちらの方でのダストサンプリングは基本的には飛んできたもの、あるいは飛んでいるものというふうに考えています。そちらの方のダスト濃度から放出量評価を行いますと、約1.3億Bq/hというような状況でございますので、こういった数値が得られています。したがいまして、まだ私どもとしては自信を持って、これだけと言うような状況ではないということで、最大見積もっても2億Bq/h程度というふうには考えております。したがいまして今後、海上それから原子炉建屋上部等の測定を継続して行きたいというふうに考えております。

Q：そうしますと、実際は1.2から1.3億Bqというのが皆さんの見立てなんだけれども、ちょっと多めに評価して2億とそういう事でしょうか。実際に多めに評価したというのは具体的にどの辺を考慮して2億になっているのでしょうか。

A：（東電）具体的なこのところについては、あまり根拠があるというわけではございませんが、やはり3号機の再評価の部分、それから海上のダストのサンプリングも、やはりもう少し継続してみないとはっきりした事はなかなか言えないだろうという事で、見立てというかたちでは先月の2億Bq/hというところから、まあ小さいだろうというふうには思っておりますけれども、皆様へ今いくつなんだというところまで、もう少し時間をいただきたいという事でございます。

Q：いずれにしても、皆さんが管理目標にしてらっしゃる年間1mSv被ばくというのは達成していると、そういう理解でよろしいでしょうか。

A：（東電）はい。追加放出放射エネルギーでの、敷地境界での評価になりますと毎時2億Bqでも、敷地境界で0.4mSv/年、年間で0.4mSvでございますので、追加

的な放出によります被ばく量という意味では下回っているという認識でございます。

Q：来月にはその具体的な数字はもうちょっとお示しいただけると、そういう理解でいいですか。

A：（東電）はい。こちらに関しましては継続的にサンプリングと分析評価を続けてまいりますので、来月の道筋の会見、それから10月11月といった段階でどんどん精度を上げて行きたいというふうに考えておりますし、今後炉心が冷えていきますと、当然圧力容器から格納容器を通じて出てくる量も減らせるというふうには思っております。

○司会

次の方、先ほど。

○ニコニコ動画 七尾

Q：ニコニコ動画の七尾です。よろしく申し上げます。放射性物質の放出量につきまして、松本さんと園田政務官にお願いいたします。まず始めに松本さんになんですが、西門のダストサンプリングの評価を使用しなくなった事で前々回、前回と今回との比較が実質上出来なくなったわけですが、先日の質問でですね、我々の方から質問で、これまでの方法でも数字を公表されるとおっしゃっていましたが、公表しない理由とですね、計算結果について教えていただけますでしょうか。

A：（東電）東京電力の方からお答えさせていただきますが、ダストのサンプリングの状況については、皆様のお手元にも私どもの資料で、空気中の放射性物質の核種分析の結果についてという事で、毎日公表させていただいてますが、最近NDという状況が続いています。そのNDのレベルがセシウム134、137で申しますと、 2×10^{-7} というレベルでございますので、それを使って計算いたしますと、建屋上空では2,000万Bq/h、0.2億Bq/hというような計算結果は出ます。ただ、やはり検出限界未満の状態でございますので、この値でもってですね、やはり先月から比べて10分の1になっているのは少し乱暴なんではないかというふうに思っているのと、直接原子炉建屋の上空、それから海の方で測った状況でもまだそこまで下がってきてないというような状況でございますので、こういった公表の仕方にさせていただいております。オーダーとしては数千万から2億ぐらいの間ではないかなと思っております。

れども、そういったところを今後、毎月きちんと評価、分析を進めて行きたいというふうに思っております。

Q：わかりました。じゃあ 0.2 という事でよろしいですね。 はい。わかりました。

A：（東電）こちらは以前、計算のやり方をお示しさせていただいておりますので、ダストの濃度がいくつというようなどこを入れますとそれで計算が出来ます。

Q：はい、わかりました。あともう 1 点なのですが、すみません。沖合 2 km のダスト濃度の測定なんですけど、ごめんなさい、これ確認なんですけど、今回新たに測定したという認識でよろしいでしたっけ。

A：（東電）はい。8 月から順次準備を進めておりまして、悪天候で取れない時がございましたけれども、何回か測定した結果の 1 番大きな値という事になります。

Q：わかりました。最後ですが、これまでこの測定方法は結構その吹き上がりが加算されないという事で有効だというのはとても理解するんですけど、であれば何故もうちょっと早く測定できなかった理由について教えていただけますでしょうか。

A：（東電）早く着手すればよかったというお話ではございますけれども、やはり原子炉の方がある程度、8 月 9 月、冷却の方が進んでですね、落ち着いてきたという事もございましたので、これまでは主に陸上でのサンプリングを中心に考えていたのと、もう一つは水中、海水のサンプリングで環境モニタリングを考えておりました。今後ステップ 2 の終了に向けまして、やはり最大の問題が原子炉建屋から現在いくつ出ているのかというような所になりましたので、改めてこういう方法を考えているというところと、もう一つはまだデータ出ておりませんが、陸上側も 5 km、10 km の地点に水盤を置いて、今水盤の中に飛んでくる放射性物質の量を集めているという状況でございますので、そういった物が集まってきますと、より評価する手段としては増えてくるというふうに考えております。

Q：ありがとうございます。2点ほど園田政務官にお願いしたいんですけども、今の説明で状況わかったんですが、早急に精度の高い現状把握方法を決めないとですね、特に大臣 IAEAにも総会にも行っておりますけれども、国際社会もですね、特にこういった現状の放出量につきましては納得しないと思うんですが、早急にこれで測っていくという、そうふうな測定方法の確立についてはどうお考えでしょうか。

○司会

もう1点はいいですか。

Q：もう1点がですね、前倒しでですね冷温停止を行うという意味なんですけど、この意味についてなんですけど、これ努力目標としてなのか、それとも何か技術的な根拠があつての発言なのか、この点について教えてください。

A：（園田政務官）はい。まず一点目の現状把握に務めるべきではないかというお話ですが。

Q：明確な測定方法の確立って事ですね。

A：（園田政務官）はい。正確な測定方法の確立という点でございますが。ご指摘の主旨は私共も強く認識を、意識をいたしておるところでございます。細野大臣がチームリーダーとなりまして、この中長期も含めての対策の東電とそれから政府との所謂会合を、プロジェクトチームを立ち上げさせていただいております。その中でやはりこの敷地境界の年間被ばく量の測定に関しましては、事前より、より確実な方法での線量を測定するということには、私共も強くご指摘と、それから議論をさせて頂いてきた所でございます。他のと言いますか、炉も含めた全体ですね、後期日程もありますし、そういった面では、なかなかこれまでの瓦礫撤去も含めてですね。なかなかそういった今日に至る評価方法というか、それにいたる事ができなかった訳でございますけど、そういう面では、ようやくここに着たという事は言えるのではないかというふうに思っておる所でございます。引き続き、これもやはり私共も、しっかりとチェックをさせていただきながら、どういった形で正確な数値が取れるかという所は、私共当然ながら注視をしまいたいというふうに考えております。ご指摘のとおりであるというふうに考えております。それから年内を目途に達成、ステップ2の終了の目的でありますけれども、達成をするべくと、努力をしまいたいというふうに申し上げている訳で

ございますけれども、いわば、技術的な所で申し上げればですね、もう既に先ほども申し上げましたけれども、1号機は安定的に冷温停止状態に持ってきているのではないかというふうに思っております。ただ、これもしっかりと評価をですね、最終的には原子力安全委員会も含めて、ご評価をいただく必要があるのかなと、保安院とそれから安全委員会の評価というものが、必要になってくるものだというふうに考えております。したがって、これから更にですね、2号機3号機も現象的には、3号機においても今、100度を切っている状況がございますけれども、まだ安全にそれが安定的と言えるかどうかという様な形はですね、今後も注水量の試験的な処方を使いながら、その100度以下に安定的にもっていくべく、今、努力をさせていただいている、全力をあげさせていただいている途中でございます。しかしながら、今この9月の中ぐらいからの時点からするとですね、来年の年を跨ぐという所には至らないのではないかというのが私共の今の、現時点での見立てでございます。ただ、評価という点からするとですね、もう少し慎重に評価をするという必要があるというふうに考えておりますので、そういった点ではまだまだ時間はかかりますけれども、一日でも早く、このステップ2の終了に向けて、全力を尽くして頑張りたいというふうに思っております。そういう意味では、まず努力目標とし、この年内を目途に全力をあげていくという、それを掲げさせていただいたという所でございます。

Q：解りました。測定方法についてなんですけれども、今のストレス・テストでIAEAの地検を借りるという話もございますけれども。まさにこの測定、放射性物質の抑制というのが冷温停止の大きな条件の1つで有りますから、これこそですね、IAEA始めですね、国際社会の知見を借りて測定をきちんとしていくと、そういうお考えっていうのは無いんでしょうか。

A：（園田政務官）はい。IAEAという国際的な機関に対してというよりは、実は細野大臣の下に今、様々な有識者、学識経験者、方々からの助言を行っていただいている所もございます。そしてまた、それと同時にですね、今、保安院を中心にでありますけれども、日米のそういった協議もさせていただきながら、アメリカや、あるいは外務省を通じてでありますけれども、これ今、除染という形が先行はしておりますけれども、事故収束の関係においてはですね、フランスやあるいはロシアと言ったところの有識者の方々からも、いろいろな知見やあるいは助言というものもいただいているところでございます。そういった意味では、今そういった中でこの事故収束というところ、評価というところも、1つの材料として行わせていただいておりますので、改

めてという形になるかどうかは別として、今のご指摘というものは受け止めさせていただきました。

○司会

よろしいものでしょうか。 それでは質問のある方、挙手をお願いします。では前の方、それから後ろで、後ろで今そこで、後ろの前の方のそちらの。どうぞ。

○フリー 寺澤

Q：ジャーナリストの寺澤有ですけど。ちょっと、細かい質問でどんどん先に、最初にこれ聞きたいので言っちゃうので、もしかしてちょっと不明なのがあったら、途中で聞き直して下さいね。先に全部聞きたい事今言いますから。何項目か。最初がですね。先ほど園田さんの方から、この記者会意見出席に関する不許可とされてる人達の内訳が発表されましたけれども。これ結局、排除されてるのは結果的に独立系メディアとか、フリーランスのみだって事なんですよね？ この会見始まる時から、いい悪いは別にしても事実としてこれ広告費を、東京電力から大量に貰ってるこれ記者クラブメディアだけじゃ、公正さが疑われるんじゃないかって話があって、我々フリーランスとか実際最初排除された人は何人かいましたけど。細野さんとかに強く抗議して、これ参加できるような経緯があったんですけども。ちょっと今の様なまた状態になってくると、この会見の公正さっていうものが国民とか読者とか視聴者に対して、こう疑われるような事態がまた招来されてるんじゃないかっていうふうに思うんですけど、どうなのかっていう事。その次がですね、排除されてる理由として、独立系メディア・フリーランスの排除している理由としては、実績がないという様な事を理由にしてるようですけども、これ独立系メディアとかフリーランスだけにこれ実績を求めちゃってるっていうのが、そもそも不公平じゃないかと思うんですよね。この新聞記者の人達とかは、別に登録した人全員が参加してる訳で。だけどその人達全部実績あるかって言ったら、そりゃ実績ない人も多い訳で。署名記事書いてる人だって、殆どいない。ほとんどじゃないけど、署名記事を未だに書いてない人も多いと思いますし、私が知ってる人でも別の部署から来ていきなり来てる人もいますし、そうすると東電会見とかにずーと出てる人の方がですね、あの事故以来、よっぽど蓄積したものがあると思うんですよ。でもそのちょっと合理性がないんじゃないかって事です。例えば合理性がないっていう事で言えば、新聞記者の人達でここで、今日も何かいろいろすごい専門的な事聞いてる方とかいらっしやいましたけど、そういう方達が、じゃあちょっと明日からは

私ちょっと今の新聞社やめてフリーでやるわって話になっても、その人達も今の基準だと、実績無い事になって、明日から参加できなくなっちゃうんですよね？ だからこれ合理性がないと思うんですよ。フリーランスあるいは独立系メディアに関するところは。それで特にこの問題なのが、園田さんその規定を持っていけば解ると思いますけれども、要は記者クラブメディアとかに準ずると、準ずる所はいいってなってますけど、この「準ずる」がものすごく恣意的に運用される恐れがあると僕は最初から言っていて、実際に今されてると思いますけど。だって、発行部数にしたって全国誌なんか数百万部ですが、例えばこの専門誌とか業界誌なんてのは数百部なんてのは実売の所もありますし、実売0で広告だけ貰って配布してる所もありますし、準ずるってものすごい幅がある訳ですよ。だから、下の方に合わせるんだったら、今排除されてる人達なんか全然入れる筈なのに、どこに準じてんのと。この幅あり過ぎだと思うんですよ。それで私は思うのは、毎回こういう会見の事でもめてる原因としてはですね。この独立系メディアと、フリーランスに関する基準があまりにもちょっと不合理で、不透明とあと恣意的な運用がされやすい規定になっていると。これを一度ですね、ちゃんとフリーランスの人とか独立系メディアの人から聞き取りなりなんなりをして、もう少しちゃんと実態に合った基準を決めてもらいたいと思うんですよ。そうすれば毎回何かあった度に言わなくてもいいと思うんですよ。だからそういうことです。それでもう一つが実績を判断するにしてもですね、園田さん最初からいらっしゃらないからわからないかもしれないけど、4月25日この会見が始まった時にいろいろあった時の実績の判断からすると、今すごく厳しくなってるんです、独立系メディア、フリーランスに関しては。だから今入ってる独立系メディアとかフリーランスの人でも、改めて再審査したら入れない人ってたくさんでくると思うんですよ。だって私自身のこと言ったら、この会見参加する時に私の申請書類見てもらえばわかるけど、私ほんと住所と名前しか書いてないんだから、今の基準だと入れないでしょ。だからとにかく明らかに途中から、これはちょっとフリーランスや独立系メディアが来てかき回してるというのも悪い言い方すればかき回してるだし、読者とかからすれば読者の聞いてほしいことを聞いている面もあるんですが、そうやってちょっと締め付けを始めてる傾向だと思うんですよ、明らかに。だからこれはちゃんともっと公正な基準を実態にあって、あと公正さを疑われないように。だって電力各社がいろいろ説明会とかあってそこでヤラセの質問をしたとかですけれども、だいたいそういうことで国民から疑惑の念で見られてるんですから、政府も一緒になってやってるんだから、そういうふうに疑われるのはよくないじゃないですか。だからもうちょっとちゃんと公正にやりた

いんだと思うんですよ、ほんとは。だからそれだったら基準をもっと実態にあったものにするべく、独立系メディアとフリーランスの。今あまりにも実態合っていないから。それをちゃんと協議する場なりね、さっき排除してる人が8人くらいいるんですか。だからこれだっていつも席空いてるんですから、仮にその人たち7名の人たちを排除してるならその7名の人に仮に出席してもらって、その人達にいろいろ質問してもらって、問題なければ出席してもらうとか、だって別に会場のキャパシティがなくて入れないわけでもなんでもないんだから、今排除するために排除しちゃってる感じなんですよ、このとこ。だからそういった私が今言ったことで細かいことも聞きましたが、これをなんとか改善することをちゃんと約束してほしいんですよ。そうしないと問題がこの後ずっと起きて、またこうやって自分が入れてるもんだから言わなきゃいけないと思ってこうやって言うでしょう。それで繰り返しになっちゃうので、その改善策を示してほしいんですよ。

A：(園田政務官) はい、いろいろご指摘いただきました、ありがとうございます。会見の在り方については政府も一緒になってやらせていただいておりますので、当然ながら政府広報の記者会見の在り方というところを参考にさせていただいて、ご指摘のように公正公平な運用をしていかなければならないと基本は考えております。そしてその上で当然ながらご指摘のようなことがないようにしていかなければならないと思っておりますので、そういった面では規則というか、ルールをこの4月23日に作らせていただきまして、その時にも本人の確認用の書類というものを皆さま方にお求めさせていただいたところがございます。その名前と住所しか書いていないということでございましたけれども、その辺も含めて確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、当然おそらくこの時にはきちっとした規定を作らせていただきまして、それに則って今日までその運用をさせていただいてきたわけでございますけれども、ご指摘のようにいろいろ御懸念があるということならば少し私なりに考えてみたいと思っております。いずれにしてもこういう形で国民の皆さま方にきちっとお伝えができると、様々な情報ツール、あるいは媒体を通じて国民の皆さま方にこの情報が正確に伝わるような形というものは、私どもも今後努めてまいりたいというふうに思っております。

○司会

よろしいでしょうか。それでは、次の先程のそちらの・・・はい。

○NHK 山崎

Q：すいません、NHKの山崎です。よろしく申し上げます。大きくちょっと3つ教えてください。まず質問のほうはですね、格納容器からのガスの引き抜き対策を、今日ペーパーで出していただいたということで、これの1号機から3号機の実施の設置のスケジュールというか、完成目途についてちょっとペーパーに年月日が探したんですけれどもないので、もしあったら口頭で教えてくださいというのが1つと。これは園田さんのほうになると思うんですが、幾人かからの社からの質問にも関連するんですが、実際に年内に前倒しという意味合いがですね、ステップ2全体を前倒しするという理解でいいのか、ステップ2も個別に海洋汚染であるとか、滞留水であるとか、個別に目標を設定されている中の、冷温停止にのみ前倒しという理解がいいのか、ちょっと言葉が両方捉えられるところがあってですね、そこは非常に重要だと思うので改めて整理をしていただきたいというお願いと、最後はちょっと技術的な議論をさせてほしいのは、冷温停止を100℃以下で定義として設定されていると。これは従前から説明いただいているんですが、専門家からはですね、100℃以下の冷温停止というのは通常時の運用としての目途の温度であって、こういう燃料が壊れてたり設備がダメージを受けてるなかで、本当に100℃という設定温度がいいのかどうかと。例えば50℃とかですね、もうちょっと低いところでターゲットにするべきではないかとかという意見もあるんですが、この冷温停止という定義、改めてどういったところで示していくべきなのかというところで。これは結論ではないと思います。技術者としての考え方みたいなところを、ちょっとお教えいただければと思います。以上3点です。

A：（東電）東京電力からお答えさせていただきますが、まず格納容器ガス管理システムに関しましては、ご質問にあったとおり、現在窒素を充填しておりますので、それを上回るか、同程度のガスを引き抜きまして、フィルターを通した上での放出しようというような仕組みでございますが、こちら現在制作を進めている段階でございますが、早ければ9月下旬から実際の工事を始める予定でございますが、まだ実際の完成の目途というようなところまでは立っておりません。ステップ2の間には、一部稼働は考えておりますけれども、今のところはまだ工事の着手を来週、9月下旬からやるということで、今準備を進めているという状況でございます。したがって、こちらに関しましては、お手元の資料3にも示しましたとおり、今回のステップ2の終了以降も工事が続く可能性がございます。

Q：どうでしょう、一つ一つ追加でご質問させてもらったほうがよろしいん

でしょうか。

Q：松本さん、今の着工はまず1号機から3号機、どの号機で最初に着手するご予定でしょうか。

A：（東電）今のところまだはっきりと決めたわけではございませんけれども、候補としては2号機を考えていますが、決まり次第皆さまには工事の予定ということでお伝えできればというふうに思っています。

Q：なるほど、確定ではないけどとりあえず2号機から行きたいということで。それじゃあ1号機から3号機全部にこの格納容器の引き抜きの設置が行われるのは場合によっては1月から先になる可能性もある、ということで。

A：（東電）はい、工事を始めて最終的に稼働し始める時期ということをお考えますと今回のステップ2の終了以降になる可能性がございますが、こちら先程園田政務官のほうからお話があったとおり、できるだけ前倒しで準備を進めていきたいというふうには思っております。ただやはり線量等の関係がございますので、そういう意味では簡単な工事ではないということで今は考えております。

Q：わかりました。すいませんじゃあ園田さん、ステップ2と冷温停止の前倒しをどう理解していいかをお願いします。

A：（園田政務官）はい。基本的には細野大臣からお話をさせていただいておりますのは、あるいは指示が出ておりますのは、この原子炉の冷温停止というものをどのように達成するかというところに位置付けさせていただきたいというふうに考えております。即ちステップ2には様々な環境的なところも含まれておりますので、まずは私どもの原子炉の安定的な冷却というもの、そしてそこから放射性物質の放出量の抑制というところに全力を挙げさせていただいておりますので、そこをしっかりと来年の1月までというような話ではなくて、それよりも前倒しで行うように、年内を目途に全力を挙げるようにという指示をいただいているところでございます。したがって、その結果他のものも含めて最終的にはステップ2というものが判断がされるというふうには思いますけれども、まずは目処としては年内を目途に私どもの申し上げているそのステップ2の中で位置づけられている放射性物質の放出が管理されて放射線量が大幅に抑制されている、すなわち冷温停止状態を達成

することであるというところに努力目標として掲げさせていただいたというところでございます。その 100 度以下の通常時であればということでございますけれども、当然ながら私どもも後ほど補足があれば保安院からもお話をいただきますけれども、私どもが検討に入る時に 100 度以下であれば極めて抑制的に放射性物質のいわば放出が抑制できるという知見もございますので、そういった面では 100 度以下であれば先ほど申し上げた目標値というものが達成できるというふうに評価ができるというふうに考えている次第でございます。

A：（保安院）技術的な面につきまして少し補足をさせていただきます。通常の原子炉の場合でありますと、通常の燃料が水の中に入っていると、そういう状況ですので压力容器の蓋を開けて作業するためには、蒸発、水が沸騰していない状況、100 度以下というのが冷温停止という定義でございます。今回の福島第一の場合は、当然そのような通常の場合とは大きく異なっております。したがって、冷温停止状態という言葉を使っておりますが、まず温度としては 100 度以下、これは同じであります。ただし通常のものであれば压力容器の蓋を開けても放射性物質は出てこないということでもありますので、今回の福島第一につきましても放射性物質が放出を抑制されているという条件を加えております。ですから、冷温停止状態というのは温度と放射性物質の放出を抑制されているという 2 つの条件を課している、そういう意味で通常の冷温停止と同じような状態にあると考えておりますので、単に温度が低ければ良いというような問題ではなくて、放射性物質の放出の抑制されているというほうが、主たる目的といいますかそういうことですので、そういう条件を加えたものが冷温停止状態というふうに定義づけております。以上です。

Q：ありがとうございます。園田さんに確認ですが、細野大臣のご発言の趣旨は

簡単に整理すると、丁寧に言えばステップ 2 のうちいくつか目標がありますよね、滞留水とか環境保全とか。ステップ 2 の目標のうち、原子炉の冷温停止状態に持っていくという項目については年内に前倒しで取り組んでいきたいというのが丁寧な理解の仕方によろしいということですかね。

A：（園田政務官）丁寧にというふうに申し上げられるかどうかでございますけれども、会見でも申し上げて、大臣が現地で会見でも申し上げたところでございますけれども、冷温停止状態についてはということでも申し上げてはいるんですが、ただそこに至るまでには更にステップ 2 というところで申し上げ

ると、除染であるとかあるいはそのサイト外のところもありますし、サイト内においても原子炉の状態だけではなくて、おっしゃるように滞留水であるとか、あるいは地下水の遮水壁の件であるとか、そういったところも含めて最終的にステップ2というものが達成できているかどうかというところは、最終的に評価をする必要があるというふうに考えておりますので、そういった面ではこの冷温停止状態というものが、おそらくこのステップ2の終了の見込みからすると最大の目標であり、そしていわばこの状態が達成できればおのずと他の状況も合わせて評価できる状況になってくるのではないかなというふうには考えてはいます。

Q：ごめんなさい、ちょっといまひとつわからないんですけど、この厳密にこの工程表の概念を見ると原子炉の項目での冷温停止状態っていう、もちろんこれすごく大事なことで、この対策をしっかりとっていくのは大事なんですが、これが達成できたからと言って、他の項目も達成できたという直接リンクしない部分もあるんですよね。だからそこを明確に言っていたかかないと、どういうふうに我々は言葉として視聴者に伝えていいのか非常に難しく、逆にそこは明確に言葉を使っていたかかないと非常に混乱するということが、いまだに僕わからないんですけど、たとえば冷温停止状態ができたとしたって、地下水のところの項目は本当は実現するか、直接リンクではないですからね。冷温停止状態にできたとしたって地下水の、今日の朝の会見でも流入したりとか、思わぬことがあったり遮水壁が思わぬ工事の停滞があったりする等、この地下水についてはステップ2についての達成が1月になるかもしれないし、冷温停止と直接関係ない項目もあるので、それも含めて全部のステップ2を年内にやりたいというご趣旨なのか、少なくともこの冷温停止という個別項目については年内なのか、そこだけを明確にすばっと言ってくれればいいだけの話なんですけど、園田さんが言葉をこう重ねるのが何でなのかがよくわからないんですけど。

A：（園田政務官）そういう面では、私どももステップ2の前倒しというか、それは従前から大臣からも指示が出ておりますので、そこに向けては全力を尽くさせていただいているということが言えるというふうに思います。

Q：全力を尽くすのはよくわかってます。大臣のご趣旨はステップ2全部の10項目についても年内にもっていきたいということで、現場も含めて計画を早倒しにしていくという意味合いなのか、この10項目のうちの原子炉の冷温停止状態については早めたいということなのか、これによって現場の作業は全

然変わりますからね。モニタリングとか地下水とか滞留水とか津波対策とか。

A：(園田政務官) そういう面では当然ながらすべての項目においての年内を目標にということが言えると思います。

Q：そういうことですか。じゃあステップ2全体を年内にというそういう表記でよろしいということ。

A：(園田政務官) 表記というか、努力目標として行っていきたいということをご申し上げているところでございます。

Q：わかりました。環境改善とか放射線管理を含めたこの全項目についてこれまでは1月中と言っていたものを年内に頑張るというふうにという、冷温停止だけにかかわらずという、そういうことですよ。

A：(園田政務官) すべてにおいてそれがだからできるかどうかは、我々としては。したがってステップ2の終了というものが今まで3から6ヶ月というふうに申し上げているわけでございます。その目標自体は現段階では変更はしておりません。努力目標として私どもとしてはなるべく前倒しができるようにという形で今、取り組みをさせていただいているというところです。

Q：なるほど。それは冷温停止だけに限らず、他の項目についても努力目標として前倒しできればと、そういうご趣旨という理解ですか。

A：(園田政務官) はい、そうです。

Q：わかりました。ありがとうございます。以上です。

○司会

質問のある方。この列の一番後ろの方、それから他に、そちらの前のそちらの方。

○回答する記者団 佐藤

Q：質問よろしいでしょうか。よろしく申し上げます。回答する記者団の佐藤と申します。基本的に以前お願いしました宿題の回収ということで園田さんに主にお聞きさせてください。先に全部申し上げます。9月8日の合同会見

で、統合対策室としての議事録があるかどうか、いつからあるか、経費含めて書類の公開がどうなっているかお聞きしましたけれども、これは議事録の有無を確認できましたでしょうか。同じく園田さんに。9月8日の合同会見で、内閣官房のウェブサイト、原発事故の収束及び再発防止に向けてというところで、次回のこの会見の出席者ですとか、日時の案内を掲載してくれないかということをお願いしましたがけれども、これまだできていないようですけれども状況はどうなっているか。更に園田さんに。以前からお聞きしていることで、20キロ圏内で業務にあたっている公務員の人数、所属、業務内容の確認ができましたでしょうか。もうひとつ園田さんに。8月下旬のライブカメラに指をさした作業員の特定と記者会見の召喚と言えいいでしょうか、記者会見に呼んで欲しいということをお願いしましたがけれども、これはどうなっておりますでしょうか。それと東京電力に。8月12日夕方、ちょっと1ヶ月以上過ぎてしまっているんですが、東京電力の単体の記者会見のほうで、福島第二の写真の枚数が何枚あるかということを確認をお願いしたんですけれども、これは確認できましたでしょうか。併せて公開の可否についてもお尋ねをしておりますのでよろしくお願ひします。以上が以前出させていただいた質問の回収です。新しく質問ひとつよろしくお願ひします。先ほどジャーナリストの寺澤さんから、この記者会見への参加の基準条件についてご質問と要望がありましたけれどもその関連で、まず私のほうでも寺澤さんの要望に同意することをお伝えしておきます。質問の内容のほうなんですけれども、たとえば小学校ですとか中学校、高校といったところには、新聞部というところがある学校もあるかと思うんですけれども、その新聞部の記者はこの記者会見には入れるのでしょうか。学校新聞の記者だから記者じゃないという、そういう言い方をする人はいないと思いますけれども、これがどうか。それと合同会見の参加申し込みの要項というんでしょうか、これが内閣官房のウェブサイト、さきほど次回の会見の日程を掲載して欲しいという要望をしたところなんですけれども、こちらで見当たらないんですけれども出していただけないでしょうか。以上です。

A：（園田政務官）まず私からお答えできる部分でお答え申し上げます。一番最後の共同記者会見の実施要項でございますけれども、これについては原子力安全・保安院のホームページ上で掲載をされているということでございます。ご確認をお願いしたいと思います。それから、あとは次回の出席者、この記者会見での出席者ですね、それについては今求めさせていただいておりますので、でき次第ホームページ上でそれがアップされるというふうに思っております。今回はまだ間に合っておりません。失礼しました。それからあと議事録

の有無でございますけれども、ちょっと私で今確認はまだできておりません。それから公務員の数に関しましてもまだ調査結果が出てきておりませんので、もうしばらくお待ちをいただきたいと思います。それからあとライブカメラについてはこれも今政府部内で協議をさせていただいておりますので、もうしばらく回答と言いますか結果が出るまでお待ちをいただきたいというふうに思っています。

Q：ありがとうございます。ひとつ要望と、記者会見への参加要項ですけど、これ保安院のほうに出ているということで、この内閣官房のウェブサイトからリンクを貼るなどしてわかりやすくしておいていただけますでしょうか。それで小学校とか学校の新聞部の記者はここに入れるのかどうか質問よろしくをお願いします。

A：（園田政務官）ホームページ上でリンクを貼る部分でございますけれども、擬似的であればすぐそれはお願いをしていきたいと思います。それから小学校の新聞のことでございますけれども、ちょっとそれがこの概要にあたるかどうかでございますけれども、メディアとしてそれが正式なものとして認められるかどうかという点からいくと、ちょっと今の私の直感からするとそれは認められるとは言い難いのではないかというふうには考えます。

Q：すいません、その正式なメディアというところの言葉の解説と、認められないじゃないかというところ、そのような考えに至った経緯と言いますか、それについてもう少し詳しくお聞かせいただけませんかでしょうか。

A：（園田政務官）通常マスメディアというふうな言葉を用いた時は、特定な方を対象にしたのみということではないというふうには私の中では理解をさせていただいております。すなわち広く一般にその情報を発信するということは、その責務として求められているのではないかなというふうに考えて先ほどのお答えをさせていただいた次第でございます。

Q：そうしましたら学校新聞の記事ですとか紙面をPDFなどにしてインターネットで公開しているものに関しては、これは今おっしゃった不特定多数に向けたメディアということで認知されるということではないでしょうか。

A：（園田政務官）そうですね、そういったところの手法は使えるのかもしれませんが、その目的そのものがたとえば報道の倫理であるとか、そうい

ったところにも照らし合わせてどうなんだというところはやはり社会的な責任という立場という観点で見る必要があるのではないかなというふうには考えます。

Q：学校新聞の記者でもここに入れる可能性はあるということによろしいですか。

A：（園田政務官）先ほど申し上げたように今の私の直感としては少し難しいのではないかなというふうに考えてます。

Q：直感ではなくて検討した上で回答をお願いしたいと思います。学校新聞の記者であるということを理由にそれが学校新聞の記者は記者ではないというような言い方はできないはずですので、これはぜひよろしく願います。以上です。

A：（東電）東京電力でございますけれども、福島第二の写真の総枚数に関しましては作業ですとか点検に応じて撮影しておりますので、総数自身は把握しておりません。それから公開の可否でございますけれども、こちらに関しましては私どもとしては事案に応じ、案件に応じて適切に公開させていただきたいと思っております。8月12日の際には福島第二の現況あるいは事故当時と現在どこまで復旧しているかというような状況でご紹介させていただきました。

Q：わかりました。枚数の確認はどれだけあって、そのうちのどれだけが公表されているかというのがこちら知りたいと思っておりますので。

A：（東電）枚数そのものは色々な箇所で撮っておりますので、枚数そのものを総数として我々としても把握できておりませんし、どこまで把握する必要があるのかということも考えた上で検討させていただければと思います。

Q：よろしく願います。ありがとうございました。

○NHK 水野

Q：NHKの水野ですが、園田さんにお伺いします。先ほどの努力目標の件なんですが、工程表の3ヶ月から6ヶ月の目標は変更しないけども努力目標として年内を目指してるといふ、これは非常にわかりにくくて、大臣はIAE

Aの場で発表されてるので世界的には年内を目指すというふうに認識されていると思うんですけども、でもそれが達成されない可能性もあるから努力目標としていて書き物には3から6ヶ月は変えないのか、そこらへんちょっとよくわからないので、そこらへんの説明をもう一度お願いしたいのと、仮に達成できない場合は何が一番達成できない可能性があるのか。それと1月中旬と言っていたのが年内ということは2週間ぐらい短くなるわけですけども、やはり何らかの根拠がないと言えないと思うんですけども、先ほどの質問であったんですが、我々の認識では達成できそうみたいな話があったんですが。具体的に例えば1号機2号機3号機の温度は12月末の段階では何度になっているというふうに想定されてるんでしょうか。それともそういう想定がまったくない状況で言ってるんでしょうか。それと東電の松本さんにお伺いしたいんですが、放出放射エネルギーの推測で敷地境界検出限界以下になっているという話でしたけども、沖合2kmのところでは1.3億Bqで、これは2kmも離れたところで捕らえられて、敷地境界で捕らえられないのは測定器の違いの差なのかどうか。それと0.4mSv/年なんですけども、これ仮に放出量が1号機、3号機合わせて1.2とか1.3だとした場合に、どれくらいになるのかっていう値がありますでしょうか。以上です。

A：(園田政務官) 私から、ステップ2という形で、その終了目標を前倒しで行うということは先程申しあげたとおりで、それは努力目標としてこれからも、今までも全力を尽くしてまいりましたけれども、これからも引き続きその努力は続けてまいりたいというふうに考えております。それから、その前提として1号機から3号機まで、何度にということでもありますけれども、当然ながら冷温停止状態にもっていくというふうに申しあげているわけですので、それは、年内を目途に1から3号機も100度以下で安定的な状況にもっていくというのが、私どもの最大の目標になってまいりますので、それを目指してこれからも頑張っていきたいというふうに考えておるところでございます。

A：(東電) はい、東京電力でございますが、まず敷地境界と沖合のダストの濃度に関しましては、サンプリング装置はもちろん違いますが、西門のほうは容量が小さいので5時間程度のサンプリングをした上で測定になりますし、沖合の方は、海の上で長時間いるということもできませんので、比較的容量の大きいもので短時間で測定をするというような状況でございますが、検出限界そのものは、いわゆる 10^{-7} Bq/cm³程度が測れる検出限界での測定を行っております。したがってまして今回は沖合の方もNDが無いわけではございま

せんが、今回測定されているセシウム 134、137 の濃度から割り戻してこういう結果、1.3 億 Bq という事になったということになります。それから仮にその 1.3 億 Bq/h、あるいは 1 号機から 3 号機まで仮に足し算をして、1.2 億 Bq/h での敷地境界の濃度は、こちらはもう単純に比例計算になりまして、2 億 Bq/h、で 0.4mSv でございますので、1.3 億 Bq ですと、0.4 掛ける 2 分の 1.3 というような計算で、敷地境界の mSv は計算するようになります。

Q：園田さんに追加で、そうするとこの 2 週間短くなったというのは、具体的なデータによる裏付けというか、皆さんの数値による裏付けというものは無いということですか。

A：（園田政務官）今の現状から申しあげると、先程もご報告、一番最初にさせていただいておりますけれども、圧力容器のテーブルの温度については 1 号機が 84 度、そして 2 号機が 113 度、3 号機が 91 度という形で。1 号機は安定をしている状況でございまして、3 号機も 100 度を切ってきているという状況は確認ができていますということでございます。2 号機がまだ 113 度と、100 度には 13 度の、いわば温度低下が必要になってまいりますので、これを、じゃあこの 3 カ月間の中でどこまで出来るだろうかというふうに考えた時には、それ相当の取り組みが必要になってくるのかなというふうに思っておりますけれども、恐らく 3 カ月以内では、100 度以下までは持っていけるであろうと。同時にまだ今、注水量の試験をやりながらやらせていただいておりますけれども、それを変えて、そしてまた評価をするというところに少し時間は要するものではないかというふうに考えております。先程ちょっとお答えの中で抜けておりましたけれども、いわば達成できない要因といたしましては、まだまだ今、大雨が台風も近づいておりますけれども、そういった台風であるとか、あるいはまだ余震が続いているというような状況もございますので。あるいは循環注水冷却に関しても、更に予断を許さない状況でもあるなど、完全に 24 時間フル稼働状態ということは、今の段階ではまだ言えてないというところがございますので、それをより効率的に、より安定的に持っていく必要があるというところもございますので、まだそういったところからすると、総合的に勘案すると、まだまだ今の段階では何時いつまでにとことは言えないと。しかしながらこの 3 カ月間の中で、なんとかそれを達成すべく全力をあげていくというところで、私どもの取り組みが、今後求められているんだというふうに考えております。

○司会

そちらの方。それから前の方、それから3番目の。

○月刊誌ファクタ 宮嶋

Q：月刊誌のファクタの宮嶋です。園田大臣は、ここ最近……ごめんなさい細野さんですね。大臣は原発を脱するというような国民的なコンセンサスを得ているということ、何度かおっしゃってますけど、その点について園田政務官は、脱原発というのは国民的な合意を得てるとお考えになってるかどうかを、まず伺いと。2点目は、私はそれはやはり数字で根拠として示せるものだと思っております、福島原発で、この国がどれぐらいの大きな損害を被ったのかという事を、そろそろ出していただいたほうがいいんじゃないかと。これは前回の工程表の時にも申し上げたことなんですけど、東電がどれぐらいの賠償総額になるのか。除染でどれぐらい掛かるのか。今後のことも含めまして、10兆円以上20兆円以上、かなりのおおよその数字でもいいと思うんですけど、その数字が出てきませんと基本的な議論にもならないし、空しい面があると思うんですけど、是非そういう数字を出す方向でご検討いただけないかと。これ3度目なんですけどお願いしてるのは、是非ご検討いただきたいと思うのですが如何でしょうか。

A：（園田政務官）まず脱原発という言葉でございませけれども、恐らく細野大臣が申し上げているのは、脱原発依存体質であろうというふうに考えております。その脱原発依存体質というところからでいくと、それはやはり私も大臣と一緒に、国民のいわば原発に頼らない状況を作るべく、これから政府もあるいは様々なかたちで、いわば技術開発というか自然エネルギーの活用、あるいは代替の再生可能エネルギーというものの開発というものは、やはり国をあげて行っていく必要があるというふうに、私も考えているところでございます。そういう意味では、総理も申し上げておりますけれども、経年劣化したものについては、これは止めていかなければならないという状況が、これから出てくるんだらうというふうに思っております。そこに対して、やはり安定的な電力供給というものも、併せて私どもは政府の責任で考えていかなければなりません。いわば電力がこの日本の国、ものづくりというものを支えている、あるいは私たちの生活そのものを支えているというところでございますので、その観点からいくと電力というものを、確りと早急に考えていく必要があるんだらうというふうには考えております。それから、今回の福島原発の事故によつての損害額総額ということのお求めでございませけれども、恐らく、まだまだこれから様々な観点で、事故そのものをまず収束をさせていかなければならないという点。それから燃料取り出しという部

分も含めて鑑みますと、まだおおよそどういう形でこれが達成できるかというところは、まだ確定的に申し上げることは、実は出来ておりません。そういう意味では、この時点で総額というご指摘をされても、なかなかそこに対してどういう形でできるのかというところの相関関係も、まだお示し出来るほどの情報というか、手段、手立てを持っておりませんので、総額という点においては、もうしばらくお待ちをいただければといたしますか……そういった技術的な開発も含めてですね、最終的なことが、結論が出るまでは相当数のこれまたやはり期間がかかってしまうものではないかというふうに考えております。

Q：別に確定的な数字をお願いしているんじゃないんですね、仮に20兆を超えるものなのとか、そういうオーダーでどれくらいの損失が出るんだろうかということですね、政府が示すのは義務じゃないかと。その上でどういう形で、除染であれ何であれですね、効率的にやるかという議論があるわけであって、震災のほうについて言いますと、4月に政府は16から25兆だという数字を出しました。6月20日には16.9兆だということを出して、その上で今回の3次補正では5年間で13兆という数字を出してきているわけなんですよね。この段階で、この原発の損害がどれくらいかというがある程度出てこないとそれは先々まで分からないっていうのは分かりませんが、一応収束に向かっているわけですから、ある程度ですね、5兆円から10兆円くらいの幅で数字が出るのは当然だと思うんですけど。逆に言うと、なぜ出せないんでしょうか、そういう数字が。アバウトな数字が出ないかってことを僕は伺っているわけなんです。確定的な数字を出してくれとは言っておりませんので。

A：（園田政務官）はい、そういう面ではアバウトというご指摘でありますけれども、そのアバウトな状況を作り出すその前提がですね、なかなか私どもとしてはまだ試算ができていないというのが現状でございます。今、そういう意味では全体像、中長期も含めてですね、全体像を私どもとしても精一杯努力をさせていただいておりますので、もう少し、除染もそれから燃料取り出しも含めてですね、そういったところというものの総試算というものが、やはり私共としてもどれだけかかるのかというのは大変関心の高いところでございます。当然そういったところの青写真が見えてくればですね、それに伴う費用というか、財政的な裏づけも考えて生きたいというふうには思っております。

Q：政府の中にですね、そういう損失総額というものを推定するのを嫌がっている勢力があるんじゃないですかね。要するにね、もしも対策本部に本当に力があるんだったら各省庁にですね、それなりに数字を出させてそれをどう調整するかということだと思っただけです。閣議に何か数字を出してくれというわけじゃないんですけど、もともと震災以外について政府は 16 兆から 25 兆だということをや 4 月の段階で言ったわけですよ。半年たって原発の被害について、例えば 20 兆から 30 兆だという数字が出ないこと自体がね、私には理解できないんです。それはただ最終的に国民に負担を求めるわけですから。ある程度もうそろそろ数字というのを出していかないと議論が進まないと思っただけです。それは原発をどうするかという問題じゃなくて、これはどれくらい国民に対して痛みを及ぼしているのかという事について政府は明らかにしないと、私はまずいと思っただけです。私、3 度目なんですけど、この質問は。そろそろそれを政府として数字を纏めるという方向でお考えいただけませんか。

A：（園田政務官）はい、そろそろといいますかですね、当然ながら全体像も私共としては把握しなければならないというところもありますので、それは中長期的な対策も含めて国がやるもの、あるいは東京電力が行うものというような形の役割分担というものがその中で出来上がってくるんだらと思っております。その上でありますけれども、当然ながら私共としてもですね、国が行う対策については当然これは国民の皆様方の税金で政府が出来上がっているところがございますので、それをきちっと説明責任をいうのは最終的には求められるというふうには考えています。したがってその時にはきちんとお出しをしたいというふうには考えております。今すぐというところから求められますとですね、全体像がまだ除染もどこまでできるのかと、どういうやり方ができるのかというところはまだ詳細に今後また更に詰めていかなければならない課題もございますので、そういった点ではまだ全体像的な予算というものは出てきていないというのがございます。今申し上げているのは当然ながら一次補正と二次補正で、健康や医療、そして除染とモニタリングも含めてですね、これまで積み上げてきておりますけれども、今後三次補正、あるいは来年の予算というところで、ここ直近の 1、2 年の部分についてはですね、お話しできる部分は出てくるというふうに思っております。その都度出来上がり次第、当然ながらお伝えをさせていただきたいというふうに思っております。

○司会

よろしいでしょうか。それでは次の方、どうぞ。

○フリーランス 畠山

Q：フリーランスの畠山理仁と申します。統合会見の参加枠について園田政務官に伺います。先程、ジャーナリストの寺澤有さんの質問に対して、政務官は、「私なりに少し考えていきたいと思えます。」とおっしゃいました。この統合会見の参加枠問題というのは、4月23日の段階から何度か話題になっていますが、この間ですね、参加条件の文言というのは変わらずに不服申し立てをした人が徐々に認められるという運用面で少しずつ参加者が拡大されていったと認識しています。政務官の少し考えていきたいとのお答えは、ルール自体を見直すのか、それとも運用によって参加者の枠を拡大していくのか、どちらでしょうか、ということがまず一点。それから二点目。現在も7名の参加できないということですが、何故全員を入れることができないのでしょうか。東京電力の会見は出られるのに、統合会見には出られないと。一私企業である東京電力よりも、公的機関である政府が関与した記者会見のほうがクローズになるのは問題ではないのかということが二点目です。それから3点目はちょっと要望なんですけれども、先程メディアの定義について広く一般に情報を発信するというお答えをされたことというのは新たな見解であると思えますので、是非もしルールを見直すということであれば基本方針に盛り込まれるようお願いをしたいと思います。それから最後にもう一点。先程、私なりに少し考えていきますとおっしゃったそのお考えに一定の結論が出る時期がいつ頃になるかということについてお聞かせいただければと思います。以上です。よろしく願います。

A：（園田政務官）はい、まず参加条件でありますけれども、当然参加の基本方針というか基本要綱とういか、それを書かせてご提示をさせていただいていますので、これを決める際にはですね、私は合理的な理由の下で行わせていただいたというふうに考えております。そのいわば解釈という点で、先程申し上げたように、例えばフリーランスの方であればですね、当初は定期的にというところをですね、半年に2回ということをお願いしてきたところでございますけれども、それを経緯あって1年で2回というような形で行ったということだろうというふうに私は聞かせていただいております。そういう面ではですね、内容とですね、基本方針そのものを変えるつもりはありませんけれども、その内容についての精査をする段階においていろいろその状況をですね、私なりに見させていただきたいと申し上げたわけでございます。それから、参加できない理由についてでございますが、まず7名の内、9月

20日時点でありませけれども、7名の内、資料の提出を求めておりますのは6名おられます。その6名、即ち資料の提出、私共からですね、資料の不備というか提出書類の不備がありましたので、その資料の提出を求めさせていただいているというところがございます。それから、あとは先程申し上げた様に、認められなかったあとの1名の方は認められていないということで、先程の理由で発行する媒体の目的、内容の追跡等に照らして、協会の会員等に順ずるか否かの判断をしていうということでございます。それから、もう一つ加えさせて申し上げさせていただければ、先程申し上げたフリーランスの方についてはですね、1年間で2回以上の署名入りの記事の送付を求めさせていただいているということございまして、その提供が現段階ではまだないということでございますので、その条件、提出書類とですね、それから条件が揃えばこの7名の方でも当然ながらこの統合会見への参加というのは認められるというふうに考えています。それから、ごめんなさい。その私なりの結論の時期でございますけれども、そう遠くというか、その都度ですね、求められたところにおいて結論は見出していきたいというふうに思っておりますので、そう何ヶ月も何年も先送りするつもりはありません。

○司会

よろしいでしょうか。よろしいでしょうか、次行って。はい、それでは次の方、どうぞ。

○毎日新聞 中西

Q：毎日新聞の中西といいます。今日のメインというのは年内の冷温停止というところにあると思うんですけども、それがそのペーパー上にないこと理由は、政務官分かれば教えて頂きたいということと。後以下は、東京電力に質問したいんですけども、今の現状で2億Bqという放出量ですけども、冷温停止が出来た時期には、これがゼロになるという理解でいいのかということと。冷温停止の条件について、専門の方から色々異論があるんですけども、炉心に燃料が無い以上、その冷温停止ということについて、压力容器の底部に燃料が無い場合もあると思うので、この冷温停止っていう事の意義付けについて、教えて下さい。後、工程表の中身についてなんですけれども、サブドレンポンプの復旧っていう部分が入っていますけれども、これは地下水の吸い上げをするポンプなのかということと、後、今日の午前の会見で、最大500万m³という、地下水の流入量が、お示し頂きましたけれども、これの工程表への影響について、教えて下さい。

A：（園田政務官）まず、年内目処についてのですね、ペーパーが無いということでございますけれども、先程申し上げたように、言わば、大臣からの指示とそれから、大臣による記者会見、あるいは、I A E Aの報告、中での努力目標という形で、大臣から、その発言をですね、して頂いたというところでございます。したがって、先程も申し上げたように、目標の時期についてはですね、まだ、ここにもお伝えさせて頂いておりますけれども、3から6ヶ月というところの、ものは変更はさせて頂いております。あくまでもこのペーパー上に於けるですね、認識としては、3から6ヶ月というところで、このステップ2を達成すべく、全力を尽くすんであると、あ、達成をしますと、いうことをこのロードマップ上は申し上げているのであって、それよりもですね、ここでのロードマップ上の話と、それから、私共の言わば、前倒しで行うという、その宣言的な努力目標というところで、口頭上申し上げさせて頂いているというのが実態でございます。それから、ですかね、私は、はい。

Q：つまり、努力目標というのは、そのペーパー上には、ちょっと言い過ぎになりますけれども、書けない、正式なものじゃないというそういう位置付けになるんですか。

A：（園田政務官）認識としては、努力目標を掲げさせて頂いているというところでございますけれども、あくまでも、努力目標でございますので、当然ながら、確定的なものということではありません。先程申し上げたというよりも、従前より申し上げて参って参りますけれども、このステップ1の状況の中でもですね、様々な困難な事象というものがありますし、リスクも当然ながら、その中ではございます。で、それを乗り越えて、ステップ1からステップ2というところに、入っておる訳でございますので、したがってまず、当初の目標であるところのステップ2の終了目標をですね、3から6ヶ月という形にその時点では設定をさせて頂きました。しかしながら、まず目標値というものは変えてはおりませんけれども、私共の行うこれからの姿勢としてはですね、少しでも前倒しをして、これが達成出来るように全力を尽くしていかなければならないというところは、大臣からの指示もあり、また、それに基づいてですね、東電や、他の協力企業も一生懸命頑張っているというところもありますので、私共としては、それを更に早められるようにですね、全面的にサポートするなり、あるいは、何か私共で、出来る範囲のことは全力でやっていきたい、というところを宣言的に申し上げたというところでございます。

○司会

よろしいでしょうか。

A : (東電) 東京電力から、まず、放出放射エネルギーからご説明させていただきますけれども、現在、2億 Bq/h ということで、評価しておりますけれども、これは、ステップ2が終了した時点で、ゼロになる訳ではございません。こちらは、冷温停止ということで、放出放射エネルギーの抑制と管理がきちんと出来ているということが、目標でございます、この2億 Bq/h という数字自身は出来るだけ下げることが1つと。もう1つはそういった放出放射エネルギーが一体どれくらいあるのかというようなところがきちんと把握できている、あるいは、引き続き測定出来るというようなことが、ポイントではないかというふうに思っております。それで、何か基準になるのかというようなところでございますけれども、こちらは、最低でも敷地境界での年間被ばく線量がいわゆる、追加的な放出に伴います被ばくで、年間1mSv未満というのが、一般の方々の線量限度でございますので、それを最低でも守るというような状況になります。したがって、現時点でも、0.4mSv/年という状況でございますので、目標としては、達成出来ているというようなことではございませんけれども、放出放射エネルギーをより、小さく出来ないかというようなところ、それからそれを継続的に管理出来ているようなところが、今後の重要なポイントではないかというふうに思っております。それから、私共、損傷燃料は圧力容器の底部に大部分があるのではないかと推定しておりますが、やはり、圧力容器の底部の弱い所、制御棒の案内管ですとか、中性子計測管というような所から、一部の燃料が格納容器の中に、こぼれていると言いますか、溶け落ちているというようなところはあろうかと思っております。そういった所も含めて格納容器全体での、圧力、温度といったようなパラメータも判断しながら、最終的には冷温停止というような事を判断することになろうかと思っております。こちらに関しましては、私共の判断ばかりではなくて、原子力安全・保安院さんのご判断も当然あろうかというふうに思っております。それから、サブドレンの状況でございますが、本日の資料3にもですね、地下水の所で、サブドレンポンプを復旧というふうに書いて、赤字で追加というような形になっておりますけれども、こちらに関しましては、ステップ2の間から復旧に取り組んでいきたいというふうに思っております。ただ、現時点では、こちらの地下水を下げることについては、まだ、具体的なところまでは、検討が進めておりません、依然として、タービン建屋の溜まり水の水位として、OP 3mのところ、コントロールしたいというふうに、当面

は思っております。地下の流入量が一日あたり、200トンから500トンあるというふうに推定しておりますけれども、現時点では、サブドレンの方のポンプを汲み上げて、地下水のレベルを下げるというようなところの必要性は今のところ、無いというふうに考えています。引き続き、こちらに関しましては、水処理システムをより安定的に運用するというようなところを、重点的に取り組んでいきたいというふうに考えています。

○司会

よろしいでしょうか。

Q：追加で午前中の地下水の流入の工程表への影響について、言及頂ければ。

A：（東電）はい、あの地下水の流入に関しましては、今のところ、大きな影響は出ないものというふうに考えております。200トンから500トンの流入、それから、現在、1号機から3号機まで、流量増加、注水量増加しておりますけれども、現時点での水処理のシステムと致しましては、サリーの方で25t/h、それからキュリオンの方で30t/hでございますので、都合55t/hでの処理が出来ております。したがって、タービン建屋の溜水の水位も数ミリずつではございますけれども、下がっているという状況でございますので、当面このペースでの運転を続けていけば問題ないものというふうに考えております。また、タービン建屋の地下の溜まり水そのものですね、今後のステップ2の達成に向けて、ここに水があることで、何か支障があるというようなことは、この工程の中では、ございませんので、当面、3mのところを維持する予定でございます。

○司会

よろしいでしょうか。質問のある方、それじゃあ、その列の後ろの女性の方、それから斜め前の男性の方。

○NPJと吉本興業 おしどり

Q：NPJと吉本興業のおしどりと申します。宜しくお願い致します。まず、園田政務官、沢山回答有難うございました。その関連で初めに一つ宜しくお願い致します。鼻スミア資料についてなんですけれども、これは、数ヶ月経って、吸入被ばくを検出する鼻スミアをしても意味がないという事でしたけれども、5月20日までに放医研と福島県立医科大学で20名ほど、4月中に検査をしたという情報ですので、飯館村に駐屯していた方々など数週間以内、

早い方で 1 週間以内の検査だったんですけれども、それはそれでも鼻スミアをする必要はないという判断だったんでしょうか。またよろしくお願ひします。その関連で東京電力にもお願ひします。今まで高濃度被ばくされた方は鼻スミアや資料で吸入被ばくによるチェックをされなかったんでしょうか。例えば、今日公表されましたマスクが少しずれて吸入被ばくされた可能性がある方など、鼻スミアが非常に有効だと思うんですけれどもいかがでしょうか。再び園田政務官にお願ひいたします。このロードマップについてなんですけれども、5 ページのところ、被災住民の安心安全の確保、住民の長期的な健康管理の関連なんですけれども、過去のヨウ素被ばくについて言及されるのはいつになりますでしょうか。その 1 番始めの黒マルのところ、これまで健康に影響を及ぼす事例は確認されていないという文章がありますが、この影響というのは確定的影響というふうな認識でよろしいでしょうか。そして 3 ページの、故郷の帰還に向けた取り組みなんですけれども、こちら二つ目の黒マルで、この中で推定年間被ばく線量が 20mSv を超えている地域についてこれを下回ることという一文が書かれておりますが、非常に高濃度汚染された地区の方々には除染しても果たして住めるのか、本当に住めるのか。そしてそれは何年掛かるのか、5 年後か 10 年後かという事を 1 番心配しておられます。ですので、この一文だけだと少しそのあたりの議論が見えませんが、もしこのあたりについての回答があればよろしくお願ひいたします。そして、文科省の伊藤審議官にお願ひいたします。原子力損害賠償審査会に 8 月末に飯舘の方々から要望書を出したんですけれども、その回答が先般ペーパーではなく口頭ですが返ってきました、県の健康調査の結果が出てからそれを踏まえて回答するといったものでした。でも、その要望は 3 月 15 日から 3 月 20 日前後の高濃度被ばくについて、その推定方法、推定を行う機関を明らかに、計算方式を住民が十分に納得が出来るようオープンな説明を、従来の確定的確率影響についてどのように考えるのかが明らかになど、補償について要望ではなかったんですけれども、こういう回答でした。そして県の県民健康管理調査検討委員会の設置要綱を見ますと、委員会は知事が指名する有識者により構成、委員会の座長は知事が指名となっております。ですので、住民の被ばくについては一切この福島県知事のみ判断というふうに見取れるんですけれども、この原子力損害賠償紛争審査会などで、住民の被ばくなどについては県の判断を仰ぐという事で、国や厚労省のクロスチェックは入らないんでしょうか。どうぞよろしくお願ひします。今日、支援チームの福島班長がこられているので、福島班長にもお聞きしたいんですけれども、この 9 月 12 日に発表されました 52 人の 30km 圏内の方々への尿のバイオアッセイの検出限界を今日園田政務官に回答をいただいたんですけれども、

この 13 Bq/L ℓ 、セシウム 134、137 で 13 Bq/L というのは、だいたいシーベルト換算にするとどのような被ばくになるのでしょうか。例えば理研分析センターだと 0.1 から 0.29 Bq などが検出限界なんですけど、それから考えるとだいたい 130 分の 1 くらいの検査の精度になるんですけども、この検査の精度を教えてください。そしてこの尿の検査は、慢性被ばくを考慮したんでしょうか。それとも 3 月までさかのぼった一発被ばくなのでしょうか。どうぞ回答よろしく願いいたします。

A : (園田政務官) まず私からでございますが、この鼻スミアの件でございますが、その行った検査の時期というものがございまして、今回の検査では行っていないという事でございます。すなわち、もう数ヶ月を経ているという状況がございましたので、その点では今の段階ではおそらくこの内部被ばくをですね、これを正確に見るという手法からすると、これは有効ではないのではないかと判断の下でございます。それから他は支援チームからお答えをしてもらいたいと思うんですが、除染についてはですね、3 ページでしたね、20mSv を超えている地域においてはこれを下回っていくようにと、そのまず目標値というのを掲げさせていただき、また当然これの半分以下にも、子供の被ばく量も考えた上でですね、そこまでもっていく必要があるねという所は全体の目標値として、災害対策本部として定めさせていただいておるところでございます。したがって後はですね、このロードマップというか、どのくらいの期間が掛かるかという所は、今後さらに除線という事を行う事によって、いわば私どもとしてはまだ経験をしたことのないことでございますので、これをしっかりと行って、その都度その都度線量を測りながら、その部分がどこまで落ちているのかというところを見極めながら、今後も進める必要があるというふうに考えているところでございます。私からは以上でございます。

Q : すみません。少しお願いいたします。鼻スミア資料についてですが、今回ではなく 5 月 20 日以前の調査について質問したんですけど、それは数週間以内ですので、その分についての回答またよろしく願いいたします。それでその住民にとってももちろん今回初めてのことでですので、その 20mSv を下回るのが、半分以下 60%になる期間そのものが 5 年掛かるのか、10 年掛かるのか、20 年掛かるのか、地区によって色々ですので、まずその判断をして欲しいという声もあるんですけども、そういうような議論がこのロードマップに掲載されるのはいつぐらいになるのでしょうか。

A：(園田政務官) ちょっと福島班長が今日支援チームで来ておりますので、支援チームからその件についてはお答えをさせていただきたいと思っております。いずれにしてもですね、1 mSv 以下に長期的には抑えていくというところは、長期的な目標値として定めさせていただいておりますので、それも含めて今後の私どもの取り組みというものが求められているんだというふうに認識はさせていただいています。

A：(支援チーム) それでは鼻スミアの件と、それ以外4点ほどありましたので、私の方からお答えをします。医療班の福島です。まず鼻スミアについて5月20日以前についてどう考えるのかという事でございますけれども、やはり直後でなければその後の洗浄等がありますので、鼻スミアだけで評価するのは難しいんじゃないかと思えます。実際に実施されたかどうかについては現時点では確認をさせておりませんので、それは事実を確認させていただきますが、その時点で把握をしたとしても適切に評価が出来たかどうかについては甚だ疑問であるというふうに思っております。それからヨウ素の被ばくに関する評価の時期はという事でございましたが、現時点でいつと、明示的に申し上げる事は差し控えさせていただきたいと思えますが、出来るだけ早く出したいと思えます。それからスクリーニングについて健康影響がないという表記でございますが、確定的影響が見られないという事で結構でございます。それから尿のバイオアッセイの検出限界の観点で、どれほどの精度かという事でございますが、これが体内でのBq数を見るための検査ではなかったもので、そういう評価はしておりませんが、いずれにしても1 mSv より十分に低い量である事は、間違いございません。ただ排泄量から考えますとたぶんホールボディよりもある程度高い可能性があると思えます。ここは専門家にさらに確認をしたいと思えます。それから、この場合にあっては検出されたものは1回被ばくという事を想定した線量になっております。以上でございます。

Q：ありがとうございます。その1回被ばくというのは、3月までセシウムの量を遡っての被ばくという認識でよろしいでしょうか。ある程度高いとおっしゃられますのは、検出限界が高いという意味でしょうか。 すいません、もう一度よろしく願いいたします。

A：(支援チーム) まず1日被ばくで3月まで遡ってということで、3月に遡ってということでございます。それから高いというのは、セシウムのターンオーバーが100日とすると、100分の1、体外に1日ずつ出て行くと考える場合

に、ざっと言えば100倍すればいいんだろうと思いますので、例えば1,300 Bqぐらいになると思います。ただそれは乱暴な議論なので、精密なモデルで考えなければ、正確には分かりませんし、はたして1日のスポット尿でどれくらい正確に体内でのセシウム量の推計ができるのかという問題がございます。そういう観点で精度は必ずしも十分高くはないというふうに表現したものでございます。

Q：分かりました。ありがとうございます。鼻スミアに関してなんですけれども、福島県内に3月おられた消防官、警察官、自衛官の方々が、任務が終わられた直後にホールボディーカウンターでしたということですので、直後だとは思いますが、もし確認できればよろしくお願いたします。

A：（東電）東京電力でございますが、私どもの内部被ばくの線量が高かった者に関しましては、鼻スミアは行っておりません。こちらはホールボディーカウンターで内部被ばくの総量が分かりますので、鼻スミアやる場合は被ばく直後に、呼気によるものなのか、飲食等によって入ったものなのかというようなところ、ルートを究明する上では重要な要素ではございますけれども、内部被ばくそのものはホールボディーカウンターでの測定結果ということになります。

Q：ありがとうございます。ホールボディーカウンターは、ガンマ線放出核種であれば可能ですが、プルトニウムなどのアルファ線放出核種だと、鼻スミアが非常に有効というように、財団法人原子力安全技術センターの原子力防災研修講座に書いてあったんですけれども、いかがでしょうか。そして原子力安全保安部会のINESの評価委員会議事録にも、JCOの事故以降、ウランなどのアルファ核種も注意するために鼻スミアを行うようにという一文が議事録にはあるんですが、いかがでしょうか。

A：（東電）はい。有効ではあろうかと思いますが、現時点ではできていなかったというのが現実でございます。ホールボディーカウンターで内部被ばくで大量の被ばくがあるということが分かったのが4月でございますので、そういう意味ではその時点で鼻スミアをやっても、先ほど支援室のほうからございましたとおり、鼻が洗われているというようなケースもございますので、なかなか検出しにくい状況ではなかったかと思えます。

Q：分かりました。では、先ほど公表されました、マスクがずれて被ばくされていたという作業員の方に関してはいかがでしょうか。

A：（東電）はい、こちらに関しましてもホールボディーカウンターでの内部取り込みがないという確認ができておりますので、問題はないと思っておりますし、現在空気中のダストの中には、所謂プルトニウム等は見つかっておりませんので、今のところは検出限界未満というふうに判断しています。

Q：分かりました。ありがとうございます。

A：（文科省）文部科学省でございます。原子力損害賠償紛争審査会に関連するご質問で、8月に要望があってそれに回答したことについてのお尋ねでございますけれども、今ちょっと手元に資料等がございませんので、改めて確認した上で答えさせていただきたいと思えます。

Q：ありがとうございます。よろしく願いいたします。すいません、松本さん。最後にもう1点。では、プルトニウムがダストモニタリング若しくは土壌から出てきた場合、高濃度被ばくされた方々はこれから鼻スミア試料はとられるのでしょうか。

A：（東電）はい、ダスト等は今ございませんから、土からは天然のレベルのプルトニウムが検出されておりますので、現在マスクの着用での運営をしているというような状況でございます。今後どれくらいリスクがあるかについて、検討したうえで鼻スミアの是非については考えたいと思えます。

Q：分かりました。過去、4月に高濃度被ばくされた作業員の方々が出た時点で、鼻スミアをとる議論はされたのでしょうか。

A：（東電）4月の時点で既に分かっていた際には、そういった鼻スミアをとるかどうかという議論は出ておりません。既に一ヶ月以上経っておりますし、現在内部被ばくが多かった原因としては、事故発生直後の一週間程度の作業が主な要因というふうに考えておりました。

Q：分かりました。ありがとうございます。

○司会

よろしいでしょうか。それでは、先ほど指名しているそちらの方。

○NPJ 日隅

Q : NPJ の日隅ですけれども、冷温停止状態のことなんですけれども、先ほど通常時の場合は蓋を開けて燃料を確認できるというような状態になったことということで、意味のあることだと思っんですけれども、今のよう状態になっている時に言われている冷温停止というのは、冷温停止になった時に一体何ができるというふうに考えられて、冷温停止ということに意味を持たせているのか、というのがちょっと分からなくなってきたので。と言うのが、避難している方々が帰るというようなことについては、除染との関係で冷温停止とはちょっと話が変わってきてるようですし、放射性物質の放出量の問題については、もう既に実現できてるんだけれどもまだ冷温停止とは言えないというような言い方をされてるので、ちょっとそこら辺を明確にさせていただければと思います。それから、将来かかる原発に関する経費の件について、先ほど聞かれていたんですけれども、これはもう最低限の段階で分かるのでこれぐらいと。あと、現段階では不明な項目がざっとこんな感じですよという形での公開はできるんじゃないかと思っんですけれども、それをされないのはなぜなのかなということ。それから、会見の条件についてなんですけども、7人は区分8と区分9が一人ということなんですかね、それで聞きたいのは、既に従前の会見に出ていた人もいると思っんですけれども、その人たちのみならず、不許可になった人については、それぞれの人の了解を得た上で、氏名とそれから所属媒体若しくはそれぞれの方が提出している実績について、開示をしていただければなと思っんですけれども。それに関連して資料提出を求めた方が6人いるということなんですけど、それは一度求めたけれどもそれで足りないから、更に求めているのかということと、全く出していないのかということと、区分8と9とで資料の内容が変わってくると思っんですけど、ちょっとその辺が分からないので、もう少し詳しく教えていただければと思います。それからその関連で、1年間で2件以上の署名記事の提供と言われたんですが、細野さんが当時言われたのは、ジャーナリストとしての実績が1年間で2件以上ということであって、必ずしも署名記事というような表現はされてなかったように記憶があるんですけれども、その点について確認していただきたいと思っんです。それから、安全委員会の放射性物質が健康に被害を与えることについて、4月11日のブリーフィングの中で、放射線防護の線量の基準の考え方というペーパーが配られていて、このペーパーには100mSv 毎年以下では健康への影響はないが、原子力放射線量では合理的に達成できる限り低くを目指しているというふうになっていて、

確定的な影響とか確率的影響の区別なく、100mSv 毎年以下では健康への影響はないと、こう断言してるんです。これ、恐らく、現段階の見解としては間違ってるので訂正しなきゃいけないんだと思うんですけれども、こういう誤り、当初述べたことと現段階での見解等が異なっているということが、いろんところで出てくると思うんですけれども、それを放置していると家庭内での不和に繋がるわけですね、結局。あるいは地域内、社会での不和に繋がるわけですね。ですので、今の段階で原子力安全委員会が、健康への影響についてどう考えるのかということについての見解を、きちんとホームページに掲載をして、そういう過去の誤った見解に基づく議論というものが、もうこれ以上なされることのないようにしていただきたいというふうに思うんですけれども。これについては、何れも全部今言ってんのは園田さんに対する質問なんですけども。それについてどうお考えなのか。それから安全委員会、ICPRが勧告しているステークホルダーへの説明という物が必要だという事を前回、安全委員会の方で説明されて、それは所謂 10mSv 以上の被ばくの場合については、その様な説明が必要だというふうに私は理解したんですけれども。そうだとするならば、そういう説明が具体的に地域社会において、どの様になされているのか。という事の、ご説明いただきたいんですね。つまり、しきい値なしの線量と、しきい値なしの危険度数を考えるとすれば、結局何 mSv の時にはこの社会にいる方が何人、癌で亡くなる可能性があるんですよという事をきちんと説明しない限りは、理解してもらえないと思うんですね。ですので、そういう事をきちんと地域社会に説明しているのか、その上であなた達はこのリスクを取って、ここに住みたいと言ってるのか。それとも、もう逃げたいというふうに考えるのか。という事はきちんと説明しなければならぬというのが、ICPRが勧告しているステークホルダーへの義務だと思うんですけれども。その事についてきちんと、なされているのかどうかという事を、園田さんに聞きたい。それから、魚の事についてまだ回答いただいて無いですが、細野さんは魚についてきちんと測ると、どの程度汚染されているか測るというふうに、ここの最初の会見で言われたんですけれども。それについてまだ、実現されていないのでどうなっているのかなという事。細野さんが来られてれば聞けるんですけど。最近来られてないので、変わって園田さんにお答えいただきたいと思います。以上です。

A：(園田政務官) はい。まず、冷温停止の意味合いでございますけれども。当然ながら先ほど、保安院からもご説明をさせていただきましたが、私共のいっておりますは、この原子炉の安定的な状態を作り出して行く必要があるという事が一点。それからやはり、冷温状態つまり 100℃以下にもっていく事が

できれば、今までの地検からすると放出量もそこで抑制というか、管理もする事ができるという考え方に基づいて、その100℃以下。即ち、冷温停止状態というところを目指して行こうと、いうところで目標値として掲げさせていただいているところでございます。それから、あと経費についてはそうですね。今、現段階で行っている経費という物を、まず算出する事は当然ながらできますので、それは行わせていただきたいと思います。それから、今後、掛かるであろう経費についてはですね。それはちょっと、まだどういう形が必要になってくるのかというのは、その都度その都度ひょっとしたら変わってくる可能性がありますので。項目立てで、どこまでできるのかというのは、少し検討をしてみたいというふうには考えております。それから、会見の件でございまして。すいません。先ほどのちょっと数字でですね、私間違えてちょっと申し上げておりますので、もう一回お伝えをさせていただきます。合同会見の登録要件に該当しない方の人数は、9月20日時点でまず7名。これはいいですね。その7名の他に、資料の提出を求めている方が6名。で、9月20日時点で該当しない方の人数7名は、もう既に当該の方々に対して区分8ないしは区分9に、該当しませんという事をお伝えをさせていただいている人数でございまして。で、区分8は先ほど申し上げたと思いますが、2名。区分9に当てはまる方が、5名と。この7名の内数ですね。ここまではまず、お伝えをさせていただきます。それで、その他に資料の提出を今参加の申し込みがありますので、資料の申し込みをいただいている、そしてそれに対して、私共から資料の提出を不十分でありますので、資料の提出をこちら側からお願いをしている方、求めている方が6名おられると、いう事でございまして。先ほど私、7名の内6名というふうに申し上げたんですが。これ、訂正させていただきたいと思います。7名の方は既に判断が出されていると、いうところでございます。その他に、今参加要請がございまして、そのの方々には6名いらっしゃるんですが、そのの方々にはこちら側からそれを補充するだけの資料の提出を、求めさせていただいているというところでございます。

日隅さんのご質問で、不許可の内容を公表するべきではないかと、ご本人の方々からですね、同意をとってという事でございますけれども。それができるのかどうか、ちょっと検討させて下さい。これについてはですね、当人の該当されるの方々のご意見っていうのもあるのしょうから。それについては確認をさせていただきたいと思います。それから1年間で2件以上の署名入りの記事の送付を求めさせていただいているという事でございますけれども、従前からこういう運用でしていったんですかね。

C : (司会) 半年で2件以上。

A : (園田政務官)

最初は半年で2件以上。で、それから1年間で2件以上という事で、署名入りのそれは従前から変わっていないという事の様でございます。それから、あと放射線防護の関係でこれは安全委員会の見解も、確認をしておきたいというふうに考えております。それから、あと地域住民の皆さん方にICRPの勧告というか、意見に際してそれに対してしっかりと答えるべきではないかと、いう事でございますけれども。当然住民の皆さん方には、私も適切な説明というものは十分にされるべきではないかと、いうふうに考えておるところでございます。恐らく現在行われてるかどうかというのは、これは確認をさせていただきたいと存じます。それから魚のモニタリングの件でございますけれども。これ今確認中でございますので。もうしばらく、お時間を頂戴したいと思います。

Q : すいません。順番に全部ききますけども。魚の件で確認中というのは、細野さんがそういうふうに言ったかどうかという事を確認してんのか。それとも現実に行えるかどうかという事を確認されてるのかという事。それから、冷温停止について言うと先ほど100℃以下になれば、放出量が減るのでという様なお話があったんですけども。既に放出量で言えば、目標を達成してる訳ですから。その冷温停止と言うものと、その放出量が減るという事の意味が、あんまりリンクしてないんじゃないかと思うんですね。その放出量が減る。100℃以下なら減る。これは平常時には、蓋を開けても100℃以下だったら水蒸気が上がってこないから、つまり蒸発しないから放出量が減るという事を言ってるのであって、今回の様に燃料が何処にあるか判らないで、専門家の中にはズブズブ下に沈んでるだけだから、冷えていくのはそりゃ遠くなってるから、冷えるのは当たり前であって、その事と燃料そのものが冷えてる事は関係ないんだという様な事を、最近言われるような方もいる中ですね。冷温停止に何が意味があるのかがやっぱり解らないので聞いてるんですけども。それから、安全委員会の見解の訂正について確認されたいと考えているというのは、確認した上でホームページ上できちんと掲載することも含めて、政府として行うという事を検討されるという事なのかどうか。それからICRPの勧告に基づく説明についてもね、きちんとどういう説明がなされるべきかという事も、これはきちんと確認していただけるのか。つまり、これ昨日の6万人デモでも、その福島の人が言ったのは家庭と地域で本当に不和が生じて困るんだと、一定のきちんとした見解がでない為に、勿論科学的な根拠に基づいてなきやいけないんですけどもね。それはそれでは解ることと、解らない事があるからそりゃそこもきちんと区分けする必要

もあるんでしょうけども。不適切な情報が出回ってる訳です。明らかに。さっき言ったみたいに、安全委員会が出した物でも 100mSv 以下は健康に問題は無いと言う、そういう不適切な情報が出回っているから不和が生じるという事で、困っているという事を言われている訳だから、今のその園田さんの受け止め方っていうのは、その人達の真摯な訴えについて軽く考えてる様にしかな聞こえないんですよ。それは次回までには回答をこの2件について頂けるのかどうかというのを確認したいです。それから会見の条件については6人、資料を提出する6人については区分9と言う事になるんでしょうか。それは事前の補充を求めているという事なんですか。それから、6人というのは補充を求めても放置されている人が多いのか、それとも現段階でも、つまりどれぐらいの時に補充を求めたのかという事ですね、何時、それも放置していて、本人出る気が無いという状況なのかどうかという事。経費の問題については、繰り返しになりますけれども、最低限分かる事のレベル、つまり、レンジで最低限こうなるだろうというレンジで分かる事は既に沢山ある訳ですから、それはチキンと出した上で後は明確ですという事だけでも言い訳ですよ。他の部分がどういう事が必要かという事については確定出来ないというんだったらそれだけでも行けると思うんですけども、それは出来ないんでしょうか。以上です。

A：(園田政務官) はい、先ず冷温停止でございますけれども、当然ながら確実性という所を私共は一つ一つチェックをさせて頂いている所でございますので、当然ながら、温度だけ見ると、圧力容器の底部の部分の温度については、1、3については100°Cを切っているという事がありますけれども、それが確実性を持って冷温停止状態を安定的に継続する事が出来るのかという事からすると、その冷温停止状態を今後も継続する必要があると、いう所でございますので、当然、この温度を低く保って行くという所は今後の目標値としては私は一つの方策として有効な物であるというふうに評価をさせて頂いている所でございます。それから後、すいません、資料提出を、会見の件でございますが、資料提出を求めている方が先程6名というふうに申し上げましたが、それについては先ず区分8に該当しておられる方が4名、区分9に該当しておられる方が2名という事で、計6名の方に資料提出を求めているという事でございます。これについては数ヶ月前という事の様でございますが、もう既に当初からお申し込みを頂いているのだろうというふうに思うんですが、こちらからその不備がありましたのでその提出を再度お願いをしているという所でございますが、そこから、何か6名の方からリアクションがあったのかという点で現時点では無い状況でございます。それから、ホームページ

の関係で安全委員会に確認を求めていくものかという事でございますけれども、安全委員会の考え方を私なりに確認をさせて頂きたいと言う事を先ほど申し上げたつもりでございます。それから地域の地域住民の皆様方へのご説明でございますけれども、やはり、そういった声はまだまだ出てしまっているという状況は本当に私としても大変申し訳無い気持ちでいっぱいでございますので、引き続き政府としても現地対策本部、あるいは、いろんな所で地域住民の皆様方、あるいは自治体の皆様方にはご説明を重ねてさせて頂く努力を今後とも継続して行いたいというふうに考えております。それから、魚の件については大臣の発言の内容についてはチェックが出来ている筈でございますけれども、それもまだ私の所には確認の結果が上がって来ていないというのが現状でございます。引き続き、それも含めて、それが出来るかどうかの確認を急ぎたいと思っております。

A：（原安委）安全委員会から補足させて頂きたいと思いますが、ご質問の中で言及されていた4月11日のブリーフィングの時に配られた資料というのはこれの事では無いかと思えます。これは4月10日に対策本部からのお求めに応じて計画的避難区域等の設定について意見を申し上げた結果について11日に記者ブリーフを行った際に、ICRPの言っている緊急時被ばく状況、あるいは現存被ばく状況という概念について補足説明するためにお配りした物であります。それからこのペーパーのこの右方の注の所を見ますと100mSv/年以下では健康への影響は無いがというふうに言っておりますけれども、これはやはり確率的影響についてはこういうふうに言い切る事は正しくございません。これは間違いでした。すみません。

それで、実はこの統合会見始まりまして、特に日隅さんからは何度か100mSv/年以下の確率的影響についてキチンとした物を言うべきでは無いかというご指摘を頂きまして、原子力安全委員会では5月20日付けで、「低線量放射線の健康影響について」というのを皆様にお配りするとともに、ホームページにアップしてございます。それでこの中では「100シーベルト以下による確率的影響の存在は見込まれるものの不確かさがある」という事を述べた上で、ICRPが言っている閾値無し of 比例モデル放射線防護の目的からそれを使うと事になってるという事を5月20日以来ホームページに掲載させて頂いている所であります。

Q：ありがとうございます。それで、私は何故園田さんの方に聞いたかと言うと、そういう見解が仮に出ているとして、それを周知徹底させるのは政府の役割じゃないかという事を言っている訳ですよ。政府として家庭内での不和、

地域内での不和が起きているのを放置しているのは安全委員会が出している見解をキチンと隅々まで、紙で配るとか、一件一件、そういう事をするべきじゃないかと、あるいは今になって地域社会にどういう説明がされて居るかを確認したいって言うんじゃないんですよ。こういう基本的なガイドラインに沿って説明をしているという事がこの場でキチンと対応出来る位にして置かなければならないんじゃないんですかという事なんですよ。つまり、そうじゃなければ、折角安全委員会が、じゃあ、閾値無しで考えるべきだという言葉方をしても、その事が現場で反映されていないんだったら、いつまで経っても地域社会での不和は納まりませんよ。折角、閾値無しで考えるべきだと言われてるんだったら、やはり、この地域社会ではこういう問題が発生するんだという事をキチンと説明をすると、その際にはこういう基準で説明するんだという事をちゃんと政府がガイドライン作って説明に当たる人に言わなければ、もう既にそれが無ければならないのにそれが無いんだとしたら、それはおかしいんですよ。なので次回までにキチンと今言っている安全委員会の見解についてどういう形で周知するのか、あるいは、ステークホルダーへの説明がどういうふうにされているのかという事について次回までにキチンと説明をして欲しいとっています。そういう事なんです。で、それは是非お約束をして頂きたいんです。それから、さっきの記者会見の条件の件なんですけれども、先程、署名記事という事で質問し忘れたんですが、これは、細野さんは述べられたのは署名記事とは言わなかったと思います。口頭で述べられた事なんですけれども、これはちょっと確認して頂きたいと思います。それから、数ヶ月前に追加資料の補充を求められた際には、その細野さんの述べられた、半年間で2件以上、いや、1年間で2件以上、で、かつ、私の記憶では署名記事でなくてもジャーナリストとしての実績という事だったと思うんですけれども、そういう物だというふうにキチンと説明をされているのかどうか、厳しい条件のままの物を補充されいるままだったらそれはその段階で諦めている人が居るかもしれないので、そこら辺をもう今日長くなっても申し訳無いので、それは後で確認して頂ければ良いと思います。それから、安全委員会とICRPの件については、今お答え頂きたいと思います。

A：(園田政務官) はい、あの大変失礼致しました。ご指摘は大変重要な事であるというふうに受け止めさせて頂いております。そういう意味では、次回というのはこの場でお約束は出来かねますので、なるべく早くそういった考え方を政府内でもまとめられる様にこれから努力を、先ずは確認をさせていただいた上で、今後こういった形が、方策が取れるかその時には皆様方にもお伝えをさせていただきたいというふうに思います。それから会見については

その都度参加の居合わせというか、申し込みを受けた時にはそのことをきちっとお話をしているというふうに聞いておりますけれども、どういう形でやってるのかも含めて確認をさせていただきます。

○司会

質問のある方挙手をお願いします。それではそちらの方、それからその前のそちらの方。

○共同通信 宮崎

Q：共同通信の宮崎と申しますが、2億 Bq の関係で東京電力の松本さんに伺いたいですけれども、通常運転されている原発ではこうした放射性物質の排出というのはどれぐらいあるんでしょうか。0 なのでしょう。あるいは微量出てるんでしょうか。その場合は基準とか排出の許容量というのがあると思いますが、それがどうなっていてそれと比較してどうだと言えるんでしょうか。お願いします。

A：（東電）こちらは福島第一の保安規定でご説明させていただきますけれども、通常ですと年間の値になりますが希ガスで 8.8×10^{15} 、それからヨウ素で 4.8×10^{11} が年間の放出放射エネルギーとしての規制を受けております。この基準値以内に収めるということで設定をされているという状況でございますので、今回の2億 Bq/h は、 $2 \times 10^8 \times 8,760$ 時間で年間の総 Bq 数になりますので、そちらのほうを上回っているという状況ではございます。

Q：保安規定上の年間の規制値を上回っていると。

A：（東電）はい、ただし保安規定での規制値は希ガスとヨウ素でございまして、今回見つかっているのはセシウムでの制限そのものはもともと見てなかったというところはございます。

Q：希ガスなどのほうが、半減期が短くて、セシウムは長いと思うんですけども、今回のこの量というのは通常のレベルから半減期なども考えると通常のレベルと比べてどうだと言えるんですか。

A：（東電）希ガスもたくさん種類がございまして、数時間というものから30年近いものまでございますので、一概に半減期では評価は難しきろうというふうに思いますが、この希ガス 8.8×10^{15} ですとか、ヨウ素の 4.8×10^{11} と言

いますのは、敷地境界での年間被ばく線量を指針に定める年間 $50 \mu\text{Sv}$ に抑えるというようなどころでの線量ということで設定がされております。

Q：すいませんちょっと単位の換算できないんですけど、今は境界で 0.4 ミリということで、それは達成してるということですか。

A：（東電）はい、そうです。こちらは敷地境界での年間被ばく線量が一般の住民の方々からしますと 1mSv というものが制限値でございますのでそちらを参考に表現させていただいております。

Q：規定のほうの 50 マイクロ。

A：（東電）保安規定のほうは、こちらはいわゆる原子力発電所を設置、運営するためには敷地境界でもなるべく線量を下げおくべきというような指針がございまして、その指針にしたがって敷地境界で $50 \mu\text{Sv}/\text{年}$ 、年間 $50 \mu\text{Sv}$ ですから 0.05mSv というのが通常の発電所を運営していく段階での基準値ということになります。

Q：通常の基準値に比べるとかなり、今目標を達成しているけどもかなり多いということ。

A：（東電）通常の原子力発電所のレベルからするとまだ高い状況ではございません。

Q：今後ステップ2を終了する時にもこの放出は0にはならないというふうに先ほどおっしゃったんですけども、それはそういう高いレベルがずっと続くということになるんですか。

A：（東電）したがいましてこの $0.4\text{mSv}/\text{年}$ というのを私どもとしてはなるべくこの値を小さくしたいということで今後放射性物質の抑制と管理に取り組んでいきたいというふうに考えています。

Q：できるだけ下げるということなんですけど、今2億というのを1億とか何千万とかどれぐらいまで下げたいという数値的なものはありますか。

A：（東電）いえ、数値的な目標は今のところまだございません。できるだけ下

げていくというようなところで、今回のような原子炉圧力容器、炉心をなるべく冷やしていくというようなことと、もうひとつは格納容器のガス管理システムというようなものを入れていきたいというふうには考えています。

Q：わかりました。あとすいません、ステップ2の終了の関係で追加で、政務官にも伺いたいんですけども、最初住民が帰宅するまでにインフラの整備などを必要という話がありましたけども、自治体のほうから求められてる具体的な内容ですとか協議の内容について教えていただきたいのと、あとそれを帰宅までにいつごろまでに話をまとめて対応を取れるようにしたいと考えているかをお願いします。

A：（園田政務官）それは緊急時避難準備区域の話ですか。

Q：はい、冒頭の帰宅までに必要なことということで、条件と言いますかインフラ整備が必要というふうにおっしゃってたと思うんですけども。

A：（園田政務官）冒頭で申し上げたのは一般論としてこのステップ2が終了した後の話を私申し上げたものではなかったでしょうか。

Q：そうだとしたらじゃあ、ステップ2の条件としておっしゃってたと思ったので、違ければ結構です。もしステップ2が終了までにそういう話がつめるのかと思って聞いていたので、違っていれば結構です。

A：（園田政務官）ステップ2終了時までにはその話をつめるということではございません。ステップ2はここでも書かせていただいておりますけれども、原子炉も含めて様々な観点で大幅に放射性物質の抑制をすると、放出量の抑制を大幅に減少するというのがまず目的、目標にさせていただいております。その状態ができた暁には、今度はそれをもとにその区域の見直しというところが出てくるんですけども、それについてはご指摘のようにオフサイトの部分での取り組みというものが今後、今もう進めつつありますけれども、除染というものがまず必要になってきます。その除染を進めていく上で、更に今後インフラ整備、公共施設などあるいは道路や下水道もかなりの部分で破損をしている状況が散見されますので、そういった点ではそういったところも今後直していく必要があるというふうにご考えております。それを行いながら、今度はおそらくというか、まだ具体的にその検討に入ってるわけでもありませんし、その手続き的な話をしているわけではありませんが、今回

の緊急時避難準備区域の見直し区域の解除に際しては、まずその考え方をお示しをさせていただいて、そして除染も含めて各市町村の皆さん方に復旧計画を作っていただきました。その復旧計画を提出していただくことで、私どもとしてはそれを評価をさせていただいて、その後その区域の解除というところが出てくるわけでございますので、おそらくそれも決定するのは原子力災害対策本部によって行われるという段取りというか、手続きを踏んでいくということを考えれば、警戒区域あるいは計画的避難区域も含めて次のステップにおいてはそういったことが今後手順としては求められるのではないかとこのふうには考えています。

○司会

次に、そちらの方。

○テレビ朝日 松井

Q：テレビ朝日の松井と申します。昨日細野さんがIAEAでああいう宣言をなさいました。それで先ほどからの皆さんの会見の話を聞いてるとどうもすっきりしないんですが、12月末に冷温停止は政府として後付けで理由をその場で決めるというようなイメージをどうしても与えてしまってるような気がしてですね。どういうことかと言いますと、2号機は確か110何°Cですから100°Cを切っていないというこれはわかります。ただしもうひとつのなっている放射性物質の抑制されている、これに関しては松本さんは今の段階で、クリアはしてるんだけどより小さくしたいと言っていると、こういうふうにおっしゃっているわけですね。そうするとですね、具体的な数値目標が今何を目標にしてるのが、やっぱり世界に発信できていないと思うんですね。これを先週の月曜日に松本さんの発言では冷温停止を決めるのは、一義的には保安院、そして最終的に決めるのは原子力災害対策本部ということになりました。原子力災害対策本部が、百歩譲って政治的判断をするのは、百歩譲ってわかるとした場合に、では数字で判断するはずの保安院は、何を今数字を持って冷温停止となさるのか、先ほどからまだ誰も保安院に聞いてないので、保安院としてですね、今の状況がたとえば2号機の100°Cを切ったとしたら今度はもう大丈夫、そして放射性物質は松本さんの話では目標はとりあえず達成しているんだけど低くしたいと言ってるわけですね。保安院は何を持って冷温停止として原子力災害対策本部に上げられるんでしょうか。明確に教えてください。

A：（保安院）保安院でございますが、今日お配りしております資料に進捗状況

という資料2ですが、これの1ページという下に目次の次に1ページとございます。そこに冷温停止状態というところがございます。そこで数値目標としては圧力容器の底部の温度が概ね100℃以下、それから格納容器から放射性物質の放出量を管理し、追加的放出により公衆被ばく線量を大幅に抑制していることと、ここは数字は書いてありませんけども従前から申し上げておりますように、敷地境界で追加的な線量が1mSv以下ということでございます。それに加えて大事な、保安院として重要だと思っておりますのは、その次の上記2条件を実施するためと書いておまして、これに対して中期的安全を確保していることということで、この資料の一番最後のページにございますが、その中期的安全確保の考え方を今作成中でございます。作成をしてそれを東京電力に示して、東京電力から中期的に、今の例えば注水状況、冷却状況をどのように維持するのかというのを出していただいて、それを評価するというステップがあります。したがって100℃以下であることと、敷地周辺で追加的な格納容器からの放出量が1mSv以下であることを中期的に実現できるかどうかということを保安院として評価をするということになります。以上でございます。

Q：そうしますと、数値は今1を切っているということですから、たとえばサーリーが100%きれいに動きますよとか、そういうことが確認されればオーケーということなんですか。今の話を聞くとそう聞けるんですが。

A：（保安院）本日のデータでは確かに1ミリは切っておりますが、まだ評価途上だと考えておりますので、もう少し3号機も含めてまだ評価できないところもありますから、そこはより精度を高めて評価する必要があります。その上で先ほどより出ておりますけども、水処理をどうするのかと、地下水の問題を含めて全体として注水量と見合うだけの処理ができるのかと、例えばそういうことを評価をしていくということになると考えております。

Q：現時点でそうすると数字なりの区切りはないということなんですか。ちょっとその辺がどうもよくわからないんですが。

A：（保安院）数字の区切りは100℃以下ということで、圧力容器の底部が概ね100℃以下であることと、それから敷地境界に対する格納容器からの追加的な放出量が年間1mSvということで数値目標としては持っておりますが、それを短期的ではなくてある程度中期的に恒常的に維持できるかどうかということを見ていく必要があると考えているわけでございます。

Q：今は維持できていないと見ていらっしゃるわけですね。そうすると。

A：（保安院）まだ評価中でございますし、それから3号機については今試験中と、かなり一時的に抽水量を増やしております。今1時間あたり約12トン入れておりますけども、それが適切かどうか、水処理にかなったものかどうか、それから2号機もまだ100℃を超えておりますので、それを100℃以下にもっていくのにどれくらい必要かという注水量と処理量のバランス、それから地下水の流量の状況、こういったことを総合的に見て、加えて処理システムが多重化されてきておりますけども、どの程度なのかそれから注水のたとえば経路が多重化されているのか。今給水系の他に高圧スプレイ系がありますけども、そういう多重性ですとか多様性、こういったものを確認していくということになると考えております。

Q：そのあたりを12月あたりに色々基準なり数字を出して決めるということなんでしょうか。

A：（保安院）保安院の中期的な安全確保の考え方は早く出す必要があると考えておまして、最終的に努力目標として12月以内に、この冷温停止状態ということを確認するためには、先ほど申し上げました東京電力の計画を出してもらって評価をする必要もでございます。したがいまして保安院といたしましては、まだ時期は具体的にはいつまでということは申し上げられませんが、できるだけ早いタイミングで安全確保の考え方というものをいわば従来であれば安全委員会の指針があるわけでございますが、使えないものですから現実にはですね。この炉にあった形でいわば指針のようなものをお示しをして、その上で東京電力にそれに見合う形での計画を立てていただいてそれを評価するというのでこれから数ヶ月ぐらいは必要かなと思っております。

Q：わかりました。ひとつだけ東京電力さんにひとつだけ別件で簡単な質問なんですけど、過去のデータ、画像や動画はすべて今ホームページ上に公開されると思うんですけど、削除されたものはないと考えてよろしいでしょうか。

A：（東電）一旦掲示した上で削除したケースはないと思っております。

Q：4月8日ですとか4月12日の画像や動画が東京電力さんの今公開できませんというものが表示が出るんですけど、これは何かの単純ミスで。

A : (東電) ちょっと確認させてください。4月8日と。

Q : 4月8日の津波の動画ですとか、4月12日の画像などが回線が悪いとかではなくて東京電力の。

A : (東電) ホームページ上と出てないということですか。

Q : クリックすると出なくて、東京電力です。このページは今リンクできませんという。

A : (東電)
ちょっと確認させてください。

Q : じゃあ意図を持って止めてらっしゃるわけではないということですね。はいわかりました、以上です。

○司会
次の方どうぞ。

○朝日新聞 今

Q : 朝日新聞の今と申します。保安院の森山さんに伺いたいのですが、今ちょっと話題になっている冷温停止状態の決めるための判断ということなんですけれども、評価という言葉が使われて今実際どのような状態になれば冷温停止状態にできるかということを検討されているということなんですけれども、その評価という言葉はかなり色々な意味を含んでいると思うんですけれども、実際に評価をする時期、期間というのはだいたいどれくらいを見ているのでしょうか。たとえば私の理解では今の100°C以下とか、放出量の上限以下というものをたとえば1ヶ月2ヶ月レベルでそれが維持できているのだったら安定していると考えて、それを判断できるとかそういうようなことになるのかなと思うんですけれども、評価に一定の期間的な区切りというのは設けるのでしょうか。あともう1点、評価をする上でパラメータですとか、色々な条件、循環注水冷却が安定してるか、水処理が安定してるかなどの条件があると思うんですが、条件自体はこれから積み上げていくレベルではなく、色々な条件を見るものが揃ってるので、その評価基準というのはそれほど決めるのには時間がかからないと思うんですけれども、それを決めるのにあ

と2ヶ月3ヶ月かかってしまうというのがなかなか理解がしにくいんですけども、そのあたりはどのように解釈すればいいんでしょうか。

A：(保安院) 保安院でございますけども、まず安全確保の考え方というにはまだ中身をお示ししておりませんので、なかなかそこら辺が十分議論ができないところではございますけども、イメージといたしましては通常安全審査をする際に安全設計審査指針というのがございます。そういったものをイメージしております。こういうものを多重化しているべきとか、たとえば崩壊熱に見合っただけの注水ができているとか、そういった安全設計審査指針のようなものをイメージしておりますけども、こういったものを数カ月かけてというつもりはございません。それはできるだけ早く、これはまずお示しをする必要があると考えております。その上で、東京電力から出されたものに対する評価と申し上げましたけれど審査に近いと思っております。要求事項を満たしているかどうかを確認をしていく作業になりますので、これはどれくらい実際に時間が掛かるかは、やってみないと分からないところがございませんですけども、私どもも努力目標として、全体が年内に完了できるくらいに、まずは安全確保の考え方というものを、できるだけ早く示していくということではないかというふうに考えております。

Q：ということは、できるだけ早くという意味の中では、例えば1カ月とか2カ月のスパンで、できることも可能ではないかという意味も含めてということなんでしょうか。

A：(保安院) 保安院でございます。まず順番としては保安院が指針のようなものを示すと。これはこれから1カ月も掛けたくないと思っております。その上で、東京電力においてどれくらい時間をかけて、その計画を出されるかということですので、それにもよりますけども、それを踏まえて東京電力の計画といいますかを踏まえて、保安院の方で確認作業を行っていきますので、全体としてはもちろん、その内容については、安全委員会にも結果についてはご報告をして、ご評価をいただくということになろうかと思っておりますけども、全体として年内に終わるように、まずは最初の作業であります、保安院として安全確保の考え方というものを示す、お示しする作業を急ぎたいと考えております。

Q：すいませんもう一点、全く別件なんですけれども。安全委員会の加藤さんと、園田政務官に伺いたいのですけれども。以前の統合会見でも質問に上が

ったこともあったと思いますけれども、再度確認させていただきたいので質問させてもらいます。事故直後の3月13日に、原子力安全委員会が、住民の外部被ばくのスクリーニングレベル、1万CPNを超えた住民には安定ヨウ素剤を飲ませるよというコメントを、原子力災害対策本部に対して出していたということを知っています。なぜそのコメントが、福島県や地元自治体などに伝えられずに、実際には安定ヨウ素剤が服用されるということが無かったのでしょうか。災害対策本部の方では、どのような判断をなさっていたということなんでしょうか、わかれば教えてください。

A：（原安委）安全委員会の方ではそのようなコメントを出したとこまでです。それがどうなったかは本部の方からお答えいただきたいと思います。

A：（園田政務官）以前も、この件でお答えしたかどうか、ちょっと私もうろ覚えで申し訳ございませんが。確かにご質問の趣旨があったのは私も承知をいたしております。それについては、災害対策本部として受け取ったんですか……そこがまだ、きちっと確認をされていないというのが現状のようでございますので。したがって、確か前のご質問は別の方で、住民の方に配られていたかどうかというところの事実関係を求めるところでありましたけれども、結果的にはそれが配られてないと。あるいは福島県を通じてまではいったんですけれども、その先がいていないと、いったところといって無いところと。様々、バラバラになっていたというふうに記憶はいたしておりますけれども、その辺ももう一度、ちょっと整理をさせていただきたいと思っています。その上でありますけれども、今のご質問で、しっかりとした災害対策本部として、なにかこれを決定して行ったという事実は、現在のところでは無いということだけ申しあげておきたいと思っています。

Q：それでは、また今後のお願いでいいんですけども、実際に原子力安全委員会からのコメントが、どの自治体にどのような形で伝えられていたかという流れがわかるようでしたら教えていただけたらと思います。

A：（原安委）安全委員会ですけれども、安全委員会からは直接、個別の自治体には出していませんで、我々は東京の災害対策本部の事務局であるERC保安院のERCの放射線班に送っています。すいません、ERCの医療班に送っています。

A：（園田政務官）その件についても、恐らく、キチッと調査が今、進んでいる

んだと思います。また、事実関係が分かり次第、皆さん方にはお伝えしたい
と思います。

Q：宜しく願いいたします。以上です。

○司会

質問のある方。それではこの列のそちらの、後ろのほうのそちらの方、そ
れからそちらの方と。どうぞ最初に。

○フリー 木野

Q：すみません、フリーの木野ですけれども。まず保安院の森山さんに、冷温
停止の整理なんですけれども、そうすると現時点で言えることというのは、
細かい数字、条件等というのは、まだまだこれからであって、そういった保
安院のほうでまず指針を出して、それから東京電力のほうに、その指針に基
づいた計画を出して貰って、それを評価したあとでないと、どういう状態が
冷温停止かというのは、正確には言えないという認識でまず、いいのでしょ
うか。というのと、放射性物質の放出量に関して、以前冷温停止の条件とし
て、どのくらいの数値になるかではなくて、数値は関係なく状況を把握出来
ているかどうかの方が大事であって、その条件だというお話しがあったのですが、
この点というのは、ちょっとその条件、先ほどから聞いていると、少し条件
が変わってるようなんですが、どちらの条件というのが正確なのかご確認い
ただけますでしょうか。それから文科省、これまた前回の続きなんですけど、
30 キロ圏内の線引きの理由と、これまで一度も魚介類のサンプリングをして
いないということに関しての認識。それからその30キロ圏内、30キロで線を
引いた時の議事録の有無というのを確認できましたでしょうか。それから園
田政務官に、まず統合会見の速記録が、最近ホームページのほうにあげてら
っしゃるということなんですけど、8月の29日までしか上がってなくて、なか
なかりリアルタイムで確認することが出来ない状況なんですけど、これもう少し
スピードが上がらないかなというふうに思うんですが、お願いできますでし
ょうか。それから、先ほどから何度か出ていた損失の費用の総額というのと
は、関係あるというか無いというかなんですが、除染費用に関して、実際に
政府のほうでどういった金額を見積もっていて、その金額でどのくらいの面
積が出来るものなのか、そういった見積もりというのは、されているのでし
ょうか、されていないのでしょうか。されているとしたら、当然除染技術も
含めて、何らかの算定の根拠がなければと思うんですが、そういった部分と
いうのは、今、どういった形で議論が進んでいるのでしょうか。それから避

難解除にあたってですね、避難解除にあたってはもちろんなんですが、避難区域を設定して、それを継続する段階で、これ以前にもお伺いしたような気がするんですが、ICRP勧告をキチンと遵守するのであれば、避難区域を設定する段階で、もうステークホルダーと議論をキチンとして、その上で避難区域に留まる人間、それから避難区域から出て行く方、そういったことをキチンと決めていかないと、後になって問題が発生するというのは、これもICRPの勧告の大原則だと思うんですね。なんでそういう話しが出てきたかというのは、読んでいただければ分かると思うんですが、過去に海外の事故でそういった事例があったので、これが入っているのであって、そういうことを踏まえて日本政府として、今回の避難に関して、そういった地元住民、あるいはステークホルダー全てひっくるめた議論というのを、これまでしたことがあるのかどうか。もししたことがあるのであれば、何処でこういったことをされていたのか、いうことをお願いできますでしょうか。これはこれから避難区域を解除するかどうかではなくて、避難区域を継続してきた中で、そういった議論があったかどうかというのを教えていただければと思います。以上お願いします。

A：(保安院) 保安院でございますけれども、冷温停止状態の条件といたしますか、数値的なものは圧力容器底部の温度が概ね100℃以下であることと、格納容器からの放射性物質の追加的な放出が大幅に抑制ということで、これは具体的には敷地境界で年間1mSv以下の放出、追加放出量ということで、その部分については明確であると考えております。その状態を、この条件をですね、維持するために循環注水冷却システムの中期的な安全を確保していることという条件を付しておりますので、そのところは保安院として何をもって中期的安全を確保しているかという、今その整理をしております。したがってこれは出来るだけ早く、先ず東京電力にお示しをしたいと考えておりますので、その中で何を維持するのかということを明らかにしたいと考えております。

Q：すみません、そうするとちょっと先程の質問とダブるんですが、まず、放射性物質の放出というのは止まらないという理解でよろしいですね。

A：(保安院) 保安院でございますけれども、それはできるだけ減らしていくということが大事だと思いますけれども、なかなかゼロにするのは難しいと考えております。

Q：できるだけ減らすというのは今回の安全委員会がこれからやる指針の中で、その数値というのは出てくるのでしょうか。

A：（保安院）安全委員会といいますか保安院の中でこれから、考え方はですね、お示ししていきますけれども、なかなか具体的な減らしていく目標までは難しいかなと、今、私は思いますけれども、いずれにしましても、安全確保の考え方をですね、まず整理をさせていただいて、それをまたお示ししてご覧いただければと思います。その段階で保安院としての考え方をご説明させていただきたいと思っております。

Q：分かりました。それではちょっと、それを踏まえてなんです、園田政務官とですね、被災者支援チームの、これはこの方にお伺いしているのかどうか。既に放射性物質の放射が止まらない状態でというのが今からはっきりしているわけで、そういう状態で避難区域の解除というのをしているものなのかどうか。その避難区域の解除をする際に、止まらないという前提、放射性物質が出続けているという前提は議論の中にあっただけなのかどうか、ちょっとお願いできますか。

A：（園田政務官）できるだけこの放出量を大幅に抑えていくというところは、先程来申し上げているところでございますので、そういった面ではそれぞれ文字とおりですね、小さい値にしていくと、社会生活上というか私共の生活の上で影響のない程度まで下げる必要があるんだらうなというふうに私共としてはそういう議論の中でその抑制策というものを議論をしまいたということでございます。したがってこの件についてはそういう議論としてこれまでも行わせていただいていたということでございます。

Q：あの、すみません。生活上影響のない範囲といってもですね、放射性物質は出ているわけですね。先程から話があったように、保安規程上の数値も大幅に上回る量が出ていて、それを抑えられる見込みがないんですけれども、そういった状況でも生活上で影響のない範囲というふうに言えるのでしょうか。ちょっと疑問なんです。

A：（園田政務官）そういう面では、より小さい値にしていけばいく程ですね、そういったところになっていくというふうには思っております。したがって、私共の生活上の問題のない範囲になっていくものだというふうに理解はしております。

Q：すみません。その生活上に影響のない範囲というのはどの範囲なのでしょう
うか、そうすると。

A：（園田政務官）

現時点での年間1mSvというところでございますので、それ以下、更にそこを
です、更に小さくしていくというところが私共の目標でございます。

Q：年間1mSvというのは、追加的にどんどん今の状況だと出ていくわけで、2
年目には2ミリになり、3年目には3ミリになりという状況だと思うんです
けれども、そういう状況というのを前提にしているというか、考えているわ
けですか。年間1mSvというのは、僕の理解だと1mSvから変わらない状況だ
と思うんですが、今の状況だと年間1mSvの放出量、これ敷地境界ですかね。
ただ、敷地境界でも年間1mSvというのは中から出てくるものを含めてのもの
だと思うんで、それは追加放出がずっと続くということを見ると積算され
ていくように思えるんですが、そうではないんですか。

Q：（園田政務官）そういう考え方って、ちょっとすみません。確認をさせてく
ださい。

A：（保安院）補足をさせていただきますと、追加的に出てくるものというもの
を1mSvというのに目標にしております。これがですね、これは溜まってい
くものではございませんでして、これぐらいの微量のものでと殆どのもの
は大気の中を移動していく、又は空間で拡散していくものでございますので、
堆積の効果というものは非常に小さいと思います。これは通常原子力発電
所の法規制上はですね、規制上は通常の発電所でもそこから出てくるもの
の影響が敷地境界で1mSvでございますので、それを参考としてですね、この1
mSvというのを目標にしております。先程から出ております0.05mSvでござい
ますけれども、これは放射線被ばくの全体的な考え方として実行可能な限り
低くしていくと、そういう目標がございまして、目標値として規制値では
ございませんでして、目標値として0.05mSvくらいにするようにという指針
がございまして、ですから、この福島第一につきましても規制値としてはまず
1mSvをですね、クリアして、そして更に対策を打ってですね、徐々に下げて
0.05ミリというものをですね、長期的に達成していく、そういうことが必要
だと考えております。

Q：ありがとうございます。すみません、ちょっと勘違いしていたみたいなんですけど、ただですね、例えば長期的に0.05を確保するというその長期的のスケジュールの見通しであるとか、あるいはですね、敷地境界で1ミリというのはあれなんですけど、実際にその状況でその敷地境界から外の住民が実際に暮らせるや、含めての放射性物質の影響というのがどの程度になるものなのか、被ばくはどの程度になるものなのかという推算みたいなものはされているんでしょうか。

A：（保安院）発電所から追加的に出てくるものの影響を1mSv以下に抑えるということが発電所の安定を測る目安と考えております。一方、敷地外はですね、事故時に放出されました大量に放出されたものがセシウム等の影響で、既に堆積しているセシウムの影響っていうのは大きいです。こちらのほうは場所によりまして、年間10mSv、20mSv、更にはもっと高い数字っていうのは出ておりますので、多分そういうことを総合的に勘案されて帰れるか帰れないかってことが決まってくるものだと思います。

Q：分かりました。

A：（園田政務官） はい、そういう意味ではですね、仮の試算という面で今日お配りをさせていただいております進捗状況の、これは資料2ですかね、分厚いところの11ページの下部にあります形をご参考にさせていただければと思います。これは発電所の地点で0.4mSv、というふうに一応おかせていただきました。現在の評価値でありますけれども、ここから10キロ、20キロ、30キロといった地点でどういう形の空間線量になるかというところを試算を出させていただいています。そういう面では0.05ということで申し上げるならば、これはそれぞれ8分の1にさせていただければ、その地点の影響というのが機械的には出てくるのではないかというふうに考えており、ご参考にどうぞお願いしたいと思います。

Q：分かりました。そうすると、繰り返しで申し訳ないんですが、できるだけ減らすということを、今の時点ではできるだけ減らすということで、取り敢えずゼロにはならないということで政府も了承しているということよろしいですね。

A：（園田政務官） はい。私どもとしてもその見識、見解で統一をさせていただいています。

Q：わかりました。ごめんなさい、ちょっと、あと一点だけ保安院の方に。今の冷温停止なんですけど、先程、蓋を開けても通常の場合ですが、蓋を開けても外へ出てこないという話だったんですけど、現状、今、きちんと密閉されていない状態なので、沸騰していなくてもある程度湯気は出ますし、そういう意味では 100℃から切ったからといってすぐに極端に放出が減るといいうようにも思えないのですが、その辺は 100℃と、例えばですけども、100℃と 98℃でどの位違うのであるとか、100℃と 80℃でどの位放出量が違うであるとか、そういう数値というものはあるのでしょうか。

A：（保安院）すみません。今、手元には数字はございませんけれども、燃料がどういう形で、冷却されるのかっていうので、2通りございます。1つは水が、液体から気体になる、蒸発する時に大量の熱を奪って冷やしていくっていう方法、それと、水の温度がですね、40℃の水を入れると90℃位になったという形での冷え方、この2つがございまして、今の状態はですね、2号機の場合ですと、40℃の水がですね、沸騰して、蒸気がどんどん出ている状態と、蒸気が出ますと、蒸気と一緒に放射性物質もですね、格納容器の外に出てしまいますので、今出ている量がですね、仮に2号機ですと、0.4、すいません、0.4億 Bq ですけども、これがですね、蒸気が出さずに40℃の水を入れて80℃、90℃位に上がるという、形での冷やし方になりますと、蒸気はそう出てまいりませんので、そうしますと、放出量、蒸気に伴って出てくる放射性物質の量も下がって来るだろうとそう思っておりますので、この100℃という数字もですね、大事な数字だと思っております。

Q：わかりました。そうしましたら、ちょっと次回で結構なので、その数値がどの位違うのかというものをお示し頂ければと思うんですが、お願い出来ますか。

A：（保安院）ちょっとあの、計算できるかどうか、わかりませんが、トライしてみます。

Q：あ、すいません、お願い致します。

A：（文科省）文部科学省でございます。海域モニタリングに関連して、前回2つ宿題を頂いていたかと思えます、それに関連したご質問だと思います。1つは緊急時における、マニュアルのようなものがあるのかとか、それから、

前回5月の6日に海域モニタリングの広域化について、政府として考えをまとめたとき、関係省庁間の議事録があるかというようなご質問であったかと思えます。その後、改めて現在確認中でございますので、すいません、改めて、ご説明させて頂ければと思えます。それから、今お話の中で30キロ圏内の魚介類のサンプリングしていない理由云々というのがございましたけれど、これにつきましては、8月17日のこの会見の場ですね、私の前任になりますが、からご説明しておりまして、繰り返されるかもしれませんが、この5月の2日に水産庁さんの方で、沿岸とか、広域の回遊性の魚類についての放射性物質の検査についての考え方を、取りまとめられておりまして、基本的に沿岸性の魚については、漁場を形成している所が検査対象という基本的な考え方で、この水産庁さんの方の考え方は、まとめられておりまして、ご案内のとおり、今、発電所の周辺30キロあるいは、福島全体がですね、漁が行われていないということでございますので、したがって、その海域における水産物のモニタリングは行われず、魚が取れて、流通する前の段階で安全性を確認するという観点から、水産庁さんの方でモニタリングをサンプリング的に行なっているというふうに承知しております。これが、現在の考え方というふうにご理解頂ければと思えます。

Q：わかりました。有難うございます。じゃあ、引き続き確認をお願い致します。ただですね、水産庁の方に確認したんですが、現状では、水産庁は30キロ圏内のサンプリングも、出来るだけ早くやりたいという考えを数ヶ月前からあちこちの省庁を含めて、示しているようなので、その五月時点での考え方というのは、あくまでも、その時点での話であって、その時もですね、水産庁の方は要するに30キロ圏内は入れないので、30キロで線を引いて、中は東京電力がやることになっているので、入れないので出来ないというような回答だったように記憶しているので、実際の詳しい状況というのをわかれば、確認して頂けますでしょうか。

A：（文科省）文部科学省でございます。水産庁さんの方がそのような考え方を持っているということは、私も承知してございません。5月20日の時に出された考え方が今の現状の魚介類のモニタリングについてですね、考え方と承知してございますが、必要があれば、今後モニタリング調整会議というような協議の場もございますので、そういった所で、必要であればですね、水産庁さんなり、関係省庁間で、お話し合いをしていくのではないかとというふうに思っております。それから30キロ圏内で東電さんが現在、海水とか土壌のモニタリングをされてますけれども、恐らく魚介類までされるというふ

うには整理はされていないというふうに承知してございます。その点につきましては、5月6日の段階です、水産庁さんあるいは東電さんも含めた海域モニタリングについての分担について、海域モニタリングの広域化についてという文章をまとめてございますけれども、そこでも東電さんの方は海水及び海底での分析を行うというような記述がございます。

Q：わかりました。そうすると、ちょっと確認なんです。その時点から今の時点まで半年間、まず発電所周辺での水産物に関しては、モニタリングはそうすると不要というのが国の方の考え方ということによろしいでしょうか。

A：(文科省) 文部科学省でございます。その6ヶ月と申しましょうか、6、7、8、9、4ヶ月間でございますけれども、この時に整理した、五月の時に整理した考え方としては、福島沿岸、あるいは特に30キロ圏内で漁業が行われていない実態を踏まえて、また魚が実際に取られて消費者の所に回っていくというのが、魚の育った海域というよりはその魚がどこで取られたかということが重要でございますので、この5月の水産庁さんのペーパーにもありますように、漁場形成を考慮して検査対象海域を定めるというふうになされておまして、現在、水産庁さんのホームページを見て頂ければ、実際に魚が取れた海域毎で放射性物質の濃度についてです、事細かくホームページで公開されてございます。

Q：ですので、ちょっと確認なんです、以前からですね、そういう意味では、4月、5月の時点から安全委員会含めて、現在の放射性物質の汚染の拡大を確認する上では発電所周辺の近い所から含めて、そういったモニタリングを細かくやらなければいけないのではないかという話が、もう最初の頃から出ていた訳なんですけれども、これは、漁場の形成ということではなくて、汚染状況を把握する上で、そういったモニタリングが必要ではないかというふうに私は理解していたんですが、文部科学省としては、そういった視点でのモニタリングというのは、現在のところまだ不要ということによろしいですか。

A：(文科省) 文部科学省でございます。汚染の広がりをデータとして抑えていくという考え方は、当初からまた今も変わってございません。その重要性については。したがって、その点につきましては、色々と回遊する魚ではなくて、海水並びに海底の土壌の汚染をまず、調べていくということが重要だとの考えにたってモニタリングを行なってございます。今後例えば、福島県に

於いて、漁業が再開されるという新たな状況が生じて参れば、それに応じて関係省庁間において、今後更なるモニタリングの必要性についてもですね、考えて行くことになるのではないかとこのように理解してございます。

Q：そうすると、繰り返しになって申し訳ないんですが、汚染拡大の確認という汚染状況の確認をするという意味では、魚のサンプリングというのはまず不要ということによろしいですね。漁業形成の上では、必要があるけれども、汚染拡大、汚染状況の確認の上では必要ないということによろしいですね。

A：（文科省）文部科学省でございます。汚染状況の拡大、拡散状況についてですね、勿論、色々な方法があると思います。シミュレーションで拡散の状況を把握するというのもございますし、また、海水、海底土もございまして、その生物を採取するという考え方もあろうかと思っておりますけれども、非常に広域な面的に広がりを持っている海域に於いてですね、一定の頻度を持ってサンプリングするとなると、まずはそのプライオリティというものを設定してサンプリングしていく事になろうかと思っております。したがって、沿岸での海洋生物というか、魚介類のサンプリングの必要性を否定しているものではないという事をご理解いただければと思っております。

Q：わかりました。そうすると、いつ頃からやるというのをきっちりモニタリング調整会議か何かで、もし出せるのであれば、スケジュール等出していたけると有難いのですが。

A：（文科省）モニタリング調整会議を始め、今後政府間における調整のスケジュールについては、すみません、現時点で予定は持ち合わせてはございませんけれども、その様な意見があるという事につきましては、受け止めさせていただきたいと思っております。

A：（園田政務官）私からまずこの会見の議事録でございますけれども、申し訳ございません、かなりの分量になっておりますので、大変事務方にもご苦労はおかけしておりますが、スピード化は図って行きたいというふうに思っております。ご指摘のとおりというか、それに答えられるように全力を尽くしたいと思っております。失礼をいたしました。それから、除染の費用でございますが、すみません、ちょっと不確定なものしか今手元にはないのですが、まず二次補正のですね、予備費 2,200 億円これは閣議決定をされて執行状態に入っておりますので、当然その内容についての細かい内容が見積もりという

ものが出ているはずでございますので、今手元にないものですから、次の段階までにこれはご用意をさせていただきたいと思っております。それから、今後の除染の費用でございますが、まさしく各省です、いろいろな農林水産省とそれから文部科学省とさらには国土交通省、林野庁も含めてですね、それぞれどういう形でやっていけるのかというところを、きちんとその方針を目安として出させていただいておりますので、それにしたがって色々内容を作らせていただいている最中でございます。したがって今後三次補正、あるいは来年度の補予算の議論の中でも一部はその除染の費用というものの考え方が示されるものだというふうに考えていますので、今まさしくその積み上げをさせていただいているところでございます。最終的には除染に関してはですね、環境省で福島の推進チームも立ち上がっておりますし、また汚染放射性物質対策の室もありますので、そこにおいて議論を今積み重ねをしていただいております。最終的にはどういう形で出てくるかですけれども、一括形状という形で出てくるのか、あるいは各省の取り組みの中で出てくるのかという所は少しお時間をいただければというふうに思っております。いずれにしても、予算編成の段階の中においてはですね、なるべく全体像が見える形にはしたいと思っておりますけれども、最終的にこれで確定という所についてはですね、もう少しお時間をいただければというふうに思います。

Q：ごめんなさい。ちょっと今までのところで、その除染の関係なんですが、先ほどの全体の損失額とかぶるんですけれども、政府としてどのくらいの範囲を除染して、いくら位までなら掛けられるというような推算みたいなものはあるのでしょうか。そういった議論というのはされているのでしょうか。

A：（園田政務官）財政的な議論というよりは、目標として先般も災害対策本部で基本方針を確定させていただいておりますけれども、年間 20mSv 以上の所と以下の所とは、自治体への財政支援も少し変わってはきますけれども、全体として国としては長期的な空間線量として年間 1mSv 以下までを目標としてやるという事の方針は立てさせていただいております。その方針したがって今各省の各担当のところにおいて、その除染の方法も含めて検討をいただいております。

Q：いや、ですので、その 1 ミリにするためにいくらか実際に掛かるものなのかという、これ概算でも結構なんですが、そういった試算というのはされているのでしょうか。

A：（園田政務官）いや、まだそういったところまでは至っていない状況でございます。各省において、各担当の部局でどういった方法がこの地域の中で出来るのかというところの基本的な計画について、していただいているという状況でございます。今ご案内のとおり、まさしく伊達市と南相馬市において実証実験もこれから始まります。その実証実験を基にですね、より詳細な計画がですね、今後立てられていくというふうに思いますので、今の現時点で何か数字を持っているという事ではございません。

Q：わかりました。ちょっと最後ICRPの関係お願いできますか。

A：（園田政務官）ごめんなさい。失礼しました。避難の解除の件でございますよね。住民の意向調査というか、その把握には私どももやはり努めなければいけないと思いますし、努めてまいりたいというふうに思っております。この議論の過程の中においてはですね、直接的に県の窓口であるとか、あるいはそういった所にお問い合わせをいただいている方もいらっしゃいますけれども、大方は各自治体がそれぞれの自治体ごとでやはり状況も違いますし、規模も違うというところもありますけれども、まずは自治体の方々に住民のご意向というものも合わせてお聞かせをいただきたいという事でお願いはさせていただいてまいりました。

Q：ごめんなさい。避難の解除というよりは、これまでそういった議論をされた事があるのかどうという確認が出来ればと思ったのですが。要するにICRPの勧告に則って動くのであれば、避難区域を決める際にその避難区域にとどまる人、あるいはそこから出て行きたい人というのを含めて、ステークホルダーの方ときちんと議論をした上でこれからどういう状況にするのかを決めなければいけないのではないかというのが、これは明文化されているわけで、実際に今まで半年間、避難区域が今のような状況で継続されてきた中で、地元の住民の方とそういった議論というのをされた事があるのかどうかというのを確認できればと思うのですが。

A：（園田政務官）そういう意味では住民の方と直接ですね、区域の設定であるとかそういったところをお話をという事にはなっていないというふうに思っております。いわゆる間接的ではありますがけれども、自治体の方々と意見交換をさせていただきながら、時にはその期間がちょっと短かったりした事はございますけれども、そういった住民代表であるところの、あるいは住民の自治の責任者と、私どもとしてはお話をさせていただく中でこの緊急時避難準

備区域であるとか、あるいは警戒区域であるとかの設定をさえていただいたという事はございます。

Q：わかりました。

A：（支援チーム） すいません。ちょっとタイミングがずれてしまいまして、申し訳ございません。ただいまの区域の設定に関しての住民との対話という事についてでございますけれども、補足をさせていただきますと、過去、計画的避難区域ですとか特定避難勧奨地点、こういう区域、地点を設定するにあたりましては、各自治体、県、そして現地の対策本部がかなり中心となっておりますね、各自治体そして各市町村の住民の皆様への説明会などは相当程度回数も重ねてやってきてございます。そしてその説明会の中では、議論の内容は幅広くなっておりますけれども、その議論の内容としてこの放射線の考え方についても含まれているというふうに承知をしてございます。以上でございます。

Q：ありがとうございます。すみません、そうするとその議論の例えば回数であるとか、それから参加者の人数、議論の内容、実際にどういった事が話し合われたのかというような事は議事録のような形でとってあると思うんですが、それはどこかに出ているんでしょうか。

A：（支援チーム） すみません、これは先ほどだいぶ前の議論の中でございましたけれども、園田政務官の方からもご回答がありました。ちょっと次回とかすぐという事ではなかなか難しい面がございますけれども、整理をさせて頂きたいと思えます。今時点でどこかに網羅的にこのサイトに先ほどのご質問の主旨の内容が整理をされているというのは、ちょっとわたくしも、思いつくものは今ございません。

Q：わかりました。じゃあ確認お願い致します。

○司会

はい、じゃあ次の方どうぞ。

○東京新聞 上野

Q：東京新聞の上野と申します。地下水の流入の関係で東電にお伺いします。

2点確認ですが、1つめは先ほど松本さんの説明ですと日量キュリオンとサ

リーで 1,000 トン処理してるので、今後影響ないというお話でしたが、今後 10 月頃、確かサリーに 1 本化されていくかと思うんですが、それでも処理量については影響ないというふうに考えているかどうか。それから今後の課題として水処理施設の安定的な運用というお話をされましたが、安定させるというのを具体的にもう少しお願いいたします。

A：(東電) はい、10 月以降はサリーの方の現在 B 系 25t/h での処理に加えまして、A 系 25t/h を加えてトータルで 50t/h の処理を見込めますので、基本的にはキュリオンアレバ側が待機側になりますけれど、サリーの A 系、B 系での処理という事で、日量まあ 1,200 トンの 9 割掛けしたとしても 1,080 トン程度での処理は可能というふうに考えております。それから課題でございますけれども、現在サリーの方は比較的順調に運転が続いておりますので、大きなトラブル等がなければ、順調に運転ができるものと考えておりますし、キュリオンアレバ側も先般保安院さんからのご指示ももらいましたとおり、これまでの不具合の再発防止対策をきちっと行なって、それを確認していく事でこちらの方もバックアップとしての運用が可能というふうに考えております。

Q：確認ですが、キュリオンアレバがこれまで不具合の、例えばポンプの不具合ですとか、つなぎ目とかそういうところあるもんですから、そういうものという理解でよろしいでしょうか。

A：(東電) はい、結構です。キュリオン側は現在、ポンプの修理、交換等は終わっておりますので現在 4 系列とも運用可能な状況となっております。アレバの方は前段後段二段系列になっておりまして、二段側の、後段側がまだ使えてない状況でございますけれども、こちらも時期をみてケーシングに穴が開いたポンプのところを交換することで運用可能というふうに考えております。あとそれから先ほどテレビ朝日さんからございましたホームページの件でございますが、ご指摘の 4 月 8 日 12 日以外にでもですね、リンクが途切れているものが何件か散見できておりますので、少し、大至急復旧、点検の上、復旧させていただきたいというふうに思っております。大変申し訳ございませんでした。こちらに関しましては意図的に何か見られないっていうような状況ではございませんので、至急復旧させていただきます。

○司会

はい、それでは次の方。マイクをお願いします。

○フリー 寺澤

Q：ジャーナリストの寺澤有です。本日色々なフリーランスの方から出ていたこと、ちょっとまとめて短く数点確認しますけどまず、ちょっと人数の訂正があったので、結局これは9月8日の時点で私なり弊社でもいいですけど、会見出たいんですがって言って会見出られる事が出来ていないその独立系メディアとかフリーランスが合計で13名いるって事ですよね。希望しているけど出られない人が。

A：（園田政務官）過去に希望していた方も含めればそういう事になります。

Q：ですよね、はい。さっき日隅さんから、質問があった事ですけど、これ細野さんと署名記事に関するやりとりはこの共同会見の初日と2日目にしたのは私なものですから。それで当時記事書いててネットで今確認しましたけど、やはり細野さん署名記事とは言っていないんですね。もともとが記事と提供している実績があるものっていうふうになってるかと思いますが、で、わたくしの方でルポライターなんていう人達がこれから原発事故についてのルポを書きたいといったら多分来年位まで発表するとなっちゃうと取材は今してもって、そういう人達が排除されちゃうじゃないかって質問をして、そういった実績に関しては、細野さんがわたしが実際自分で見て判断しますと。例えばだってビデオジャーナリストっていう人だって今いるんですから。それを署名記事ってしちゃったらその人達全部弾かれちゃうわけで。これはおかしいわけで。だから今役人がすごくその後運用をなんか恣意的にやって署名記事にしちゃったんですよね。現実には。それでさっきわたしが言ったように、非常に要件が厳しくなっているって事態が今発生しているんですよ。なので、園田さんも最初から経緯がよく分からないかと思うんで、さっきも言いましたが、一度今出席ができていないフリーランスとか独立系メディアはまあ2桁いるみたいなんで、ここらへんの人達と話をちゃんとする機会を時間短くてもいいので、これが始まる前とかにですね、1回設けてもらいたいんですけど、どうですかね。

A：（園田政務官）はい、この始まる前とは別ですね、一度わたくしもそういう皆さん方と意見交換をしたいと思っておりましたので。どうでしょうか。わたくしの政務官室にでもですね、皆様方に来ていただきたいなという思いは持っております。したがって一度ご連絡をいただければ、日時等についても設定をしたいと思えます。

Q：じゃあこちらの方でも調整して。で、さっきのですが、新聞、学校新聞の話出てましたけど、これあのわたしアメリカの大学の新聞のインタビューを受けたことがあるんですが、向こうの大学の新聞と違って本当普通の新聞と全く遜色ない位の記事の内容的にも作りの的にも。多分日本の大学でもそれくらいの事やってるところあるんじゃないかと思うんですが。そういったのが排除されて、もちろん読者も大学の学生だけに限らず、一般の人も見られる、特にウェブで見られる様になってるんですが。そうするとさっきの学校新聞はだめだっていうふうに一律言っちゃうっていうのはおかしいじゃないかと思うんですが、どうですかね。

A：（園田政務官）状況を色々とわたくし、つぶさに見ているわけではありませんので、それも含めて一度拝見をしたいと思います。

Q：そうですか。わかりました。それに関する質問はもう終わりにして、あと1点だけ。ちょっとわたし4月25日のこの共同会見始まった時からですね、気になって仕方なくて、どうしても訊きたいんですけど、この記者会見場で監視カメラだらけですよ。これどういう意味合いになっているのかちょっと教えてもらえませんか。

A：（園田政務官）すいません、言われてわたくしも、今私も見渡しておりますけれども。

Q：記者会見に来た人達を監視しているってかなり変な事ですよ。これ。

A：（園田政務官）これは東京電力の内部の会見場でございますので、当然記者会見場だけに使っているものではございませんし、用途としては、色んな意味で、色んな状況でこのビル全体を管理する責任者がしっかりと見ていただいているという事だろうと思います。

Q：しっかり見てる人達がこの質問してるのは誰だ、どういうやつだっていうように見てるのがあまりにも明らかだから聞いてるんですけど。だって会見をですよ、記者会見に来て質問してる記者を監視するなんて普通ないんじゃないですか。

A：（園田政務官）申し訳ありません。記者を監視しているのではないと思いま

す。このビルを監視という点ではですね、それはどこの状況のなかにおいてもそういった監視テレビとかそういった防犯カメラ的なものは、あるというふうに私は理解しております。

Q：ですから、この記者会見やってる間、ちょっとカメラやめて欲しいんですけど。だっておかしいから。あきらかに、こんなの認めてるってちょっと日本の記者おかしいんじゃないのって言われるから、わたし聞いているんですけど。記者会見やってる間、監視カメラ止めて欲しいんですよ。それ、出来るはずだし。

A：（園田政務官）そういう面ではですね、どういう状況にしるこのビルの管理権は東京電力にありますし、その範囲内で私どもも、この状況をお借りをしながら、政府と東電との統合会見という形で行わせて頂いてます。したがって皆さん方を監視するというよりは、当然ながら皆様方はなんて申しませうか、登録された身分のわかっている方として私どもも受け止めておりますので、その点は何ら皆さん方との間では齟齬のないものだというふうに思っております。仮に、仮にですね、この場にですね、違う人物が入ってきたという状況の中においては、それはやはりきちっと管理をしてもらわなければならないのではないかというふうに思いますので、そういった面での防犯用のものではないかというふうに考えております。

Q：そうしたらですね、せめてどういう運用しているかだけ、ちょっと次回までに明らかにしてもらえますか。例えば録画してるんだったらそれはどのくらいの期間保存しているのかとか。そういう事を知りたいんでね。リアルタイムで今、見ているだけって事ないと思うんで。

A：（園田政務官）これやはり管理権は東京電力さんにありますので、防犯上の問題ではないかというふうに考えておりますけれど、出来る範囲皆様方っていうか、お答えはしたいと思っております。どういうお答えになるかはそれはこちらでおまかせをいただきたいと思いますが。繰り返し申し上げます。皆様方をその内容であるとかそういったことを監視しているものではないという事だけは間違いなく申し上げられるのではないかとこのように思います。

Q：わかりました。ですけど最後に言いますけど記者会見場に監視カメラがあるって本当に異常な事だと思うんで、あのとりあえず運用状況は絶対出して下さい。

A：（園田政務官）繰り返しで大変恐縮でございますけれども、どういう形で答えできるかはそれは私どもにお任せ頂きたいと思えます。

○司会

質問のある方。後ろのそちらの方どうぞ。

○ニコニコ動画 七尾

Q：ニコニコ動画の七尾です。大臣の前倒し発言につきまして、とても大きい問題なのですいません繰り返しになりますが園田政務官よろしくお願い致します。前倒し発言なんですけども、これ IAEA 総会で大臣は冷温停止状態を予定を早めて年内を目処に達成すべく全力を挙げて取り組むと宣言したと、この言葉だけ見ますと、まさに冷温停止を前倒しするということであって、ステップ2という言葉は報道ベースで見ますと、大臣はおっしゃっておりません。ちなみに一部報道では確かにあったんですけど、ステップ2の前倒しではなく大部分が冷温停止を前倒しと報じております。また先ほど野田総理も冷温停止を年内に前倒ししたいと努力すると、福島県の広野町の議長の方に官邸でおっしゃったようです。これも報道ベースで言いますとステップ2との単語は出てきておりません。こういう状況なんですけど、政務官がやはり先ほど言われたように大臣はステップ2の前倒しを表明されたという理解でよろしいでしょうか。

A：（園田政務官）先ほどの私のお答えというのは意識して私は申し上げたわけでございます。先ほどの問いかけに対しては大臣についてはご指摘のとおり、もう一度正確に申し上げますけれども、ステップ2と位置づけられている放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられていること、いわゆる冷温停止状態を年内を目処に達成すべく全力を挙げて取り組みますということをお答えを申し上げました。これが大臣の答えでございます。先ほどのご質問ではステップ2というものを前倒しという形で考えているのかということでございますので、当然ながらステップ2においてもそれが前倒しできるように私ども政府としては全力を尽くして頑張りたいということを申し上げたわけでございます。したがって大臣が記者会見で申し上げたのは繰り返しになりますけれども、冷温停止状態は年内を目処に達成すべく全力を尽くして参るということをお答えしたということだけお答えをさせていただきます。

Q：ですから、ステップ2を前倒しするというのはどなたもおっしゃっていないということですね、そのこと自体は。そういう理解でよろしいですね。わかりました。それとたとえばIAEAの総会で細野担当大臣の演説が行われたわけなんですけども、これをホームページ上で全文公開すべきという考えもあると思うんですが、この点はいかがでしょうか。

A：（園田政務官）ありがとうございます、整い次第それができるようにしたいと思います。

Q：
はい、わかりました。以上です。

○司会

質問のある方挙手お願いします。それではそちらの前の方。それから一番奥のそちらの方。あとそちらの前のその女性の方。

○朝日新聞 森

Q：朝日新聞の森ですが、細野大臣が以前除染に関しましてロードマップを作るという話を言っておられましたけれども、その時に大雑把なものでなく詳細なものをちゃんと作りたいというふうに言っていましたけれども、それをいつ頃とかそれからどれぐらいの詳細なものが出てくるのか、中間貯蔵施設とか最終処分場についても触れられるのか、その辺の内容を聞かせていただきたいということと、それからここにあるこのロードマップの改訂版ですけれども、ここに除染というのは単純に除染の継続としか書いておりませんが、たとえば中期的な課題の中に中間貯蔵施設の選定とか建設とかそういうことを追加的に入れる考えはないのか、その辺を園田さんにお聞きしたいと思いますのでお願いします。

A：（園田政務官）まず除染のロードマップについては、今大臣からそういう指示が出ておりますので、事務方にそれに沿って作るようにという指示を出させていただいているところでございます。その中で中間貯蔵施設であるとか最終処分のもが入ってくるかということでございますけれども、まだそこまでの状況ではないというふうに思っております。当然中間貯蔵施設というものも近い将来的にはそういった施設も必要になるというふうには申し上げておりますけれども、ただ今まだ現地の福島県あるいは福島県の各市町村、各自治体の皆さん方の協議というかお話がしっかりとできている状態ではあ

りませんので、この辺についてはもう少し丁寧に福島県さんとも議論を積み重ねていく必要があるのかなと、整理をしていく必要があるのかなというふうには思っておりますので、今の段階で何かその部分がロードマップの中に入ってくるということはなかなか難しいのではないかとこのふうには思います。したがって、詳細なロードマップという表現を大臣はされておられますので、それに沿うような形でこういった形ができるかを今事務方でも協議をしているという状況でございます。それからこのロードマップの中に書き入れることができるかどうかでありますけれども、そうですね、この配布資料の中でもし書けるような状況があればありますけれども、書いていきたいとは思っておりますけれども、基本はそうですね、詳しくは災害対策本部で決めていく話でもございますし。また基本はですね、それから各省というか環境省も中心となって作っていくところでございますので、直接この中に詳細に書き込むということではないのかなというふうには考えております。別途また発表する際には除染のチームであるとか、あるいはその対策室からの発表という形にはなるのではないかとこのふうには思っております。

○司会

よろしいですか、それでは次の方どうぞ。

○回答する記者団 佐藤

Q：回答する記者団の佐藤です。よろしく申し上げます。少し数が多いのですがけれども先に全部お伝えいたします。まず要望で園田さんに。先ほど記者の参加条件についてフリーの記者交えて意見交換したいということをおっしゃっていたんですけれども、案内はどのような形で出されるのかどうか、私にも案内を送っていただけないかと思ひまして。とりあえず要望がそれひとつです。質問なんですけれども、統合対策室の議事録の件、私が要望しているのは記者会見のほうの議事録ではなくて対策室そのものの議事録なんですけれども、これはよその省庁とかそういう話ではなくて、足元の話ですので存在の有無を早急に確認できないでしょうか。できれば来週月曜日、1週間後ですけれどもそこまでの会見でご報告をいただければと思います。議事録に関係してなんですけれども、5月6日午前の官房長官の記者会見で政府組織の整理について官房長官がこういった発言をされています。読み上げますと、事実上の組織である福島原子力発電所事故対策統合本部については、政府・東京電力統合対策室に改組して政府における位置付けを明確にいたしますというそういった発言をされているんですけれども、現在のこの統合対策室の法的な位置付けですとか根拠というのがあるのかどうか、議事録が存在する

となった時にその文書が公文書にあたるのか、その開示請求があった時に開示対象になる文書なのかどうか、それとお金の出入りもあるかと思うんですけれども、その管理がどういった形でなされているのか、そういったことを合わせてご報告いただければと思います。それと園田さんに、同じく統合対策室の中でやり取りされている資料あるいは文書についてお聞きしたいんですけれども、東京電力のホームページで現場の写真をいくつか公開がありますけれども、ここでは東京電力のホームページでは公開されていない画像ですとか映像というのが、統合対策室の中でやり取りがあって、政府側はそういった映像なり画像なりを見ることができるのかどうか、これを教えてください。つまり政府が何らかの発言をする時に東京電力から提供されている映像とかを見ない状態で、現場の映像、写真とかを見ない状態で色々と協議、検討されているのか、公表はされていない現場の映像、写真というのを見ているのか、そのあたりを知っておきたいと思います。更に園田さんに、指差しの作業員についてなんですけれども、最初の質問のところで政府内で協議をしているということをご回答をいただきましたけれども、人物を特定あるいは調査する上で東京電力の協力が必要だと思うんですけれども、東京電力と政府内での協議、あるいは情報の共有といったことはどれくらいなされているのでしょうか。これは東京電力側からも回答をお願いします。この後東京電力に質問です。指差し作業員に関して、この作業員と思われる人が公表しているウェブサイトですが、東京電力のほうでこのウェブサイトは見ておりますでしょうか。内容を見ているようでしたらコメントをお願いします。更に東京電力に、元請け業者のリストあるいは元請け業者の業種のリストというのを作成して提供していただけないでしょうか。と言いますのも記者会見に出席を要望することが私以外の記者からも時々ありますけれども、元請け業者の出席というのを要望されたことはちょっと記憶にないので、その業種別リストを見ながらこの業者あるいはこの業種をやっている元請け業者を記者会見上に呼んで欲しいというような要望を出したいと思います。それと東京電力に、汚染水と海中の調査との関係なんです、サーモカメラですとかガンマカメラを海中に入れて、汚染水の漏洩箇所を調査するようなことも可能かと思うんですが、そういったことはされたことがありますでしょうか。もうひとつ東京電力に。3号機4号機のプールは映像が公開されていますけれども、1号機のプールの映像が公開されていない、私が探しても見つからないという状況なんです、これはカバーが完成する前に撮影して出していただけませんかでしょうか。以上です。よろしくお願いします。

A：(園田政務官) 私からお答えをさせていただきます。フリーの方との意見交

換の場というのは従前よりできれば可能な範囲で私も行いたいと思っており
ました。今日たまたまそういうお話をいただきましたので、前向きに捕えさ
せていただきましてどこかの時点で行いたいなというふうに思ってます。そ
の際にできるだけ多くの方との意見交換を開きたいと思っておりますので、
どういう形になるかちょっと私のほうでそれは引き取らせてください。でき
るだけ皆さん方のご要望にはお答えできるようにはしたいと思っておりま
すけれども、今の時点ではどういう形で行うかはちょっと持ち帰らせていた
だきたいと思います。

Q：お願いします。気づいたら終わってたというようなことはないように何と
か案内は出していただければと思います。

A：（園田政務官）わかりました。なるべく早くというかそういった機会は持ち
たいというふうに思ってます。ただ私も大変申し訳ないんですけども、昼
間かなりの時間の中で追われて仕事をさせていただいておりますので、十分
な時間というのがなかなか取れない状況ではございます。したがって大変恐
縮ですがこういった場で皆さん方ということぐらいしか今の段階ではでき
ておりませんけれども、なるべく多く皆さん方とは意見交換する場というの
は持ちたいと思っておりますので、現段階ではこういうお答えをお許しをい
ただきたいと思います。

Q：ありがとうございます。

A：（園田政務官）それから議事録でございますけれども、すいません確認をさ
せていただきたいということで持ち帰らせていただいて、確認をさせていた
だいておりますけれども、まだ正式に私のところに実は返事が来てない状況
でございますので、対策室としての議事録というものをきちっと私も確認を
したいというふうには考えてはおります。

Q：よろしくお願いします。

A：（園田政務官）その際にご質問にあった公文書にあたるかどうかというところ
と、それから財源も含めて今後そういった確認も皆さん方のご要望にお答
えする形で確認はしてみたいというふうに思っております。一度持ち帰らせ
てください。

Q：この件、足元のところということもあるので早めに何とかお願いできないかと思うんですが。

A：（園田政務官）できるだけ早くとは思っております。すいません、先ほど来週の月曜日というご指定でございましたけれども、ちょっとそれまでに間に合うかどうか私も自信がありませんので、以前確かご質問をいただいでからだいぶ時間がかかっているというふうに考えて、私も今再質問をいただいで直感的に思っておりますので、そういった意味では何か確認できないような状況があるのかどうか、それも含めてちょっと確認をさせてください。よろしく申し上げます。それから、映像を見ることができるとかでありませけれども、実は今日ここで出た映像、これについては実は私初めてこの場に来て拝見をさせていただきました。1ヶ月前にこの場で発表させていただいた映像に関しては、それは1日か2日前には、3日ぐらい前だったでしょうか、拝見をいたしましたところがございます。そういった意味ではこの間この映像もおそらく内部ではきちっと見ながら確認をしていたんだらうというふうに、どういった映像であれば直接的に皆さん方により現場の状況というものがお伝えできるかどうかというところで、その辺の工夫というものはあるんだらうというふうには思っております。それ以外の皆さん方にお配りをさせていただいている以外の写真というのは実は私はまだ見たことはございません。したがって失敗作というのはひょっとしたらあるのかもしれないけれども、写真を撮って対象物が映ってないとか中にはあるのかもしれないけれども、東京電力においてその現場の状況であるとかそういったところをひとつひとつ確認をしながら撮影はされているんだらうというふうには思っております。その中において、おそらく核の防護上の問題等もひょっとしたらあるものですから、そういった面ではすべてにおいて皆さん方に写真かどうかは別として、公開できない部分というのも中にはありますので、そういったところはおそらく意識的に写真は撮らずという形の精査というものはあるんだらうというふうに考えております。

Q：すいません、見ている映像、写真についてなんですけれども、一般に公開されている、つまり我々が見ることができるものと、保安院も含めて政府が見ることができる写真、映像というのはイコールなのか、政府側のほうがもっとアクセス可能なものが多いのかどうかそのことなんです。

A：（園田政務官）そういった意味ではどうでしょうか。皆さん方に公開をさせていただいているものが政府我々等ではイコールではないかというふうに受

け止めております。したがって何か隠し立てをしていると、東電がですね、何か隠し立てをしているということはないというふうには私は思っています。どうぞ。

Q：そうするとそれほどたくさん映像ですとか写真が出ている、公開されてるわけではないので、政府もこの程度の数しか見ることができていないということになるわけですね。

A：（園田政務官）そうですね、写真という意味ではそうかもしれません。別のものがあります。ちょっと補足で保安院から。

Q：お願いします。

A：（保安院）保安院です。保安院は検査官として自由に発電所内を行き来できますし、統合対策室の2階のフロアも自由にできますので、そういう意味では情報量はまったく皆さんと違う状況でございます。

Q：それは現場の話で、現場から東京に状況が上がって来る所で現場で保安院の検査官の人が写真や現場の映像を撮る事は出来るんですか。

A：（保安院）撮る事は出来ます。

Q：それは東京の方に、その都度送っているという事で。

A：（保安院）東京の方に送られてくると言う事は私の知る限りあまりない、少ない、非常に少ないと思います。現場で記録等は取っているとは思いますが、けれども。

Q：わかりました。政府が独自に撮影している写真と動画、動画でしたら本数、写真でしたら枚数の枚数確認したいんですけども、今日でなくても結構です。確認の上でご回答頂けませんでしょうか。公文書扱いにはなると思うので

A：（保安院）調べて見ないと分かりませんが、多分その様な形でキッチリと管理はされていないと思いますので、総数がどれだけあるのかという事をお答えするのは難しいと思っております。

Q：これは公文書の開示対象である事に関しては間違い無いですよ。

A：（保安院）国の所有する文書及び画像です。

Q：分かりました。了解です。

A：（政務官）それから、内部カメラに写っておられた元作業員の話を受けました。今、私共でその内容を頂いたその方からのメールとそれからホームページ、それに基づいて今精査というか協議をさせて頂いております。その過程においては、東京電力さんとはまだ公式な形でお話をしておりません。つまり、その内容も含めて政府内で今協議をさせて頂いている状況でございますので、何か必要な時に東京電力にも協力の依頼という物はしたいというふうには考えておりますが、まだそれに至る前の段階でその内容について、あるいは対応について協議をしているという状況でございます。

Q：分かりました。ありがとうございます。

○司会

それでは、次の。

A：（東電）東京電力でございますが、当該のホームページに関しましては私共も拝見させて頂いておりますけれども、ライブカメラに写ったその方が作られているそのホームページかどうかにつきましては、私共は分かりかねますので、コメントとしては出来かねます。それから元請企業さん等のリストでございますが、こちらは、契約の関係上どの会社と契約関係にあるかという事についてはお答えできません。尚、大きな物を作ったりですか、あるいは、作業関係上、示しても構わないという様な事があれば元請企業さんのお名前を公表する事はございます。それから、汚染水の状況でございますが、現在、海水の放射線濃度を測っておりますので、その面では直接ガンマカメラですか、サーモモニターと言った物を水中に沈めて見るという事は行っておりません。それからプールの映像でございますが、1号機は原子炉建屋の天井そのものがほぼ同じ形でオペレーティングフロアに落ちた様な状況になっておりますので、プールそのものが見えない状況になっております。それから、2号機でございますが、まだ、線量の関係でオペレーティングフロアの所に行けていない状況でございますので、写真としては無い状況でございます。

Q：わかりました。元請業者の件ですが、業者名というのは業者の方が公開良
いという事でしたらば出して頂きたいと思うんですが、業種のリストという
事でも可能でしょうか。こういった部分を担当されている元請業者の方、そ
う言った様な要望の仕方で、記者会見上に出る事を要望して見たいと思っ
ております。

A：（東電）はい、これまでも既に東芝さんですとか、日立GEさんというお名
前は出させて頂いておりますので、そういった所にご要望されるのは宜しい
のかなというふうに思いますが、私共の方から契約上相手先を公表するとい
う事は原則ございません。

Q：相手先の名称は今の段階では不要ですので、業種、あるいは、実際に現場
でやっている職務の種類というんでしょうか。バックヤードで何らかの倉庫
の管理をやっている、そういった業務内容をとか、そういった物で結構です
ので。

A：（東電）そういう意味では、電気機械メーカーさんですとか、あるいは、ゼ
ネコンさん、私共の関連会社が主に工事をやっております。

Q：そういった業種、あるいは業務内容のリストというのを作成して出して頂
けないでしょうか。

A：（東電）そういった事で機械だとか電源とかを行っておりますのは、主に機
械メーカーさんでございますし、バックヤードと言いますか、屋外でのタン
クの設置ですとかパネルの設置のようなものというは建築土木の関係の業界の
方が多く入っていますし、いわゆる工事その物をやっているのは私共の関連
の子会社が中心になっております。

Q：会社名というよりは、その作業を請け負っている作業の種類という物を細
かく元請業者別に分かれればという感じなんですけれども

A：（東電）程度の問題があるかと思いますが、主に屋外のタンクですとか、敷
地の整備等に関しては土木関係でございますがゼネコンさん、それから、建
物のパネルの設置ですとか瓦礫の撤去に関しましては建築関係のゼネコンさ
んが多く携わってらっしゃいます。それから、サリーですとかキュリオン、

アレバと言った機械物を作るですとか、あるいは今後、格納容器のガス抽出管理システム作りますけれども、これは電気機械メーカーさんの方が担務されているという様な傾向でございます。

Q：でしたら、こちらの方からこう言った業務に関わっている元請業者さんと呼んで欲しいという、そういう様な指定の仕方をする方が良さそうだという事で宜しいでしょうか。

A：（東電）こちらの会見にどういった元請企業さん、協力企業さんの方が出席されるかどうかについては、良く政府とご相談出来ればというふうに思っております。

Q：わかりました。どう言った形になるかは結果ですので、それは了解をしました。それと海中の調査なんですけれども、どこからどれだけ漏れてるかといった様な、場所の特定という意味では、ガンマカメラですとかサーモカメラというのが有効なんじゃないかと思ったんですが、どうでしょう。

A：（東電）はい、現時点では海水のサンプリング結果から見ますと、高濃度の汚染水が漏れているという様な状況ではございませんので、現時点ではそういった必要性は無いというふうに思っております。また、サーモカメラは熱でございますので、当然、高温水の形であれば分かるかもしれませんが、現在、タービン建屋はいわゆる常温の状況でございますので、かなり難しいのではないかと思っております。また、水中で使えるガンマカメラがあるかどうかにつきましては、まだ私共物の確認が出来ておりませんので調査して見たいとは思っております。

Q：分かりました。ありがとうございました。

○司会

はい、宜しいでしょうか。それでは先程当たったその方どうぞ

○フリーランス 小嶋

Q：フリーランス小嶋です宜しくお願いします。園田さんに先ず 20km 圏内の取材に関してなんですけれども、先程の話でマスコミは記者クラブ、県政記者クラブなどと現地の役場などと交渉して中に入られたりしているという事なんですけれども、フリーランスの場合はこういう申請も現地役場と直接交渉

した方が宜しいのでしょうかという事と、2 順目ももう始まっているんで、立ち入りが始まっているんで、このような同行取材がフリーランスには可能なのかという事をちょっとお聞きしたいです。もう 1 点、こちら保安院の方に。保安院長の深野さんが事故処理に、調査に手順書が必要だという様なインタビューの答えがありましたけれども、以前、前回の合同会見時に事故調査に必要であれば強制力を持った手順書の提出を、黒塗りされてない物の提出を求める事が可能だというふうに森山さん仰っておりましたけれども、今後、求めるのでしょうかという事をお聞きしたいです。もう 1 点、冷温停止に関してちょっとお聞きしたいんですけれども、こちら保安院さんに。先程、圧力容器の底部が 100℃以下が目安、境界で 1 mSv/年が目安という事だったんですけど、海中への放出に関しての基準値とか目安とかいう物があれば教えて下さい。東電の相澤さんにお聞きしたいんですけれども、申請書が 60 ページとか 160 ページとか渡って凄く大変だという事で、そちらの方に関しての見直しはあるんでしょうか。ちょっとお聞かせ下さい。以上です。

A : (園田政務官) 私からですね。20 キロ圏内の取材の件でございます。住民の皆様にご迷惑を一時立ち入りに同行しての取材でございますが、ちょっと確認をさせていただきます。そういう何か区分けというか、それもあるのかどうかというところは、ちょっと私の手元の資料ではわかりません。したがって、また、確認をさせていただきたいと存じます。それから後、公益目的の立ち入りで、例えば今までにマスコミさんが同行された例としては、例えば富岡町の慰霊祭であるとか、大熊町の慰霊祭、あるいは浪江町における町長の浪江町内の公共施設視察という形で行われたというふうに聞いております。そういった意味では、これを判断するのは各役場がその公益目的の立ち入りという形で、なにかそういうものがあつた際に、それに対するマスコミの皆さん方の同行を認めるという形をとっていらっしゃるようですので、その辺は、判断主体は各市町村が行うというふうに承知をいたしておるところでございますので、それについては各市町村にお問い合わせをいただければというふうに思います。前段の住民の皆さん方の立ち入りについては、これは政府でやっている現地対策本部がございますので、そこで少し確認をさせていただきます。よろしく申し上げます。

A : (保安院) 保安院でございます。最初の手順書の件について私からご回答を申し上げます。手順書につきましては、こういったものが事故の調査のために必要かを今検討している段階でございますので、今後、報告徴収をかけて手順書を提出してもらうことは十分あり得ます。今、こういったものが保安

院として手元に置いておくべき手順書かということを検討しているという状況でございます。以上でございます。

A：（保安院）次に冷温停止と関連してのご質問かどうか、よくわからなかったんですけども、冷温停止に関連して海洋中への放出の目安というのは現在ございません。ただし、日本の炉規制法の中で海洋への放出基準濃度という法規制がございますので、当然、その濃度規制が適応されることとなります。

A：（東電）60 ページに及ぶ長い書類、確かに我々としても配慮が足りなかったということについては反省をせざるをえないというふうに思っております。ただ、できるだけ正確に、あらゆる損害の項目を網羅して、また且、公平性を維持しようというところから、少し細かくなり過ぎたということで、本当にご迷惑をおかけしたというふうに考えております。今後は、各コールセンター、あるいは説明会場で、色んな声をお聞きして、そして親切に対応させていただくわけでございますが、またその声をよくよく聞きまして、今後の見直しの姿勢等につきまして、検討させていただきたいというふうに考えております。以上です。

Q：今の件に関してちょっと返答というか、質問します。園田さんに関して。この8月の中旬ぐらいに、僕は福島に行ったんですけども、南相馬や浪江とか、浪江の二本松市の方の出張所の方にちょっと20キロ圏内の取材は可能かということをお聞きした時に、やっぱり県庁のオフサイトセンターの方に行ってくださいと言われて、行ったんですけど、そこでもその受付をやってないということをお聞かれたので、その辺の確認をお願いしたいと思います。保安院に関しては、深野保安院長が「手順書は必要だ」というふうに毎日新聞のインタビューの時に答えてらっしゃるんです。正確にいうと、保安院としては手順書の原本を入手してないと述べた上で、1号機を冷却する非常用復水器が、なぜうまく作動しなかったか等原因を調べるのが我々の仕事だが、手順書はその元になると指摘しているんですけども、この深野さんの発言に関してあっても、まだ手順書を求めるかをまだ決まっていないということでしょうか。お聞かせください。先程のそうですね、わかりました、その2点です。お願いします。

A：（保安院）保安院からでございますが、調査の方法として、報告徴収という手法もありますし、立ち入り検査という手法もあります。これまでは任意で東京電力の現場、サイトですとか本店で手順書も一部見ておりますので、報

告徴収という形で提出を受けて事故調査の参考といいますか、根拠にしていく、材料としていく必要があるかどうかを。それがどの範囲まで提出を求めるかということについて、今、検討をしているということでございます。

Q：今のことに関して以前お聞きした時に、このような福島第一の1号機と同じ構造を持つ非常用復水器を持つのが敦賀にあるということをご回答を得たんですけれども、ここに関しまして、このような事故原因の調査にあたって手順書とか、こういった操作が行われるかというのが事故原因に関することであるとすれば、この敦賀1号機ですかね、1号機だと思うんですけど、1号機が再稼働を求めるにあたって、こういった手順書を保安院が保持して、どこかに問題がなかったのかというのをチェックが必要だと思うんですけども、この点に関してはどう思われますか。

A：（保安院）保安院でございますけれども、あくまでも事故調査の対象は福島第一でございますので、今、手順書というお話しはどの手順書かということにもよりますけれども、今は対象としましては東京電力の福島第一原子力発電所の手順書について、事故調査の為に報告徴収をかけて、入手する範囲はどの範囲かということを検討しているということでございます。

Q：敦賀などの再稼働をするにあたって、こういった福島今回の事故に関する原因究明をして、それを再稼働やなんかに活かさないといけないと思うんですが、その点に関してはどう思われますか。

A：（保安院）当然、原因究明の結果、水平展開が必要であれば、これは敦賀に関わらず他のサイトにも他のプラントにも、当然それは水平展開をしていく必要があると考えております。

Q：つまり、この原因究明が究明によって何か問題があるとした場合に、それは再稼働の条件にあたるというふうにお考えでしょうか。

A：（保安院）再稼働の条件ということではなくて、あくまでも原因究明の結果、これは手順書にかかわらずですね、今回の事故の原因の究明の結果、他のプラントに反映すべきものは、その手順書にかかわらず、それを水平展開すべきものはしていくということで申し上げます。

Q：今までそのような今回の事故で水平展開をしたような事例はありますか。

A：（保安院）保安院でございますが、今回の事故を踏まえて、既に緊急安全対策という形で水平展開をしております。

Q：その中に、このような運転の手順書とかは、まだ含まれてない形ですか。

A：（保安院）こういったものは含まれておりませんが、シビアアクシデント対策の一環として、そのシビアアクシデントに関する、今回対応を取っておりますけども、手順書の整備というものは、その中にも一部含まれてはおりません。

Q：シビアアクシデントの手順仕様に関しては含まれているんですかね。

A：（保安院）失礼いたしました。今回の緊急安全対策、あるいはその後のシビアアクシデントの対策として、例えば具体的に、どういう手順でもって行動するかといったレベルでの手順書の整備については対応がなされているということでございまして、いわゆる通常のアクシデントマネジメントの手順書を今回変更したということではございません。

Q：その手順の見直しなどが行われたという事は、どこかにホームページとかに告知されていたり、どこかで見れたりしますか。

A：（保安院）緊急安全対策に関することについては、ホームページ等でも出ていると思います。

Q：「思います。」ではなくて、どこで見られるかとか、文章があれば見せていただきたいと思います。よろしくお願いします。

A：（保安院）保安院のホームページに出しております。

Q：はい、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○司会

質問のある方。挙手をお願いします。はい、今、1、2、3名の方、手が挙がっていますが、これで終わりにさせていただきたいと思いますが、他に

いらっしやいますか。3名の方。もう一度、3名の方、手を。えっと、じゃあ4名の方ですね。後ろから、そちらの奥の方、それからこの真ん中の男性の方。それからその次、そちらの男性の方。それから前の女性の方。では、どうぞ。

○フリー 伊藤

Q：フリーの伊藤と申します。保安院にお願いします。除染についてお尋ねします。農林水産技術会議が出した結果によると、草ごとはぎ取るのがセシウムの遮減率が一番高い97パーセントということなんですけれども、今回、ひまわりによる除染効果があまりなかったということなんです。青森県六ヶ所村にある環境科学技術研究所の調べによると、野生植物のオオイヌタケ、蓼科のオオイヌタケがヨウ素、ストロンチウム、セシウムを除去する効果が一番高い、群を抜いて高いということが分かっているそうなので、農水省の担当の方にお伝えいただきたいんですけれども、お願いできますでしょうか。今回の津波を受けた水田に、畑でも雑草はもう既に凄く生えているので、除去する可能性としては凄く高いのではないかと思いますので、お尋ねいただければと思います。あと、地方で農業に従事している人たちにはこういういろいろな情報が伝わりづらいようなので、その点も合わせてお願いいたします。以上です。

A：（支援チーム）支援チームでございます。ご案内のように農林水産技術会議におきまして9月の14日に発表されております。ご指摘の点につきましては、農水省の担当のほうに伝えたいと思っております。

Q：ありがとうございます。

○司会

よろしいでしょうか。じゃ、次の方、どうぞ。

○フリー 木野

Q：すみません、度々。フリーの木野ですけれども。まずですね、一点。保安院の森山対策監に。先程、東京電力のほうで写真をいろいろ撮って、その中から東京電力で選んで出しているという話があったのですが、これ、例えばですね、保安院のほうでこういった写真を確認して、保安院のほうから写真を出していただくということとはできないものでしょうか。というのはですね、事故の当事者の方が当然写真を撮って選択して出すのは、という形もありと

は思うんですが、事故当事者がやるよりは、ある程度中立性のあるところでそういった作業ができないかなというふうに思います。それから先程の手順書の、イノベーション委員会のほうへの手順書の件なんですが、これは実際にいつ頃までに保安院としては作業を完了するというようなスケジュール感はあるものでしょうか。他の発電所で同じものが使われているのであればできるだけ早くそういったものを確認して次に進めていくというのが事故対策の上でも有効ではないかと思うんですが、如何でしょうか。それからですね、東京電力にですね、先程、賠償の手続きの件があったのですが、もう一件重ねてお伺いしますが、一部の報道で平野復興大臣がですね、賠償手続きの簡素化を求めています、これは賠償手続き自体は、先程、様子を見ながら進めるというお話がありましたけれども、現状既に必要な方々がいて、手続きに入っている以上は、もし修正するのであれば今すぐやらないと後々の混乱を招くと思うんですけれども、こういった手続きというのは対応というのは実際にいつ頃検討されて、いつ頃対応される心づもりというのがあるものでしょうか。それから同じく東京電力に。これは以前、松本さんのほうに実はちょっと何回かお伺いしていたんですが、作業員の方への食事の支給なんですけれども、これを非常時ではないという理由で停止しておりますが、これは再開というのは今後検討されないものでしょうか。福利厚生という面でも、それから実際に作業員が集まりにくくなるのではないかという状況を考えても、そういった方策、食事の支給というもので福利厚生を充実させていくのは手ではないかと思うのですが、如何でしょうか。以上、お願いできますか。

A：（保安院）まず、保安院でございますけれども。最初のご質問は東京電力が所有している写真を保安院が入手して公開すべきと、そういうご趣旨だと思いますけれども、これは手順書の時も申し上げましたように、保安院として、まず東京電力には情報公開はできるだけやっていただきたいということを申し上げた上で保安院として入手をする以上はですね、やはりそれは法律の執行という範囲、即ち例えば今回のケースであれば事故調査ということの範囲内で行うというのが原則であると考えておりますので、公開のために東京電力に、例えば報告徴収をかけるということは現在は考えておりません。それから手順書の対応についてはいつまでかということでございますけれども、現在どの範囲をですね、この調査に必要な文書であるかということを経済している段階でございます、まだちょっといつまでということをお知らせする段階には至っておりません。以上でございます。

Q：ありがとうございます。すみません。ちょっと一件、写真の件なんですが、例えば保安院のほうで撮影した写真というのを公開するというのも現状は難しいものでしょうか。現地の保安検査官が全く撮ってないともちょっと思えないのですが、もし可能であればなんですけれども。

A：（保安院）それはひとつひとつですね、精査する必要があると思いますけれども、当然情報公開法に基づく開示請求があれば対応はする必要があると考えております。

Q：すみません。情報開示請求がないと対応できないということでしょうか。開示請求がないと対応できないというその難しい理由というのがもし分かれば。

A：（保安院）どういうものがまず行政文書として残っているかを確認する必要がありますので、そこは開示請求というものがあればそれは確認をしていく必要はあると考えております。

Q：分かりました。ちょっと関連で園田政務官にお伺いしたいのですが、現状ですね、先日から何度も質問が出ていると思うんですけれども、福島第一の中の敷地内の取材が全くできない状況の中で、情報を出すのは一時的に情報を出すのは東京電力が東京電力として出せるものを出している状況なんですね、精査して。今の写真もそうですけれども。もちろんその核物質防護上の理由というのもあると思うんですが、実際にそれだけかどうかというのは誰も確認できないわけで、こういったものを、所謂大本営発表というふうに言うんではないかと思うんですが、園田政務官、その辺は認識は如何でしょうか。

A：（園田政務官）はい、今回のロードマップの見直しに際しては、先程映像は初めてというふうに申し上げましたけれども、この中にある写真等についてはですね、私も従前より打ち合わせをしながら拝見をしてまいりました。その中で私もちょっと分かりにくい、時系列的にですね、もっと分かりやすくやるべきではないかということ指摘をさせていただいて、それで少し並べ替えをしていただいたという経緯はあったというふうに思っております。そういう面では積極的にですね、皆さん方を通じて国民の皆さん方に情報提供をしていくというこの必要性というものは大変重要であろうと思っておりますので、その点については私も折に触れて何かできる事があればやっていき

たいというふうに思っております。

Q：いや、ごめんなさい。ちょっと認識がずれているようなんですけれども。要するに、事故の当事者が情報を出す出さないを自分達で判断して外に出しているという状況が既にちょっとどうかなというふうに思うんですね。もちろん園田政務官を含めて2階のほうで写真の確認は見ているとは思いますが、専門家ではないと思いますし、もちろん園田政務官を含めて。そういう意味では見られているということは分かるんですけれども、それで実際に情報が出ているかどうかという判断ができていくと思うんですね。そういうことを考えると、例えば違う方法で写真を撮る、あるいは第三者を入れて中を確認して写真を撮って外に公開するという手順というの、そろそろもう半年経ってますし、必要なのではないかと思うんですけれども。そうでないと要するに事故の当事者が自分で情報を出すというのは、さっきも言いましたけど、大本営発表と同じだと思います。その点ちょっと認識をお伺いできますでしょうか。

A：（園田政務官）はい、そういう面では現地に保安院もはじめ、政府の人間が入らせていただいておりますので、入って対策を講じさせていただいているという現状がございますので、何か東京電力だけで全ての物事を行っているということではないというふうに思っております。同時に今私の責任で行わせていただいているプロジェクトチームも含めて、失礼、大臣の支持の下で私が入らせていただいているプロジェクトチームの中においては、必要な情報であるとか、あるいは必要な写真というよりはどちらかという内部の情報でありますけれども、そういったところにおいては議論をしながら提供するべきところはきちんと提供するようにという形で、何度も何度も求めているところがその都度ございます。そういった面では、そういう部分について皆さん方にきちんと情報提供が必要であるということについては、こういう場を通じてまた皆さん方にもお伝えをさせていただいておりますので、そういった面では東京電力だけが全て情報を握って、そしてその操作の下で何か対策が講じられているという認識ではないということだけお伝えさせていただきたいと思っております。

Q：ではちょっと今の関連で、追加で相澤副社長にお願いしたいのですが、敷地の中の取材というのはいつ頃可能になるもののでしょうか。

A：（東電）中は警戒区域でございますし、もちろん核物質防護の観点からも問題

が、課題があるということでございます。また作業員も作業をしております、その作業の妨げになってはいけないといういろいろな観点がございます。そういった意味で、なかなか皆さんにお入りいただくということには、かなりハードルが高いということでございます。今後こういったことも含めまして、検討をさせていただきたいというふうに思っております。今のところはそこまでしか答えられないんですが、以上でございます。

Q：分かりました。そうしましたら、先ほどの質問お願いできますでしょうか。

A：（東電）はい。賠償の請求書でございますが、非常に悩ましいところございまして、もう既に動いておるところでございますので、これは今すぐ全部やり直しということは、これもまた大混乱を招きます。そしてまた、よくよくもう少し見て、何が一番問題なのか、どんな問題点があるのかということにつきましても、分析、確認をした上で変更する点を明らかにして検討を進めていきたいというふうに思っています。現時点でもう既に動いているものから、今すぐにとというのはかなり厳しいやり方だと思っております。その辺の時期も含めまして検討させていただきたいというふうに思います。以上です。

Q：そういう意味では、いずれ修正するのであれば、その時にでももう、その時は既に動いて大部分が処理されている後になるわけで、そういう意味では今動いているからというよりは、動き始めたばかりだから今やらなければいけないんじゃないかと思うんですけども、後になればなる程、処理を、要するにその手続きを進めてしまった方々というのが余計出てくると思うんですが、そういう部分では混乱するというのは後の方が大きいようにも思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

A：（東電）その辺も含めまして検討させていただきたいというふうに考えております。長い時間かけてのんびりやってないで、できるだけ早いうちに検討して、変更するべきかどうか、あるいは何か中身を直すべきかどうかということ見定めていきたいというふうに思っております。以上です。

Q：そのスケジュール期間というのは、スケジュール間というか、期間はどのぐらいを目処にされる予定でしょうか。

A：（東電）先ほど言いましたように、どんな問題点があるかももう少し拾って、

その結果をまたスケジュール感で反映させていただきたいと。現時点ではまだ申し上げられるところにまでは至っておりません。以上です。

Q：分かりました。

A：（東電）それでは、お弁当のお話につきましてお答えをさせていただきますが、こちらに関しましては私どももJヴィレッジ等で開催しております協力企業さんとの間で、きちんと説明をさせていただいた上で、お弁当の所謂炊き出し、レトルト食品からお弁当の購入というような形にお願いをさせていただいております。企業さんのほうからは大きな反対は出なかったというふうに聞いております。また今回レトルト食品からお弁当化にしましたけれども、これまでもJヴィレッジにおきましては、自分でお弁当ないしは自分で何かを購入されて持ち込むという方はこれまでもいらっしゃいましたので、突然急に方針が変わったというようなことではなくて、これまでレトルト食品を配布させていただいていたのが、今回から自由にお弁当を選べるようになったということでございます。また、作業員の確保に困難がきたすのではないかとございまして、現時点ではお弁当が有償になったからということで、作業員の方が集まりにくくなったというようなお話は今のところ聞いておりません。

Q：分かりました。すいません、ちょっと一つ確認なんです、Jヴィレッジのほうの売店というのは、いつから動いてたんでしょうか。

A：（東電）ちょっと日付は確認しますが、最近営業のほうを再開したというふうに聞いております。こちら当社の販売のことではございまして、元々Jヴィレッジで売店を運営されていた企業さんが運営を再開したということになります。

Q：分かりました。ありがとうございます。

○司会

よろしいでしょうか。それでは、次の方、どうぞ。

○NHK 山崎

Q：すいません、NHKの山崎です。ちょっと技術的な点を二つほど教えてください。保安院の方もおられるので、東京電力さんと二方でちょっと教えて

いただきたいんですが、冷温停止の定義をステップ2に移行する時に文書で示していただいて、その時点からある程度今日もいくつか質問が出てましたけれども、少しその定理が曖昧ではないかとか、ゆるいのではないかというのは従前から記者側からも指摘があったと思うんですが、今後更にこれをベースに年内にということになると、そういった質問にどう答えていくかというのが重要になるのかなと思うんですが。例えば今、松本さんのご説明では、溶けた燃料がどこにあるかという、炉の底部に多くが集まっているのではなからうかというご指摘で。ただこれは他の研究者のシミュレーションとか見ると、かなり燃料の存在する場所がいろいろな意見が出ている。当然東京電力さんも把握されてると思いますが、燃料がどこにあるかによって大分炉の温度をどう冷やすか、水をどこに注入するかによって効果は変わってくる。それはもう当然、専門家の皆さんは分かってらっしゃると思うんですけども、その辺りのある程度の炉の中の様子、可能な限り示していかないと、これは冷温停止になりましたと、水を入れてればなんとなく冷えて温度は下がりますと、ただ中はよく分かりませんでは、多分説明責任を果たせないんじゃないかなというふうに思うんですが。この辺りは今後技術的な課題もあろうとは思いますが、どのようにもう少しディテールを探っていく努力をしてくのかというところは、今まだ工程表とかに示されていないんですが、この辺はどうお考えかというのを、ちょっと保安院と東京電力からお聞きしたいのと、もう一つ。放射線の放出の抑制で、1号機はカバーを今かなり進んできているというのは、この前の動画も見てよく理解できました。同時に1号機から3号機、格納容器からの気体を引き抜いて浄化すると。これを1から3に作ると。ちょっと対策の整合性を改めて説明していただきたいんですが、1号機はカバーと格納容器からの引き抜きの中の二つの対策になりますよね。で、3号機はカバーがないと。この辺り、もちろんなくたっていけるということなんだろうが、この辺りの対策は一般の人から見ると、なんで凹凸が出ちゃってるのということになると思うんですが、この辺りはどう説明していくのかといったところを少し教えていただけますでしょうか。

A: (保安院) まず保安院ですが、冷温停止の定義の問題でございませけれども、我々としては明確な定義ができていうふうに思っております、圧力容器底部が概ね100℃以下ということと、放射性物質の放出が抑制され、管理されているということで、敷地周辺で1mSvを目標とすると。更にそれが、単に今日の場合ですと、たまたま試験的に流量を増やしているので温度が下がっていますけれども、そういうものではなくて、中期的にそういう状態を維持できるかどうか、そういうものを設備面又は運用面、また事故評価も行う

てですね、しっかり出来ているというものを判断していくっていう事になります。それともう1つ、溶けた燃料が何処にあるのかという事ですね、注水の仕方、また判断の仕方が異なるのではないかというご質問でございましたけれども、格納容器全体としての熱バランスを見まして、そこで溶けた燃料から現在出ている熱量というのは、これは正確な計算が出来ます。ですから、その出されている熱に対して冷却が行われているかどうか、それは注水量、またこの圧力容器の底部ですけれども、その他にも格納容器の温度も取れておりますので、そういったものを総合的に判断すれば、崩壊熱、出ている熱をですね、除去できているという事が判断できるというふうに思っておりますので、そのこの圧力容器に9割残っているのか、8割残っているのかという事も大事ではございますけれども、もし万が一外に出ている場合であっても、それは格納容器全体の熱バランスを見れば、溶けた燃料が冷却されているかどうかというのは、判断する事は可能でございます。対策の方はどうですか。

A：(東電) まずカバーの方でございますけれども、こちらに関しましてはご指摘のとおり1号機はカバーをつけておりますけれども、カバーに関しましては完全な気密性を有してはございませんので、いわゆる負圧の状態に保たれているという事にはなりません。ただ全体としてカバーを覆って、雨風の進入を防ぐという事と建屋の上部から大きなダクトで引っ張り込みますので、建屋全体で出てくる放出放射能は基本的にはそこで吸ってくるというふうには考えております。こちらに関しましては、そういった方法と、3号機は付いていないところが矛盾ではないかというふうなご指摘だと思えますが、こちらはやはり全体として、1号機から3号機、4号機も含めてですけれども、どういう状況が将来を睨んで最適かというような観点から判断をさせていただきました。最終的には建屋からの放出放射エネルギーが敷地境界で1 mSv/年、そしてそれからそれを最大限引き下げるといようなところが目標でございます。カバーが付く付かないところが直接関係するわけではないという事でございます。したがすがいまして、3号機に関しましては、まずは全体のバランスから見ますと、将来建屋のカバーをつけて、またいったん解体して使用済み燃料プールを取り出す装置をつけるというよりも、先行的に建屋上部の瓦礫を撤去して、使用済み燃料の早期取り出しに向かった方が、ここ2、3年のうちの状況を見ると得策ではないかというふうに判断した次第です。

Q：ありがとうございます。保安院さんの方にちょっと追加で教えてください。

確かに全体で見れば注水を増やしてCSライン使ってやるという、今の方法は大きくは正しいんだらうなと私も思います。ただ実際に住民にですね、帰ってきていいですよというような説明責任のところでは、炉の中はこういう状況だと思えますってところ、今よりはもう少し丁寧に言わないとですね、水を入れてますから、全体のバランス上大丈夫ですからってというのは、私は言う意味はわかりますが、多くの県民はそれよりどうなっているから大丈夫と言えるのというのは必要になってくるかなというところが、1つ疑問として残るんですね。確かに何処に燃料が溶けているかによって、全体としてはそれはもちろん、冷却という意味では可能なのかも知れませんが、場所によってかなり大きく固まっていたりすると、そこを放置すると、また温度が上がってくる可能性はより高くなってくるでしょうし、場合によっては再臨界みたいな事もまだ0パーセントではないというふうに考えていた方がいいと思いますし。その燃料が何処にどう存在するかというのは、例えば先ほどの温度を測ればという事のご指摘ありましてけど、温度計もまだ数が少ないんですよね？ そういった点で、もう少し何か対策なり、シミュレーションなり加えていく、もう少しディテールを説明できるような取り組みを重ねていって、12月なり1月に向けた情報量を増やしていくという事が必要であって損はしないのかなというふうに思うんですけど、その辺りはどうですか。あんまり必要ないとお考えですかね。どうですかね。

A：（保安院）まず保安院ですけれども、まず我々はですね、科学的、技術的にきっちりと説明できる内容についてですね、評価をしていきたいというふうに思っております。それに加えて、一般の方にどれだけご理解していただきやすいものにしていくのかという事についてはですね、これはこれから考えて行きたいと思っております。

Q：これだけですけど、燃料の存在や温度バランスも各専門家のシミュレーションって色々答えが違う中で、保安院として科学的に技術的に説明をしていくというのはかなり筋立てしかりしないと出来ないと思うんですけど、今の段階では出来ているとはちょっと思えないんですけど、その辺りはどうお考えになりますか。

A：（保安院）すみません、質問の趣旨がもうひとつ・・・

Q：つまり、例えば燃料が何処にあるのかでも、色々なシミュレーションや研究結果が出ていて、もちろん東京電力としては炉の底部にたくさんあります

というのも当然一つあると思います。しかも、MAAPとかいろいろソフトの使い方によっても結果が変わりますよね。そういったものが最終的にいろいろありますじゃあ、ちょっと科学的にとか技術的におっしゃるけども、そうとは今は言えないと思います。そういうものを最終的に、こういう理由だから炉の底部に9割ありますよとかというのをもう少し丁寧にやっていかないと、おっしゃるような科学的技術的とは到底言えないと思うんですよね。百家争鳴だと結局どれなのという事が今行われている。今検証の途中だとは思いますが、最終的にはもう少し保安院として、東電として、色々意見はあるけども、こういう条件でこうだからここにいっぱいあると思っていると、その上で炉の安定冷却というものを目指しているんですけど、説明がないと、あまり納得感が高まらないなと思うんですが、そこは見解が違いますか。

A：(保安院) いえ、そうではありません。やり方としては2通りございまして、今おっしゃられたとおりにですね、出来るだけ正確な姿を見つけ出して、その中から、だからこういう場合にはこうなるという評価をしていくという方法が1つ、それともう1つの方法がですね、我々よく使う方法ですけども、若干議論が分かれている部分があれば、より安全ではないという仮定を置いて評価を積み重ねていって、それでも大丈夫であるという評価をしていくと、その二つがございまして、今後どちらかになるかはわかりませんが、そういう形で本当に安全なのかどうかという事を確認していくという事になると思います。

Q：わかりました。引き続き議論させてください。ありがとうございます。

○司会

それでは最後の方、どうぞ。

○TBSテレビ 山口

Q：TBSの山口と申します。ロードマップに追加点として書かれましたサブドレンポンプの復旧について、東電の松本さんに伺いたいんですが。先ほどのやり取りの中では、サブドレンポンプの使用については当面、具体的計画はないと確かおっしゃっていたと思うんですけども、では何故今回ロードマップの中にあえて追加したのかという事と、そもそもサブドレンポンプの復旧の目的はなんだったのかという事についてもう一度伺いたいです。もう1つ関連して言えば、地下水というものはやはり低濃度汚染水なわけで

すから、それを汲み上げても処理の必要性が出てくるわけですし、やはりサブドレンポンプの復旧の考え方と、地下水の汲み上げについて関係性、考え方を改めてお伺いしたいのでよろしくお願いいたします。

A：（東電）サブドレンポンプに関しまして、建屋の周辺に設置されております地下水を汲み上げるポンプ、そのシステムでございます。ご指摘のとおりでございます。こちらはそもそも地下水の汚染を防止する為には、なるべくタービン建屋の周り、原子力建屋も含めてですけれども。地下水のレベルを下げておいて、汚染水そのものを増やさないという様な観点から、考えております。ただ一方では、現在タービン建屋の方に流入していくという問題もございまして、あまり地下水の方が、こちらタービン建屋側の問題になりませんが、下げ過ぎますと流入量も増えるという事に関係なりまして、悪戯に水処理設備を運転してしまうという様な関係から今、OP3メートルの所で維持しようというふうに考えています。したがって、この地下水の問題に関しましては、まずポンプが復旧して汲み上げられるようになる事がまず大前提でございますが。今後、それをどういうふうに運用していくかについては、その水をどう処理していくかについての方針等がきちんと決まりませんと、量がかなり多いものですので、少し検討する時間、関係機関と調整する期間が必要だというふうに考えております。当面といたしましては、特段今タービン建屋の地下の関係で動かすという様なところまでは来ておりませんが、そう遠くない将来ではこの、このところがステップ2以降ではですね、大きな問題になるという事には考えております。そのへんを含めて、今関係機関と少しご相談をさせていただいているという状況でございます。

○司会

よろしいでしょうか。 そちらの方。

○フリーランス 小嶋

Q：すいません。追加でお願いします。フリーランスの小嶋です。先ほど保安院さんの方に聞きたいんですけども。ちょっと、僕会見全部出れてないんで、もう説明されてたらなんですけども。先ほど注水量と崩壊熱の関係と核内容の温度の全体のバランスを見れば、こういったエントレスの判断ができるみたいな話をされましたけど、これってデータとかで既に示されていたりしますか。

A：（保安院）いえ、まだでございます。これからですね。終了に向けて東京電力からデータを徴収してですね、我々の方で判断していく事になります。

Q：これからまた、冷温停止の目安の1つになるっていう事ですかね。

A：（保安院）温度が安定しているっていう事はですね、熱バランスが取れているっていう事でもありますので。全体を判断する上で、必須の条件であります。

Q：はい。この場合格納容器全体の温度のバランスを見て、そういう判断はできるって事なんですか。例えば格納容器を突き抜けて、下に落ちていてもこれは可能かという事を、お聞きしたいんですけども。

A：（保安院）格納容器を突き抜けてっという事が、ちょっと理解、解らないですけれども。

Q：メルトスルーして、更に格納容器まで落ちて、更に格納容器突き破って、燃料が溶融して下まで落ちていると言った可能性も指摘されていますけど、その場合に関してもそれは可能なんしょうか。

A：（保安院）今までの解析結果で、その様な結果は出てないっていう事とですね。もし仮に、ある程度コンクリート浸食しているという事があっても、それは格納容器の中の閉空間でございますので、考え方自体は変わりません。

Q：解りました。先ほどちょっと、二点お聞き漏らした形があるので、ちょっと質問させて下さい。敷地境界1シーベルト毎年ということがなぜ今日の記事に明記されていないのかという点と。中期目標の作成が地域的課題の対応という所でこれをまだ作成されてないという、作成中なのに例えば首相とか細野大臣が、冷温停止を年末の目処という、年末にめざしているという事を言っている意味に関して、ちょっと園田さんにお聞きしたいのと。1mSvになぜ文章明記していないのかについて、保安院と園田さんにお聞きしたいです。お願いします。

A：（園田政務官）失礼しました。敷地境界での1mSvという形が明記されていないのではないかというご指摘でございます、確かにそれは書いてないという事でございます。もう少し解りやすく丁寧にという事であれば、次回の改訂の時にでもそれは、何処かに追加させていただければというふうに思っ

ております。

Q：もう1点については？ なぜ年末中期目標が作成中なのに、首相とか細野大臣がこの年末までを目処に冷温停止という事を仰られたのか。

A：(園田政務官) はい。そういう意味では先ほどから申し上げております様に、少しでも早くこのステップ2という物が、達成できるようにという事で、まずは冷温停止状態を一刻も早く作るものだ。そこに向けて全力を尽くすようにと、いうご指示があり。そしてまた、その大臣としての思いをお話をされたというふうに理解をさせていただいています。同時に、その事は総理に対しても近々の状況の中でお伝えはしていると、いうふうに思っております。

Q：ちょっと穿った見方をしちゃうと、この中期目標とか決まってないのに、こういう事を努力目標と仰るといのは、何かその先に期限を決めちゃって、そこに何かこの中期目標をあわせてるっていうふうな、穿った見方もできちゃうんですけども。その点に関してはどうでしょうか。

A：(園田政務官) はい。何かそういうお考えというのは全く私ども持ちあわせておりませんので、とにかくわたくしも就任以来、細野大臣から言われておりますのは、1日も早く住民の皆さん方が戻っていただける様な状況を結果を出すという事をご指示をいただいております。で、その指示の下、私どもとしても、少しでも前倒しで出来るものには東電にもあるいは他の保安院も含めてですね、他の機関に対してでも強く求めさせていただいているところでございます。

Q：了解です。ありがとうございます。以上です。

○司会

よろしいでしょうか。これで質疑は終わります。最後に東京電力から説明があります。

○東京電力

はい、私どもの方から本日のプラントの状況につきまして実績を中心にお知らせをさせて頂きたいと思っております。原子炉の注水の状況ですが、午後5時現在、1号機が3.6m³/hで注水中でございます。2号機は給水系で3.6、炉心スプレイ系から4.1m³/hで注水中でございます。3号機は給水系から3.8、炉

心スプレイ系から 8.1 という状況になります。格納機内への窒素ガスの封入ですけれども、午後 5 時現在 1 号機は格納容器の圧力 123.4kPa、2 号機 112kPa、3 号機 101.5kPa という状況です。使用済燃料プールの循環冷却ですけれども、午後 5 時現在の水温は 1 号機 28.0℃、2 号機 32.0℃、3 号機 30.4℃、4 号機 37℃という状況です。タービン建屋の溜まり水の輸送に関しましては現在、2 号機、3 号機から移送を行っております。6 号機のタービン建の溜まり水に関しましては、屋外仮設タンクへの移送を 10 時から 16 時の間で行いました。各建屋の水位です。プロセス主建屋の水位は 16 時現在、5,815mm でございます。午前 7 時と比べますと 18mm の低下です。雑个体廃棄物減容処理建屋の水位は 2,624mm で午前 7 時と比べますと 37mm の低下です。サイトバンク建屋は OP で 4,432mm、午前 7 時と比べますと 1mm の上昇になります。続きましてトレンチの水位の状況です。16 時現在、1 号機はダウンスケール中、2 号機は 2,758mm、3 号機 3,107mm で、午前 7 時と比べますとそれぞれ 5mm、2mm の上昇になります。タービン建屋の水位です。16 時現在、1 号機が 4,920mm 変化ございません。2 号機は OP で 2,816mm、3 号機 2,910mm、4 号機 2,946mm でそれぞれ午前 7 時と比べますと 4mm、9mm、1mm の上昇になります。原子炉建屋地下 1 階の水位です。同じく 16 時現在、1 号機は 4,654mm、2 号機は 2,882mm、3 号機 3,022mm という状況でございます。午前 7 時と比べますと、1 号機は 75mm、2 号機は 6mm、3 号機は 19mm という上昇になります。各作業の状況です。遠隔操作によります瓦礫の撤去は集中廃棄物処理施設周辺にて瓦礫の撤去作業を行いましたけれども、本日のコンテナ回収量としてはゼロ個でございます。累計と致しましては 633 個という事になります。それから 1 号機原子炉建屋のカバー設置工事でございますが、本日は強風のため、作業のほうを中止致しております。明日も壁パネルの設置の予定がございますが、風をみながら作業を行うかどうか、判断致します。部材の搬入の予定は本日明日ともございません。それから明日からは以前ご紹介させて頂きました 4 号機の原子炉建屋上部の瓦礫の撤去を開始致します。南側での瓦礫の撤去を開始致します。それから 1 から 4 号機の取水口南側におきます鋼管矢板ですけれども、台風の養生を本日実施いたしました。明日以降は作業の予定はございません。その他天候の関係で、海水のサンプリングに関しましては、22 日まで中止する予定でございます。水処理装置運転の状況ですけれども、セシウム吸着装置キュリオンの方に関しましては現在 30m³/h で運転中でございます。それから第二セシウム吸着装置に関しましては定格流量での運転での運転を行っておりますけれども、本日夜間に一時的に停止致します。ベッセルの並ぶ順番が誤って配置した関係がございます。その修正を本日夜間行います。時間と致しましては、1 時間程度の停止を行いまして、水を

流す順番を変更致します。それからRO膜によります淡水化装置でございますが、現在2番が運転中でございますが、本日午前中の会見で申し上げたとおり、明日、遠隔監視システムの設置に伴いまして、午前中運転を中止する予定でございます。それからベッセルの交換の実績ですけれども、キュリオン側はHベッセルの3塔と、AGHのベッセル2塔、計5塔の交換を行っております。サリー側のベッセルの交換は本日実績としてはございません。明日もキュリオンそれからサリーともベッセルの交換の予定はございません。プラントの状況につきましては以上でございます。

○司会

よろしいでしょうか。はい、以上で本日の会見は終わります。次回でございますが、22日木曜日16時半からを予定しております。詳しくは改めてお伝えいたします。本日はどうもありがとうございました。